

第
六
編
現
代

第一章 農地改革による農業再編

戦後我国の農業は農地改革によってスタートしたと言ってよいだろう。ここでは天間林村において農地改革がどのようなおこなわれ、農地改革がどのような意味をもったのかを位置づけてみよう。

第一節 『改革』前の農業

一 農村概況

昭和一六年の資料によると、天間林における人口は八、八二人で、農家戸数一、〇二〇戸であった。耕地は総面積二、三三六町で、そのうち田一、四六六町、畑八七〇町である。これを一戸当りで見ると耕地二二・七反、田一四・五反、畑八・二反となっている。農業を他産業との比較で見ると、全体の八七%を占めており、他は工業一七戸、商業五四戸、公務自由二〇戸、その他有業六四戸となっており、圧倒的に農業が多く、純農村地帯であったと言える。

次に農家構成を見ると、第一表のように一町以下の小規模農家が六六三戸で全体の六五%を占めており、一町から二町の中規模農家は二五%、二町以上の大規模農家は、わずか一〇%にすぎないのである。

また、専兼別で見ると、専業農家が九〇三戸で圧倒的に多く、第一種兼業は一七戸で、二種兼業はゼロであ

第1表 経営規模(昭16)

3	反	末	満	}	360戸
3	~	5	反		303戸
5	~	1	町	}	255戸
1	~	1.5	2		30戸
1.5	~	~	3	56戸	
2	~	~	5	16戸	
3	~	~	以		
5	町	計	上		
					1,020戸

る。以上のことから理解できるところ、農業経営の規模が極めて小さく、このことはそれだけで生計を営むことが困難であることを意味する。しかし、本村の場合、他に収入の道をひらくこともできず、結局零細な土地に依存せざるをえないため專業率が高いと言えよう。

自小作別でみると第二表のようになる。我国においては明治・大正・昭和と次第に自作地が減少して小作地が増加した。これに対して政府は自作農の維持創設に努めたものの、あいかわらず小作地は絶対的にも相対的にも増大してきたのである。本村においても自作農は全体の二六%にすぎず、自小作を含めても四八・七%で、五〇%をわっているのである。小作地の大部分は七戸、野辺地の不在地主によつて握られているのである。農地改革実施直前の昭和二年では自作三四七戸、自小作二四九戸、小自作三〇二戸、小作五五八戸となり絶対的にも相対的にも小作が増大していることが理解できる。

このように小作が増加する原因は、零細な農家が圧倒的に多く、他の収入の道がない状況のなかで、貨幣経済化がすすみ、結局小作に転落せざるをえなくなつていったのである。他方、地主側は酒、みそ、しょう油、呉服商、肥料商等の商工業を営んで利益をあげ、その財力で田畑を買入れ、或は近在の農民に酒、反物を掛売りし、また農民に金を貸し、その担保流れとして田畑を入手していったのである。

小作契約は、本村にあつて、大部分が地主と小作人で収獲高の五分づつの刈分け小作という方法をとつていた。

また多くの場合夫役を伴い隷属的な色彩が強かったと言える。

二 農業構造

第2表 小自作別(昭16)

自作	265戸
小自作	227
小自作	210
小自作	308
計	1,010
その他	10

天間林村の沿革は古いが、開田は明治初年「三年に一回作を覚悟」で行われたといわれ、大正二年における水田面積八〇三町が昭和五年には一、四六六町に増大している。しかし冷害常習地であり、品種その他の改善にもかかわらず、反当りの収量は低い。昭和六年から昭和二〇年までの一五年間の年平均反収は一・三四石である。天間林村中島部落の中島信氏の坪刈成績によれが左記の通りである。

昭和	反	収	石
6	1.48		
7	1.74		
8	1.78		
9	0.62		
10	0.45		
11	1.47		
12	1.58		
13	1.74		
14	1.83		
15	0.85		
16	0.46		
17	1.62		
18	1.72		
19	1.69		
20	1.13		

この資料から理解できるところ、凶作時を除いた場合は反収の水準が一・七前後になっており、水稻生産力が停滞していることを表わしていると言えよう。したがって農家の暮らしは苦しく、平年でも出稼を必要とし、またたびたび起る凶冷のため負債は累積し、抵当に入った農地は次々に他者にとられていったのである。

農業生産手段については、自動耕耘機三、脱穀機五、籾摺機一六、揚水機一、除草機三〇が普及していたが、

牛、馬に依存する度合が非常に大きかった。田面積一、四六六町のうち牛馬耕面積は七〇〇町で四八%を占めており、畑においては五〇〇町で五七%を占めていた。

以上みてきたように、戦前における農業は生産力も低く、零細な農家が多く、また地主、小作という半封建的土地所有関係に、さらに冷害という劣悪な自然条件が加わり、二重、三重にも厳しい状況下におかれていたといえよう。

第二節 農地改革の展開

一 第一次農地改革

昭和二〇年八月一五日の敗戦により我国の戦後がスタートしたわけであるが、戦後の日本改革の第一歩がまさに農地改革であったと言える。

第一次農地改革とよばれる農地調整法の改正法は昭和二〇年の一〇月から十一月にかけて農政局内部で極秘のうちに検討が進められ、これが改正農地調整法案の骨子となったのである。その概要は次のとおりである。

(一)自作農創設―不在地主所有の小作地全部と在村地主所有の全国平均三町歩を超える小作地とが強制譲渡の対象となる。

(二)小作料の金納化とその統制―小作料を廃止し従来の現物納、代金納の契約を禁止し、小作料はすべて金納とする。

(三) 農地価格の統制—臨時農地価格統制令を廃止し、自作収益価格から算出して農地価格を公定する。田は賃貸価格の四十倍、畑は賃貸価格の四八倍を最高価格とする。

(四) 農地の移動統制—臨時農地等管理令をうけつぎ農地の所有権、賃借権等の設定、移転は地方長官の許可をうけなければならぬ。

(五) 市町村農地委員会の刷新—従来の官選を改め、地主、自作、小作各層から五人づつ委員を選挙する。委員会には改革実行機関として相当な権限を付与する。

(六) 耕作権の安定—小作契約の解約、更新、拒絶には市町村農地委員会の承認を必要とする。^(四)

このような農林省原案が閣議に提出されたが、この閣議で、次のような修正がおこなわれ、極めて地主側に有利なものとなった。その内容は(一)地主保有面積が三町から五町へ引き上げる。(二)地主が現在耕作するか、あるいは耕作予定の農地は強制譲渡の対象としない。(三)地主に異議申立、訴願を認める。(四)耕作目的で農地を取得する場合は地方長官の認可を必要としないというものであった。以上のような修正が加えられたのち第八九議会上に提された。しかし地主側の猛烈な反対にあい、審議未了として握り潰されようとしたが、一月九日連合軍総司令部から、いわゆる「農民解放指令」が出され、やむなく改正農地調整法を通過成立させることになり、一月二十九日法律第六四号として公布されたのである。しかしこの法律がいざ施行されようというときになって、かじんの農地委員会の選挙が連合軍総司令部の意向で延期となり、事実上第一次農地改革は殆ど有名無実におわったのである。

しかし前述した連合軍総司令部からの「農地改革についての覚書」、いわゆる「農民解放指令」は、のちの第二次農地改革に決定的な影響をおよぼした。したがって、ここでその全文を紹介しておこう。

一、民主化促進上経済的障害を排除し、人權の尊重を全からしめ且数世紀に互る封建的圧制の下日本農民を奴隸化して来た経済的桎梏を打破するために日本帝国政府はその耕作農民に対しその労働の成果を享受させる為現状より以上の均等の機会を保證すべきことを指令せられる。

二、本指令の目的は全人口の過半数が耕作に従事している国土の農業構造を永きに互つて病的ならしめて来た諸多の根源を芟除するに在る、その病根の主なるものを掲げれば次の如し

A、極端なる零細農形態 日本の過半数の農家が一・五エーカー以下の土地を耕作している。

B、極めて不利なる小作条件下における小作農の夥多 日本農民の四分ノ三以上が小作乃至自小作であり収獲の半分乃至それ以上の小作料を支払っている。

C、極めて高率の農村金利の下における農村負担の重圧 全農村在住地帯の半数たらずが僅かにその農業収入を維持し得ているに過ぎない程度に農村負債は農村深く食い入っている。

D、商工業に対比し格段に農業上に不利なる政府の財政政策 農業金融の金利及び農業に対する直接税は商工業におけるそれより遙かに重圧的である。

E、農民の利害を無視せる農民乃至農村団体に対する政府の権力的統制 農民の利害と懸け離れたる統制団体により一方的に割当てられたる供出割当は往々にして農民を飯米農乃至供出非協力利己的農家に追込ん

でいる。

日本農民の解放はこの如き農村の基本的禍根が徹底的に芟除せられるに至るに非ざれば進行を始めないであろう。

三、よつて日本政府は一九四六年三月一五日までに次の諸計画を内容とせる農地改革案を本司令部に提出すべし

- A、不在地主より耕作者に対する土地所有権の移転
- B、耕作せざる所有者より農地を適正価格を以て買取る制度
- C、小作者収入に相応せる年賦償還による小作人の農地買収制
- D、小作人が自作農化したる場合再び小作人に転落せざるを保証するための制度

右保証は左記事項に至るべし

- (1) 適正利率による農村長期及び短期信用の普及確保
- (2) 加工業者及配給業者の搾取に対する農民の保護手段
- (3) 農産物価格の安定策
- (4) 農民に対する技術上その他の啓発事項普及の計画
- (5) 非農民的利害に支配せられずかつ日本農民の経済的文化的進歩を目的とせる農村協同運動の醸成並に奨励計画

E、なお日本帝国経済への寄与に相応したる農民の国民所得分け前の享受を保証するため必要と認められる計画を提出すべし。^五

この連合軍総司令部による「農民解放指令」の意図するものは日本帝国主義の経済的、人的基盤を解体させるところにある。つまり、農村の半封建制による農民の貧困は国内市場を狭隘化させ、海外への帝国主義政策を誘発させる。したがって農民を解放することによって国内市場の拡大を意図したものと見えよう。

また半封建的取奪構造下で貧困にたえる農民が日本帝国主義軍隊の予備軍になっているため、この人的要素を解体させる意味をもつものであった。

また同時に敗戦による食糧危機を緩和させ、食糧生産を確保するために、その供給基盤である農業を根本的的改革する必要があつたのである。つまり敗戦による混乱をさけ、食糧を確保することによって国内の安定化をはかろうとしたものであった。

二 第二次農地改革

昭和二〇年 二月九日の「農地改革についての覚書」に対する回答は、文中にもあるように翌年三月一五日までに提出しなければならないため、政府は第八九議會を通過した農地調整法の改正法案の内容に、

- 一、地主の保有面積平均五町歩をさらに三町歩程度に縮小する用意がある。
- 一、農地の移動制限を強化する。
- 一、自作者の転落防止のために新たな措置を講ずる。すなわち協同組合法および農業保険法の改正法律を作る。

旨をつけ加えて三月一五日回答をした。これについて三月二〇日と二六日の二回にわたって占領軍当局と農林省の間で非公式の討議がおこなわれ、また対日理事会は特別会議を開催し討議をかさねた結果、つぎのような見の一致を見た。

(一) 二〇年一月九日附マッカーサー元帥の農地改革に関する指令の承認

(二) 二十一年三月十五日日本政府提出の農地改革の否認

(三) 農地制度改革の最低必須条件としての諸項目の決定

イ 不耕地主の保有限度を三町歩（北海道一〇町歩）とする。

ロ 改革の実施は国が責任を負い、国が地主から買収して之を農家に売渡すこと。地主と小作人の直接の売買を禁止する。

ハ 農家が農地を買取るには年賦にすること、買収は一家の生計を維持するに必要な面積（平均一町歩）に限定すること。

ニ 二〇年一月二日八日以降の農地の移動（売買及び小作地取上）は無効とし、農地買収計画はこの日の農地の状態に基いて樹立すること

ホ 農地の交換分合を所有権の移動に併行して可及的実施すること

ヘ 小作関係の法令を強化し、小作契約の文書化を強制すること

ト 農地改革は二ヶ年間に完了すること。^(六)

これを対日理事会の決議として採用し、日本政府に対して、この線に副つて第二次農地改革を行うよう勧告することになったのである。

政府はこれらの経緯にかんがみて、いよいよ第二次農地改革の実施にかかり、七月二六日の閣議で「農地制度改革の徹底化に関する措置要綱」を決定、これに基いて「自作農創設特別措置法」および「農地調整法中改正法律案」の二法を作成、九月七日第九〇特別議會に提出した。

つぎに、これらの第二次農地改革の内容にたちいつて検討してみよう。

第一点は、地主の保有面積が平均五町歩から内地平均一町歩、北海道四町歩にひき下げられたことである。これにより小地主、不在地主に大きな影響を与えることとなり、農村内部の勢力関係が大きく変わる結果となる。

第二点は、第一次農地改革において自作地の買収は対象外であったが、ここでは平均内地三町歩、北海道一二町歩以上で「耕作の業務が適正でないもの」は超過面積を買収しうることになった。しかしこのことは粗放的な経営化の道をふさぐことになるのである。

第三点は、農地価格が無償に近い有償で売渡されることである。これは私有財産権に対する權威をあくまで守るという配慮がなされていることを意味する。

第四点は、農地改革を見こしてのヤミ取引（農地売買、小作地取上等）をおさえるために一定規準時（二〇年十一月二三日）を決め、それ以後の土地移動、小作関係の変化を認めなかったこと。

第五点は、農地の買受けにおいて、単に小作地を自作化することであつたため、個々の農家の経営規模の差の

是正がこの改革においておこなわれなかった。

第六点は、小作農が支払う農地代金が、年利三分三厘の三〇年以内年賦支払の便宜が与えられたことである。

第七点は、市町村農地委員会が自作農となるべき農民の申出により宅地、建物、採草地、農業施設等の買収を適当とみとめた場合、政府はこれらの買収ができることである。しかし、山林自体の解放については一言もふれられていない点は問題であったと言えよう。

第八点は、小作関係の調整と農地委員会を規定する「農地調整法」が改正されたことである。その改正の主なるものは、土地所有者本位の農地調整から耕作者本位のものに変ったこと、さらに農地移動が一層嚴重となり名目的な耕作を目的とする場合でも統制されることになった。また耕作権の確立のために市町村農地委員会の承認を要することなしには「農地の質貸借の解除、解約、更新の拒絶」ができず、かつ罰則の対象とした。また市町村農地委員会の構成は地主三、自作二、小作五の割合となり小作農に有利なものとなった。

三 農地改革の実施過程

昭和二十一年一〇月二一日第二次農地改革に関する法律（自作農創設維持法、改正農地調整法）が公布され、農地改革の実施ということになったのである。農地改革の実施にあたって最も重要な役割を果すのは農地委員会である。第一次農地改革における農地委員会の構成員は地主五、小作五、自作五で、さらに地方長官の選任する「徳

望経験者」三であったが、第二次改革ではこの構成が小作五、地主三、自作二と改められ、より耕作者に有利なものとなった。この農地委員会は非常に広汎な権限を与えられており、この改革の実質的主体者と言ってよいと思う。その権限の主なるものは左記の通りである。

○ 自作農創設特別措置にもとづく権限

- (1) 農地、農業用施設、採草地、建物、未墾地の買収計画の作成、及びこれらの所有者の申立てる異議の決定。
- (2) 農地、農業用施設、採草地、宅地、建物、未墾地の売渡計画の作成及び買受申込者の申立てる異議の決定。
- (3) 特別の事由で一時不在となつてゐる者を不在地主としないことの認定
- (4) 不在地主が在村地主かの認定について隣接市町村の一部区域の例外取扱の指定
- (5) 自作農の一定面積以上の自作地、仮装自作地、法人団体の一町歩以下の小作地、不耕作地、地主から売渡を申込んだ農地について買収すべきものの決定

○ 農地調整法にもとづく権限

- (1) 農地の賃貸借の解除、解約又は更新拒絶の承認申請の処理
 - (2) 小作料の適正化
 - (3) 政府から買受けた自作地以外の農地について耕作を目的とする賃借権などの取得の認可申請の処理
- その他農地関係の調整に関し勅令で定めた事項
- (1) 小作関係やその他農地の利用関係についての斡旋及び争議の防止

(2) 農地の交換分合の斡旋その他農地事情の改善に関する事項

市町村農地委員会の第一回選挙は昭和二十一年二月二〇日から二八日までの間に全国的に行われることになり、青森県では二月二三日に県下一せいに実施された。また第二回の選挙も昭和二十四年八月一八日に全国一せに行なわれた。本村における農地委員は次の通りである。

第一回農地委員

附田又次郎 町屋永次郎 衣川武雄

小又友吉 天間又蔵 田島徳太郎

沢田喜代太 高田乙松 中村儀三郎

中村専右衛門

第二回農地委員

附田又次郎 天間又蔵 高田乙松

坪得三郎 中村儀三郎 中村専右衛門

鳥谷部栄八 坪重之助 田島松次郎

高松勉

〔書記〕

坪市太郎 附田愛一 甲田吉未

天間直太郎 坪松次郎 花江保五郎

工藤政太郎 鳥谷部喜代松

以上の農地委員によつて農地改革は実施されたのである。

農林省は第一回の農地買収を昭和二二年三月三十一日現在を行うことを決定し、県に指示してきた。県はこれによつて各市町村農地委員会を指導し買収に当らせた。これ以後天間林村における農地の買収は次の通りおこなわれた。

第一回買収期日	昭和二二年	三月三十一日
第二回	〃	七月 二日
第三回	〃	一〇月 〃
第四回	〃	一二月 〃
第五回	〃	二三年 二月 〃
第六回	〃	三月 〃
第七回	〃	七月 〃

第八回	〃	〃	一〇月	〃
第九回	〃	〃	二月	〃
第一〇回	〃	〃	二月三十一日	
第一一回	〃	〃	二四年	三月 二日
第一二回	〃	〃	七月	〃
第一三回	〃	〃	一〇月	〃
第一四回	〃	〃	二月	〃
第一五回	〃	〃	二五年	三月 〃
第一六回	〃	〃	二五年	七月 二日
第一七回	〃	〃	二月	二日
第一八回	〃	〃	二六年	三月 二日

一八回にわたる買収によって全体の九割以上を実施したが、残りの部分は昭和二七年一〇月二〇日の第二四回までの買収によって、ほぼ完了したのである。

他方、農地の売渡しは農地買収の進捗に伴い並行的におこなわれた。買収された農地は自作法施行令第一八条に定める「買収の時期において、当該農地につき耕作の業務を営むる小作農その他命令で定める者で、自作農と

して農業に精進する者」を対象として売渡されたのである。

天間林村農地委員会による買収ならびに売渡し実績はつぎの通りである（第三表を参照）。

以上のように買収ならびに売渡がおこなわれたが、すべてスムーズに実施されたわけではない。農地委員会の買収計画および売渡計画に対して、所有者および売渡申込者は異議を申立が出来た。本村においても、いくつかの異議申立があった。資料の関係上、すべてを捉えることは不可能であるため、ここでは一つの事例を紹介しておこう。

異議申立書

昭和二五年六月二七日

上北郡甲地村字乙供

〇〇〇〇

天間林村農地委員長 附田又次郎殿

昭和二五年六月二五日貴農地委員会において決議した卒古沢二六号及び同二四号地の牧野売渡の件は法律上重大なる錯誤のある事実を確認しましたので左の理由を附し、正式に異議申立てをする次第であります。

左 記

天間林村史

一三三三

一、上北郡天間林村大字天間館字卒古沢二六号 六町一反六畝一五歩

〃 〃 二四号 二町三反六畝二六歩

右の土地は昭和二〇年九月二〇日私の叔父〇〇〇〇が〇〇〇〇より三万一千円の高額をもって買受けたものを同二二年四月一五日私が叔父から無償譲渡を受けたることによって同日より事実上所有権は私に移ると共に私が林間採草地として使用してきたものであります。更に該土地は牧野としては保有面積以内であるから政府買収になるべき土地ではないと思ひます。

二、貴農地委員会において昭和二四年七月一括買収したる事実がたとえ正当なる行為としても之を売渡しするに際しては事実上の所有者であり、使用者である私に法律上認められた保有面積として私に其の売渡すべきが至当であると思ひます。然るに今回売渡しするに際して二町歩の削減をして居る事は極めて不当であると思ひます。

三、昭和二五年六月二五日貴委員会において引用した根拠法上にもまた重大なる疑義を有するものであります。

以上三点をもつて異議申立てるのでありますから貴委員会においては更に慎重審議の上全部私に売渡しする様御取計願ひます。

以上

これに対して天間林村農地委員会は、つぎのような決定をおこなった。

決定書

申立人住所氏名 上北郡甲地村字乙供 ○○○○

右の者卒古沢地区牧野売渡計画に対し異議申立をなしたるにつき当村農地委員会は左の通り決定する。

記

一、決定の要旨

昭和二五年六月二九日附申立人の為した申立は「異議の申立は相立たず」と決定する。

一、決定の事由

申立人は申立の理由として

- 1、所有権及使用者は申立人であり且つ限度内であるから買収の象照にならない
 - 2、保有できる面積より売渡した際に二町歩削減するのは不当である
 - 3、昭和二五年六月二五日当委員会において引用した根拠法上に疑義がある
- 以上三点を理由に全部売渡してもらいたいというのである。

天間林村史

これを調査した処第三項の引用した根拠法上の疑義が申立の根拠となるのであるが、当村農地委員会において所有者天間林村長より自作農法第四〇条の二により買収し、四一条によつて農業に精進する見込のある者に売渡したものであるが、該土地は申立人が保有限度内であるから買収の対象にならないと主張して居るが自作農法第四〇条ノ二第四項第二号による買収は可能であり、然も此の場合削減された二町歩は定められた面積（二二町八反）の二割五分以内であり、従つて自作農法施行規則第二八条の二に抵触しない。以上により第一項は買収の対象となる。第二項の削減した面積は不当でない。第三項の根拠法上農地委員会の採りたる手段に疑義がない。

右理由により申立人のなした申立は異議の申立相立たずと決定する

昭和二五年七月一〇日

天間林村農地委員長 附田又次郎

このような異議申立てはあつたものの、村全体としては、比較的平穩におこなわれたといえよう。

第三節 農地改革後の農業

一 農地改革による自作農化とその問題点

以上の改革によって、昭和二二年に自作三七戸、自小作二四九戸、小自作三〇二戸、小作五五八戸であったものが農地改革後の昭和二五年には自作が一、三一九戸で全体の八六%を占めることとなった。さらに昭和二八年では自作一、五六四戸（八九%）、自小作一五六戸（九%）、小自作二〇戸（一%）、小作一一戸（一%）となり圧倒的に自作農が増大し、農地改革の成果を顕著に表わしている。また小作料も戦前の一割程度で、金納になったため、農地改革の目的である小作制度の抑制は達成されたとみてよいであろう。

しかし、このことは農地改革の当初の目的をすべて達成したことを意味しているわけではない。昭和二〇年一月に出された「農地改革についての覚書」において指摘された農業構造の病根のうち、小作制度の抑制については成果をおさめたものの、農業経営の零細化を防ぐことはできなかったのである。経営規模別の変化を見ると、昭和二二年に一町歩未満の零細な農家の割合が一四%であったものが、改革後の昭和二五年には一六%、昭和二八年には三三%と激増しているのである。逆に二町歩以上の適正経営中堅農家は昭和二二年に三九%も占めていたのが昭和二五年三五%、昭和二八年二五%と減少している。当時、独自の経営のできる水田面積は二町歩以上と言われていたが、本村においては二町歩以上の農家は七九戸で、全体のわずか五・一%にすぎないのである。また米作をしない畑作農家が二三五戸（一五・二%）も占めているのである。以上のことから理解できるごとく

第4表 経営規模別農家比率の推移

	昭和16	22	25	28
3反未満	35	5	4	17
3反～5反				
5反～1町	30	9	12	16
1反～1.5反	25	47	49	42
1.5反～2反				
2反～3反	3	29	27	16
3反～5反	6	8	7	8
5町以上	1	2	1	1
計	100%	100	100	100

「昭和28年冷害実態調査報告書」より作成

農地改革によって零細化を阻止するというより、むしろ逆に零細化に拍車をかけたと言える。

また、この改革において農地における過度の人口集中を是正することが、その目的の一つであったが、戦後の復員、引揚、失業者の増大を農村地域がひきうけたかたちになっている。本村においても昭和一六年の人口が八、八一二人であったものが昭和二八年には五九%増の一四、八七三人に増加しており、農家戸数も一、〇二〇戸から五〇%増の一、五三〇戸になっている。これに対して耕地面積は昭和一六年の二、三三六町歩から、わずか一〇%増の二、六七四町歩に拡大したにすぎない。さらに耕地の内容をみた場合、田は逆に二〇%減少しており、耕地の増加は畑、園地の拡大によるものである。したがって一戸当りの耕地は昭和一六年に二二・七反であったものが昭和二八年には一七・五反に減少しており、田の場合は一

四・五反から約半分の八・〇反まで激減しているのである。すなわち、農村人口、農家戸数が増加する割合に耕地が増加せず、本村においては、田は逆に減少しており、一層の零細化が進行したことをものがたっている。

次に農家の専業別を検討してみよう。昭和一六年における専業農家の割合は全体の九一%であったが、昭和二

二年になると七八%まで減少し、兼業農家が増加していることがわかる。しかし農地改革後の昭和二五年には九一%に上昇し、昭和二八年も同じ割合を示している。これは農業で自活できない農家でも他に仕事があれば専業化せざるをえないことを意味しており、本村においては、改革後逆に専業農家が増加するという特徴を示している。したがって、この改革によってより多くの人口が零細な耕地に集中し、過剰人口、潜在失業問題をかかえる結果となったのである。

以上みてきたように、農地改革は、本村においても根底的な変革をもたらしたものの、農家の経済的基盤は逆に弱体化し、より一層の零細化がすゝめられたと言えるのである。

二 農民収奪の深化

戦後の経済復興の具体策は昭和二一年末以降、傾斜生産方式という経済政策によっておこなわれた。この方式は産業発展の基礎となる石炭、鉄鋼、電力などの基幹産業に資金、資材、労働力を重点的に投入するというものであった。

このような産業復興のためには資金の裏づけが必要であり、そのためにつくられたのが復興金融金庫であり、復金債を発行し、資金調達をおこなったのであるが、復金債は大部分日銀引き受けによって消化されたため、日銀券の増発をまねき、それがインフレを誘発させる結果となった。

このような激発するインフレのもとで、昭和二四年占領軍の経済財政顧問であったドッジ公使は、このインフレを終息させるために超均衡財政を強行したのである。

第5表 農業への重税

	昭和23年	昭和24年	昭和25年	昭和26年
所得税総額(1)	2,018億円	2,993億円	2,157億円	2,797億円
申告所得税中農業分(2)	391	422	163	46
(2) / (1)	19.4%	14.1%	7.6%	1.6%
(2)/農業所得	15.4	14.5	7.3	4.1

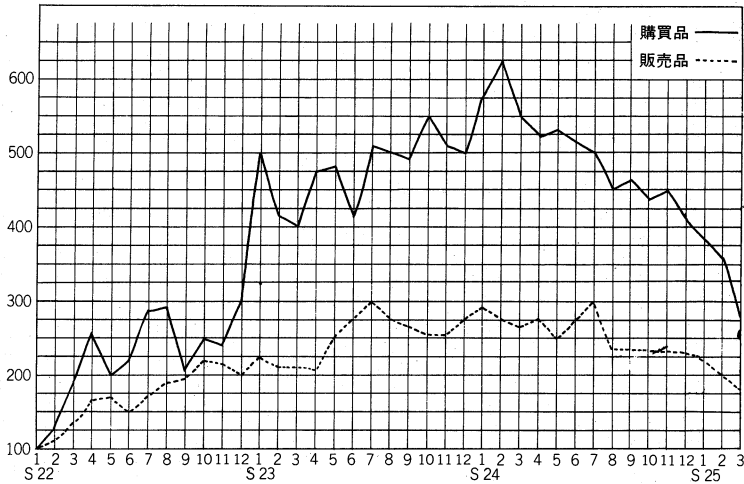
こうしたドッジ・ラインの農業に与えたインパクトは低米価政策であった。当時食糧不足の状況下で、我国は輸入食糧に大きく依存していたために、輸入食糧価格は国内産政府買入価格を大幅に上回っており、膨大な輸入食糧価格差補給金が支出されていた。このドッジ・ラインでは、国内産米麦の政府買入価格を引き上げると、それに反比例して輸入食糧補給金が減少するため、この輸入補給金だけを残すという政策がとられた。したがって農民に対して輸入米麦価格よりも低い価格で買入れをおこなったのである。

米価決定に際してパリティ方式がとられたのであるが、このパリティ米価はもともと低米価—低賃金という構造で成立しており、それにドッジ・ラインが加えられ農家の再生産費をまったく無視した低米価が強行されたのである。

例えば、二四年産米の生産者価格決定に際して、米価審議会は石当り四、七〇〇円と決定し政府に答申したが、政府はパリティ指数を一五六・四三と想定し、基本米価石当り四、二五〇円、俵代一〇九円、等級価差四四円として生産者基本価格を四、四〇三元と決定した。これに対して昭和二四年における石当りの生産費は青森県において五、〇七一円（農林省青森作物報告事務所調べ）であり、いかに米価が低くおさえられたかが理解できよう。

第6表 青森県農村物価指数 (昭和22年1月~25年3月)

天
間
林
村
史



(注) 昭和25年版「東奥年鑑」193頁所収

次に農家への課税の強化をみてみよう。ドッジは昭和二四年の予算編成にあたり、税収の増大とさまざまな補助金の削減をおこなうことよって均衡財政を編成したのであるが、農業に対する課税はとくに強化された。昭和二三年と二四年の農業課税はそれぞれ三九一億円と四二二億で、所得税総額に占める割合は一九・四%と一四・一%となっており、農業への課税率がいかに高いかがわかる。また農業所得に占める割合も一五・四%と一四・五%で非常に高く、いかに農家経済を圧迫しているかが推測できる。

このような農業への重税を基礎にして工業部門の発展が生じたのである。低米価、さらに農業への重税という農民収奪を基礎にして戦後の工業部門を中心とした経済復興が強行されたのである。

また、敗戦直後の食糧危機に対処して、一方で占領軍による「援助物資」の「恩恵」的な放出が行なわれると

ともに、戦時体制下での、とくに食糧管理法(昭和一七年)によって、食糧の生産から消費にいたる全面的管理・直接統制が、そのまま継がれた。この食糧の国家管理は、農民への作付統制、供出の事前割当、警察力や占領軍のジープまで動員した強権発動などによって、むしろ一層強化されたものとなり、農民の自家飯米部分にまで喰いこむ、裸供出、根こそぎ供出が強行されたのである。もともと供出米の全体の量や総生産量に対する比率は、戦後最高の昭和二三年、二四年で五〇%で、戦時末期の六〇%より低下し、またそれだけやみ市場に参加する量も上廻っているが、しかしそれにもかかわらず、それがいぜんとして根こそぎ供出であるのは、一部地主・富農の側にやみ米給源をつくりだしながら、それによってかえっていつそう広汎な中・貧農層に極度な飯米不足を常態とする裸供出を強制実現していることにもとづいている。

このような重税・強制供出・低米価という状況下にあつて、農家の売るものと買うものとの間のシェーレ現象が激化したのである。昭和二二年一月から昭和二五年三月までの青森県における農村物価指数をみると(第六表参照)、昭和二二年までは価格差がそれほど大きくないが、昭和二三年になると三倍以上の価格差が生じ、それが昭和二四年までつづくのである。このような激しいシェーレ現象のなかで農家経済は急激に苦境に立たざるを得なくなつてゆくのである。

以上みてきたように、農地改革によつて半封建的地主制が解体され、大量の自作農が創出されてきたものの、農家の経済的基盤は、より一層弱体化し、零細農家が激増したのである。本村において全く同様の傾向が見られ、さらに厳しい自然条件が加わり、前途多難なスタートであつた。

註

(一)「昭和二八年冷害実態調査報告書」による。

(二)地主の諸類型は、一般的にいつて、「豪族型」、「高利貸商人型」、「農民型」の三つに分けられるが、本村の地主は「高利貸商人型」と「農民型」の二つに分類できよう。不在大地主の多くは「高利貸商人型」であり、在村地主の多くは「農民型」である。

(三)『青森県農地改革史』によると、上北郡は地主と小作で収獲高の五分づつ分配であったとのことである。

(四)青森県農地改革史編纂委員会編 『青森県農地改革史』昭和二十七年 四二二頁

(五)同書 四二三頁

(六)同書 四二四頁〜四二五

(七)昭和二十七年天間林村事務報告書より作製

第二章 戦後開拓と開拓生活

第一節 緊急開拓事業計画の成立とその展開

敗戦後の未曾有の混乱のなかで次第に戦後の再建策が呈示され始めたとき、いちはやくとりあげられたのが開拓計画であった。昭和二〇年一月、「緊急開拓事業実施要領」（以下「第一次計画」と略す）が閣議決定をみ、これによって戦後の農地開拓政策が展開されることになったのである。

この「第一次計画」によると、開拓事業の目的は「終戦後の食糧事情及び復員に伴う新農村建設の要請に即応し大規模なる開墾、干拓及び土地改良事業を実施し以て食糧の自給化をはかると共に工員、軍人其他の者の帰農を促進せんとす」と述べられている。

すなわち、開拓事業の目的の第一は、食糧問題の解決にあった。敗戦による植民地の喪失は、我国における食糧需給のバランスを崩壊させてしまった。そのために食糧危機に直面することになり、食糧自給体制をつくりあげることが急務であり、その打開策として開拓事業が実施されることになったと言えよう。

第二の目的は人口問題の解決であった。敗戦にともない軍隊からは復員者、軍需工場から失業者、爆撃による戦災者、海外からの引揚者等によって人口が急増し、失業者が千万人以上と予想された。そこでこれからの失業

者に応急的に就労機会を与えなければならぬが、産業の大部分は戦争によって破壊されているため、農業以外に適当な就労機会がなかったと言える。したがって農地開拓が最も有力な失業対策として考えられたのである。

この「第一次計画」における開拓事業計画は、次のようなものであった。

- (一) 開墾によって五ヶ年間に一五五万町歩（内地八五万町歩、北海道七〇万町歩）の耕地を造成する。
- (二) 干拓によって六ヶ年間に一〇万町歩の湖海を耕地とする。
- (三) 客土、機械、暗渠排水、耕地整理等によって概ね三ヶ年に約二〇〇万町歩の土地改良を行う。
- (四) 開墾、干拓によって造成された耕地に五ヶ年間に一〇〇万戸の自作農を創設する。
- (五) 事業完成後の主要食糧増産目標を一、四〇〇万石（米換算）とす。

この事業計画の実施にともない、青森県においても農地部を設置し、耕地造成面積五万ヘクタール、自作農創設二、〇〇〇戸を目標とした開拓事業がすゝめられた。また国営直営事業として三本木原が指定され、六、七四〇町歩を四ヶ年間で開墾することとなった。

しかし、緊急開拓事業計画は、二年後の昭和二二年一〇月より新しく再出発することとなった。これが「開拓事業実施要領」（第二次計画と略す）である。この改訂の目的は、第一次計画がその計画どおりにゆかなかったことを認識し、その上に立って、事業の長期計画化と、営農問題の重視をはかるものであった。つまり、第一次計画の行き詰りを開拓事業の長期的性質の軽視と入植後の看過によってもたらされたものと考えたのである。したがって、この第二次計画の特質は、第一次計画とは本質的変更はなかったものの、次のようなものである。

その第一は、この事業の緊急対策性格が弱められ、長期的性格が与えられた。

第二は、失対事業としての社会政策的色彩がうすれ、入植者の生活安定を重視し、また増反農家の積極的增加計画が打ち出され、より生産政策的色彩を濃厚にした。

第三は土地改良事業の比重が顕著に増大したことで、耕地拡張から反当収量の増大へ転換したことである。第二次計画における実施方法は次の通りである。

(一) 開拓地の選定に当つては開拓地選定基準により調査を実施し、その調査に基づいて、開拓審議会適地調査部会で適否を審査する。

(二) 開拓適地として選定されたものは自作法の定むる手続により農地委員会で買収計画または移管計画を立て国が開拓財産として取得する。

(三) 開拓用地として取得されたものについては一地区毎に地区開拓計画を樹立する。

(四) 開拓予定地区は地区開拓計画に基づき入植、増反者に配分する。入植者、増反者は開拓審議会の議を経て知事が決定する。

(五) 開拓地区の道路、かんがい排水路等の基本工事は原則として国費によつて国営又は都道府県への委託によつて行い、小規模の開拓地については国費の半額補助によつて開拓者の協同組合が行う。

(六) 開拓地区の開墾と営農は開拓者またはその組織する団体によつて自主的に行い、国は入植者またはその組織する団体に対して住宅補助、開墾補助金、営農資金を交付融通するとともに、営農、生活の指導に当る。

戦後開拓は、いままで見てきたように、緊急開拓実施要領(第一次計画)と昭和二二年における改訂「要領」(第二次計画)に基づいて実施されたわけであるが、昭和四五年の開拓行政終了までの二五年間の経緯を、ここで簡単に概観しておこう。

戦後の開拓事業は敗戦による復興再建の一環として、まさに国策として実施された。昭和二〇年の「緊急開拓実施要領」の成立によつてスタートしたわけであるが、この計画自体めん密な検討に基づいたものでなく、入植者についても農業経験のない軍人や都市戦災者が多く、無計画な入植が行われたため、当初から前途多難であつた。このため昭和二二年に同「要領」を改訂し、入植前に地区開拓計画を策定すること、入植選考制度を確立して適格者を厳選することを定め、さらに国の援助策を定めた。しかし、実態は無計画な入植に加えて、資材、資金等の不足、技術の未熟等によつて目的とする営農の安定にはほど遠いものがあつた。

昭和二〇年代後半に入ると、開拓農家の営農進度において個人差、地域差が表面化し、さらに二八年〜二九年の冷害に見舞われ、営農不振は決定的なものになつていった。そのため農林省は昭和三二年、根本的打開をはかるため「開拓地営農振興臨時措置法」を制定した。これによつて不振な農家に対して、より具体的な援助を図ることとなつた。本県においても、国の振興対策と併せて、昭和三二年、青森県開拓経営安定計画を樹立し、対策をこつたることになつた。

昭和三〇年代になると、我国は、いわゆる高度経済成長期に入り、農業もこれに対応した農基法農政に移行した。戦後の開拓事業も、これによつて大きな転換期を向え、農基法農政に沿つて農業構造改善の一環として位置

づけられることになるのである。すなわち昭和三六年より、開拓パイロット事業としてすゝめられ、この事業の特色は①対象は一般農家として増反者を主体とした、②事業用地は原則として参加者が自己調整する、③土地改良法にもとづく申請による土地改良事業として実施する、というものであった。^(四)

昭和四〇年代に入ると、なお多くの問題をかかえながらも、一般農家とかわらない水準になったということ、一般農政への移行がすゝめられ、昭和四四年の次官通達によって開拓行政の事実上の打切りの方針が定められたのである。

第二節 三本木国営開墾事業の成立

天間林村における開拓事業は三本木原国営開墾事業の一環として、天間林工区として実施されたのである。したがって、この国営事業についてふれておく必要がある。

三本木原国営開拓事業の歴史は古く、昭和一三年に国営事業として発足している。水野陳好著『大志を継いで』ならびに『十和田市史』によれば、昭和一三年一月二五日、三本木原開墾国営事務所が設置され、スタートした。三本木原の開発は、もともと新渡戸伝翁によってすゝめられたのであり、安政二年に、雄大な構想のもとに、用水源を奥入瀬川に求め、稻生川を開き出したのが始まりである。

戦前の開拓事業は紆余曲折を経てすゝめられたものの、水田造成の完了はわずか一六〇ヘクタールにすぎず、さらに太平洋戦争によって一時事業を中止せざるをえなかった。

しかし、敗戦後、昭和二〇年十一月に「緊急開拓事業実施要領」が閣議決定され、改めて緊急開拓事業として、軍馬補充部三本木支部の用地と農地改革によって解放された国有、民有の開拓地を新に編入し、昭和二十一年一月一六日付を以って、この地区の開拓事業は再び国营事業として実施の運びとなった。

戦後の開拓事業は、その事業区域を十和田市のみならず三沢市、百石町、上北町、東北町、下田村、天間林村、六戸町まで拡大し、地積は一二、二二八町歩におよぶものとなった。このうち開田二、九三〇町歩、開畑四、七八〇町歩を造成して新に二、二〇〇戸の農家を入植させ、また地元零細農家五、三〇〇戸に適正規模の新農地を増反させるといふものであった。この開拓事業は三本木工区、沼崎工区、谷地頭工区、天間林工区の四つの工区から成り立っており、このうち天間林工区は総事業費一八、七四三、〇〇〇円を投入し、地区面積一、六二四ヘクタールのうち、地形上開田は不適當であることから一、一五六ヘクタールを開畑した。さらに開拓に必要な開拓道路三九、七九四・〇メートル、また防風林一二・〇ヘクタールが建設され、これによって利益を受けた農家は入植農家三〇一戸、増反農家六〇五戸、合計九〇六戸になった。

天間林工区の事業費内訳と三本木国营開墾事業の戦後の推移は次の通りである（第一表、第二表参照）

第1表 天間林工区事業費内訳

建設工事費		17,766,000
工事費		—
防水堤費		—
頭首工費		—
揚水機場費		—
用水路費		—
排水路費		—
道路路費	39,794.0m	16,057,000
防風林費	12.0ha	828,000
送電施設費		—
雑工事費		864,000
測量及試験費		—
用地補償費		—
船舶及機械器具費		—
営繕費		17,000
宿舍費		—
農地事業工事々務費		977,000
合計		18,743,000

「青森県戦後開拓史」による

第2表 三本木国営開墾事業の変遷（戦後）

年月日	根 拠	記 事
21.1.16	農林省開拓局決裁	三本木国営開墾事業緊急開拓に転換再発足 2月23日事務所を旧陸軍々馬補充部三本木支部 庁舎に移転 事業、従来の三本木原を三本木工区 とし、天間林工区、谷地頭工区を加え、総面積 11,177.17町
21.6.20	農林省訓令第10号	東北開拓事務所設置、三本木国営開墾事業所と 呼称す
22.9.30		農地開発営団を農林省に移管
22.11.6	勅令第519号	仙台農地事務局設置
23.6.28	23開局第1165号	沼崎工区、根古橋団地（含三本木工区）の計画 認可総面積12,228町、開田2771.37、開畑4,557 土改 115、入植 2,150戸
23.9.1	農林次官通達23開 第1055号	緊急開拓の全額国庫支弁から事業を建設工事と 開墾作業（末端施設、防風林作業含む）に分離 主要建設工事、国営開墾作業、補助事業、農林 省三本木開拓建設事業所と呼称す
28.3.31		天間林工区完了 谷地頭工区地区開拓計画認可 開田482町、開畑1,350町、土改1,838町
35.3.18		沼崎工区計画変更、申請によらない併せ行う 土改（土改87の2の2）
37.3.31		谷地頭工区完了
38.5.1		東北農政局三本木開拓建設事業所と呼称す
39.3.31		三本木工区完了
41.3.31		沼崎工区完了
41.9.30		閉鎖

「青森県戦後開拓史」による

第三節 天間林における戦後開拓

一、戦後開拓の概観

本村における戦後開拓は、前節で述べたごとく、三本木国営開墾事業の天間林工区としておこなわれた。この開拓地は旧陸軍々馬補充部の採草地、放牧地で、地形上の理由からすべて畑地として開発された。旧軍馬補充部放牧地一、六二四ヘクタールに一三の開拓集落が建設され、三〇一戸の開拓農家が入植した。戦後開拓によって作られた集落は坪、金木、夏間木、道の上、中野、十字路、一本木、石沢、曙、白石、舟場向、蒼前、狐久保であり、このうち大部分は国道四号線沿いと県道沿いに位置している。開拓集落の位置は第一図の通りである。

最も早く入植したのは中野で、つづいて昭和二年には約三分の二が入植、昭和二年には蒼前、昭和三年には一本木と曙が、最後に入植したのが狐久保である。

入植した人々の大多数は天間林出身の引揚者で、旧軍馬補充部の採草地とはいえ、原野に近い不毛の地に鋤を入れ開墾をおこなったのである。

二、一開拓集落からみた開拓生活

本村において最も典型的な開拓集落である蒼前を中心に見てみよう。この地区は国道四号線上の坪から北東に入ったところに位置しており、開拓以前は旧軍馬補充部の採草地であった。気象条件は、村の中心地帯より温度が低く、降雪量も多く、風も強いといった悪条件で、村の住民から「天間林村のシベリヤ」と言われたほどであ

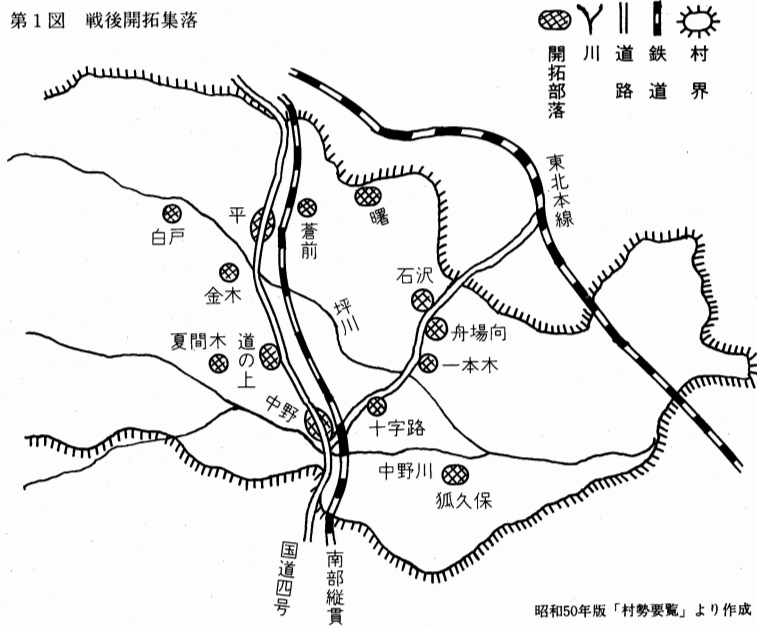
第3表 入 植 状 況

(昭和28年現在)

組合名	入植戸数現数	入植現在戸数の年次別内訳										脱 落 戸 数	年 令 別 入 植 者 人 口					農 業 従 事 者 数		営 農 計 画 面 積				
		20 年	21	22	23	24	25	26	27	28	5才 以下		6～ 14	15～ 19	20～ 59	60才 以上	計	男	女	耕 地		採草薪炭林地		
																				総数	一戸 当り	総数	一戸 当り	
坪	15	14			1								7 5	4 7	3 5	18 15	1 —	33 33	20	19	393	26.0	75	5.0
金 木	15	15											9 12	6 8	1 2	17 19	— —	33 41	17	19	341	23.0	60	4.0
夏 間 木	18	13			3	2							12 16	9 14	4 4	21 20	— —	46 54	21	24	421	23.0	119	6.0
道 の 上	34	32				2							5 7	21 26	5 12	43 38	— 1	74 84	45	34	699	21.0	120	3.5
中 野	40	40											33 20	24 28	6 6	48 45	2 2	113 101	42	47	778	19.4	168	4.2
十 字 路	13	13											8 6	13 7	1 2	13 13	— —	36 28	10	13	244	18.3	91	7.0
一 本 木	23			23						2			15 12	9 12	2 2	24 24	— —	50 60	25	24	600	26.0	120	5.2
石 沢	38	35				1	2			3			20 20	20 16	30 22	41 40	2 1	113 99	53	27	912	24.0	209	5.5
曙	16			14		2				2			6 5	— —	— —	16 14	— —	22 29	16	14	646	40.0	40	2.5
白 石	18	18											17 12	7 6	18 18	— —	42 36	18	18	504	27.0	127	7.0	
舟 場 向	42	38						4					40 45	9 12	2 3	42 40	— —	93 100	40	39	1,064	28.0	380	7.2
蒼 前	34		25		5		4			2			22 18	21 19	5 11	38 36	2 4	88 88	40	39	1,326	39.0	340	10.0
狐 久 保	15							15					— —	— —	— —	15 15	— —	15 15	15	15	300	20.0	210	14.0

青森県農林部開拓課「青森県の開拓事業」より作成

第1図 戦後開拓集落



昭和50年版「村勢要覧」より作成

つた。

この地区の開拓は昭和二一年に一戸が入植しておこなわれたが主体入植は昭和二二年五月二二日で二五戸が入植した。

本村においても、敗戦により多くの外地引揚者が帰郷してきた。最初、引揚者は各親戚の家に身を寄せていたが、引揚者だけで開拓集落を建設することになり、村役場に集まり、相談した結果、蒼前地区に入植することになったのである。土地配分は抽選でおこなわれ、当初一戸当り二町歩の割当となった。昭和二四年から二六年にかけて個人入植として九戸が開拓に加わり、計三五戸となった。入植者のうち大多数は天間林出身の引揚者で、天間林出身外の入植者は、わずか六〜七戸にすぎなかった。

軍馬補充部の採草地とはいえ、原野にちかい状態で土地はやせ、気象条件も悪く、開墾は思うに任せ

なかつた。昭和二二年秋に鍬入れがおこなわれ、人力で畝おこしがおこなわれた。開墾一年目は、種をまいても収穫は種分しかなく、どうにか収穫を得たのはあづき、大豆で、そばは食糧としてどうにか確保できるという状態であつた。天間林村内に親類のあつた入植者は、ある程度米を食べることができたものの、天間林出身の入植者はひえを食べる以外になつたとのことである。また当時食糧政策の一環としてとられた強制供出は、入植したばかりで営農も不安定であり、かつ農業をこれから続けていけるかどうかといった状態の開拓農家にも実施された。わずかとれたばれいしも強制的に供出させられ、わずか二、三俵しか残らず、自家用までも供出されたとのことである。

一方入植者の住宅は、二一年度から最低限度の住宅建築費が補助されたものの、不十分でテント小屋で生活せざるをえない場合もあつたという。蒼前地区の場合は、軍馬補充部の乾草小屋を解体し、その古材で柱を組み、二間〜三間四方の小屋をたてたということである。屋根はカヤでふき、床は丸太を組み、その上に乾草を敷いた草小屋がほとんどであつた。したがって雨がふるとカサをさして食事を取り、冬になると雪が舞い込んできて、朝おきると蒲団は雪だらけという状態であつた。

昭和二三年には、他の開拓集落に比べて比較的早く電灯をつけることができた。これは近くの坪部落まで、すでに電気がとおつていたからである。部落総出で坪から蒼前まで電柱を設置し、自力で電灯をつけたのである。入植者の話によると、電灯がついて始めて人間らしい生活を実感することができたということである。

蒼前地区では、地形上の理由から当初開田がおこなわれず、大豆、あづき、ひえ、そば、麦類、いも類といっ

た畑作主穀経営としてスタートしたが、十分な収穫もえられず、収益性も低いため、冬期間は炭焼きや上北鉱山で働らき、また北海道へ山林労務者として出稼ぎにいかざるをえなかった。

三、疲弊する開拓農民

昭和二二年に制定された「開拓者資金融通法」や「開拓事業実施要領」が二三年から次第に具体化されるようになり、営農資金、開墾補助金、住宅資金として開拓農家に融資されるようになってきたが、現実には一戸当りの貸付額は非常に少なかったのである。さらに昭和二四年のドッジ予算では農業公共事業費が大巾に削減され開拓行政が後退してゆくなかで、開拓農民は、ますます厳しい状況におかれ、離農してゆく人も多くでてきたのである。

結局、戦後の緊急開拓は国策とはいえ無計画で、開拓農民が自活していけるだけの施設や援助などもきわめて不備なものであったため、開拓の労苦はすべて農民に転化されることとなったのである。したがって開拓者の苦労は言語に絶するものがあり、このことは蒼前地区の場合にも全く同様であった。

ドッジによる超均衡予算は二六年まで貫かれ、建設工事の遅れ、営農資金の不足による経営の不振で、開拓農民の意欲を次第に低下させてゆくことになった。また昭和二五年の朝鮮動乱は、我国の第二次産業の復興の足がかりを与えることになり、そのことは相対的に農村の景気を停滞させることになった。この農村景気の落ち込みは開拓農民にとって大きくひびいたのである。

さらに昭和二八年には北海道、東北を中心に未曾有の冷害が襲い、本村においても甚大な損害を受けた。とく

に自然条件にも恵まれず、営農基盤の弱い開拓地は大きな打撃を受けたのである。ただ開拓地の農産物の主流が稲作でなく、ひえ、大豆、とうもろこしであったため、冷害に強かったことが不幸中の幸であった。

また二八年頃から米国を中心とする世界の農産物市場は生産過剰が表面化するようになり、とくに日本の穀物生産に圧力が加えられるようになってきた。したがって、これまでの畑作中心の農業から脱皮させる政策がとられ、開拓者自身も、ゆきづまった営農から抜け出ようと、酪農への転換をはかっていったのである。

日本政府は開拓政策の不振を挽回するために世界銀行に対して農業開発への融資を要請した。この外資導入の背景は昭和二七年に樹立された「食糧増産五ヶ年計画」が計画どおり進まなかったことであつた。

青森県も二八年冷害の打撃、畑作農業の不振から脱皮すべく、酪農への転換をはかった。二八年七月に県は十和田草原地域（天間林村を含む）を選び、集約酪農地域に指定するよう国へ申請を行い、二九年二月に指定が実現した。この十和田地区集約酪農地域建設計画は二九年から三三年までの五ヶ年計画で、ホルスタイン種牛とジャージー種牛を導入することによって乳牛の増産をはかろうとするものであつた。ジャージー種牛の導入地区は天間林村、七戸町、大深内村、三本木町、十和田村、藤坂村で、五年後に一、五六〇頭まで増殖するというものであつた。そして、このジャージー種牛の導入は世界銀行借款にもとづいておこなわれた。

本村も、これにしたがい昭和三〇年にオーストラリア産ジャージー種牛を導入、農家一戸当たり平均二〜三頭を分配した。当時、窮地におこまれていた開拓農民にとっては、営農安定化のために大いに役立ったとのことである。

しかし昭和三〇年代に突入すると、我国の経済は未曾有の成長を達成することになり、都市部ではどしどし工場が建設され、そこに農山村の余剰労働力が吸収されるようになった。三五年に所得倍増計画が実施されると、この傾向は一層強まり、かつては二・三男対策までとられていた農村部の労働力を吸収しても、労働力不足が目立つようになり、既存農家の六割を離農させる狙いで、昭和三六年に農業基本法が制定された。

この農基法農政下にあつて、営農計画も経営規模の拡大と大型機械化農業へと大きくかわつていった。このよ
うな農政の一環として、本村においても土地改良開田事業がおこなわれることになり、天間ダムが完成し、一、
一二六ヘクタールが開田化された。この事業によつて多くの利益を受けたのは戦後開拓集落であり、地形上、開
田化できず、畑作に依存せざるをえなかつたのであるが、これにより、七割近くが開田された。蒼前地区の場合
は水田面積一戸当り平均約三ヘクタールとなり、畑地面積は一戸当り平均〇・九ヘクタールとなり、一躍稲作単
作地帯に転化したのである。これにより、どうにか戦後開拓の労苦はむくわれることとなつたが、昭和四五年以
降の生産調整政策によつて、あまりにも稲作依存度を強めたため、逆に不安が増大しているのである。

四、開拓集落の構造変化

次に「開拓地営農実績調査」(青森県農地部編)にもとづいて、天間林における戦後開拓農家の営農状況の推移
を検討してみよう。ただし資料の関係上、昭和二八年から三八年までとする。

入植戸数の推移をみると、昭和二二年に最も多く入植しており、その後二八年をピークにして、昭和三八年に
は三〇七戸まで減少している。他の開拓部落と比べた場合、比較的減少率が低いのは、立地条件が良かったこと

第4表
入植戸数の推移

年 度	戸 数
昭和20年	40戸
21	218
22	243
23	280
24	289
25	296
26	302
27	327
28	327
29	326
30	315
31	315
32	315
33	318
34	318
35	316
36	316
37	308
38	307

「青森県の開拓事業」より作成

に起因するであろう。しかし昭和三〇年以降減少傾向が目だつのは二八年〜二九年の冷害の影響、資金、資材不足の影響、畑作不振等々によるものと思われる。

次に耕地面積の推移を見ると、昭和二八年で総耕地面積七六六ヘクタールのうち田三三・四ヘクタール、畑七三二・六ヘクタールで、全体の九六%が畑地であった。昭和三八年では、総耕地面積七八二・九ヘクタールのうち田五六・二ヘクタール、畑七二六・六ヘクタールで、畑地は総耕地の九二・八%で、多少減少したものの依然として多きな割合を占めていた。しかし、後の天間ダムの完成にともなう開田事業によって、この割合は逆転し、約七割が田に変わっている。

次に農産物の推移を見ると、昭和二八年当時では、大豆、ひえ、とうもろこしが三大作物で、水稻はわずか二九・〇ヘクタールにすぎない。三八年になると、なたねが圧倒的に多く、その他は農産物生産の多様化がみられる。しかし、陸稻と水稻をあわせると一四〇・六ヘクタールにおよび、開田事業が遅れているものの、しだいに

第5表 作物作付面積
(昭和28年)

作物	作付面積
大豆	186.3ha
ひえ	122.5
とうもろこし	113.4
ばれいしょ	70.6
なたね	59.1
水稲	29.0
小麦	25.7

第6表 作物作付面積
(昭和38年)

作物	作付面積
なたね	168.4ha
陸稲	84.3
とうもろこし	61.5
大豆	57.2
水稲	56.3
ビート	51.0
ばれいしょ	37.0
小麦	36.1
そば	32.4

第5表、第6表とも「開拓地営農実績調査」より作成

稲作依存を深めていることがわかる。

昭和三八年にビートの作付面積が五一・〇ヘクタールにおよんでいるが、これは昭和三七年一〇月、六戸町においてフジ製糖株式会社青森工場が操業を開始したことによるのである。

長い年月にわたって不振を続けてきた畑作に対して、畑作振興のエースとしてビート栽培が登場した。農林省は昭和三四年二月に「国内甘味資源自給力強化総合対策」を策定し、ビート栽培の増産計画を樹立した。これに伴い青森県はてん菜生産振興地域に指定され、ビートの導入をはかり、特に上北地方の畑作地帯、開拓部落での作付を奨励したのである。これにより、各農家は換金作物として導入したものの、労力を要する割に収入が少なく、地力の消耗が甚だしいため、三八年をピークにして、てん菜離れをする農家が増えてきた。他方フジ製糖青森工場は貿易自由化による外庄の影響等もあって、経営不振が続ぎ、ついに昭和四二年三月一〇日に工場の閉鎖を通告したのである。わずか六〜七年でビート栽培が崩壊したことは国ならびに県当局の農政の混乱によるもの

第7表 家畜飼養頭数の推移

(単位：頭)

	馬			牛			乳牛	
	おす	めす	子	おす	めす	子	成	子
昭和28年	34	139	9	2	20	1	7	4
29	28	147	9	2	21	6	6	
30	27	160	16	1	26	6	17	2
31	32	156	7	2	15	5	49	7
32	25	155	6	3	13	3	51	19
33	164	176	6	18	40	13	283	162
34	148		16	1	13	2	139	80
35	154		13	11		5	177	82
36	126		9	6		15	189	111
37	116		5	9		9	200	130
38	91		4	10		6	267	157

「開拓地當農実績調査」より作成

と云つて、決して過言ではないだろう。

次に大家畜飼養頭数の推移を見てみよう。第七表を見てわかるように馬の頭数が一二年間で、しだいに減少し

てゆくのと対照的に乳牛が増大している。とくに昭和三〇年を境にして、本村は十和田集約酪農地域に指定され、ジャージー種牛の導入がはかられたのである。

昭和二〇年代後半は戦後開拓政策の矛盾が露呈した時期であつた。さらに二八年冷害が加わり、開拓農家の営農状況は危機にひんしていたのである。この打開策として登場してきたのが酪農の振興であつた。

上北地域はもともと全国有数の馬産地であつたが、戦後、馬の需要の減退に伴つて衰退の一途をたどり、これに代わつて乳牛がクローズアップされてきたのである。これにより、昭和二九年に酪農振興法が制定され、上北地区は集約酪農地域に指定された。

昭和二九年～三四年にかけてジャージー種牛が導入されたが、三四年をピークにしだいに減少していった。これは

乳価構成の変化（乳価が脂肪売りより乳量売りが有利になる）等によるものであった。したがって、その後ホルスタインの導入が盛んになるのである。高度成長期に入り、多頭化の時代になるものの、放牧、採草地の面積が狭小であるため、購入飼料に対する依存度が強いことから飼料価格の変化に大きく影響され、また牛乳の需給動向に左右される結果、その経営は不安定なものならざるをえないのである。

したがって、酪農は後退してゆき、さらに天間ダムの完成による開田化の進行がこの傾向に拍車をかけることになった。その結果、昭和四五年で酪農が農産物販売収入一位部門になっている農家は、蒼前、曙で三戸、石沢で一〇戸、舟場向で六戸にすぎず、天間林全体でも、わずかに二〇戸になっているのである。

以上見てきたように、本村における戦後開拓も、他と同様に開拓農民の言語に絶する長い労苦の末に、現在にいたっているのである。戦後開拓は、その当初から開拓計画そのものも不備であり、単に難民救済、失業対策事業という意味しかもっていなかった。したがって、いつまでたっても経営は安定化せず、また開拓農家に対する行政も、時には酪農振興、時にはてん菜奨励と目まぐるしく変化してゆくなかで、開拓行政の矛盾はすべて開拓農民に転化されていったのである。にもかかわらず、現在、ある程度安定した経営を維持できるのは、すべて開拓農民の苦勞の結晶と云って過言ではないだろう。最後に、ある開拓農民の、最も印象に残った言葉を記しておく。「現在でも開拓農家の団結力は強いのです。それは開拓の苦勞を共有したものだけが持ち得るものなのです」。

註

- (一) 溝口三郎著『開拓論』二七六～二八二頁より作成
- (二) 青森県戦後開拓史編集委員会編『青森県戦後開拓史』参照
- (三) 溝口 前掲書 二八三～二八八頁より作成
- (四) 青森県農林部開拓課『青森県の開拓事業』参照

第三章 二八年凶作の影響

第一節 冷害の概況

昭和二八年は春以来天候が不順であつたが、八月二〇日頃までは、まさか凶作になるとは考えられていなかったのである。しかし八月下旬以降になると、深刻な低温になつたのである。八月下旬の最高気温二二・六度、最低気温十二・八度となり、ともに平年の九月二〇日前後の気温に相当し、平年に比較して五度程度の低温となつたのである。このことは農作物に大きな被害を与える結果となり、特に稲作にあつては出穂期が遅れ、さらに開花授精不能などの登熟障害を来すという大きな打撃を受けたのである。

一 天間林における冷害の状況

本村における水稲作付面積の二割が南部地方山間地帯に、八割が三本木平野地帯に位置する。山間地帯は水源を奥羽山脈にもとめ、いわゆる山間冷水地帯であるため、冷水の直接影響が大きかつた。また平野地帯にあつては、平年では比較的生産量の多いところであるが、この冷害で晩稲の開花授精が八月下旬の異常低温にあい、作況は不良で三分作程度に終つた。

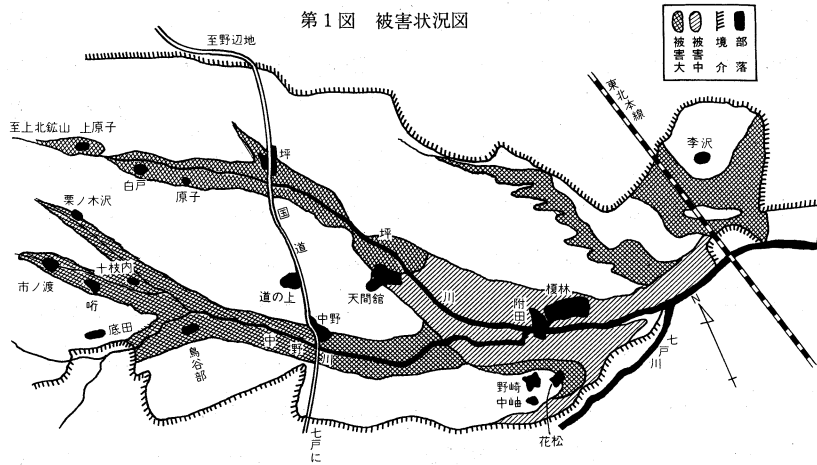
天間林には集落が多く、西部山岳地帯から東部小河原沼に達するまでの坪川、中野川、七戸川に沿つて大小六

第1表 被害程度表

(昭和28年)

	作付面積	反 収	生産量	減収量	減収率
県 全 域	698,845反	1.444石	1,011,867石	528,700石	33.9%
南部地方山間	16,509	0.439	7,251	21,951	74.8
三本木平野	76,600	0.447	41,866	97,760	75.7
天 間 林	12,442	0.460	5,713	16,104	73.6

第1図 被害状況図



十余の集落が散在している。このため集落によつて、その被害状況は異なるのであるが、国道四号線以西の地域は減収率が約七〇〜九〇%であり、国道以東の地域は五〇〜七〇%程度とみることが出来る。集落の中で最大の被害を受けたのは二・四分作の坪で、逆に最小の被害は二ツ森・寺沢であつた。

第一表によれば県全域が三三・九%の減収率であるのに対して天間林は七三・六%であり、この冷害の被害がいかに激しいものであつたかが理解できる。また第一図によれば中野川、坪川沿岸にひらかれた水田地帯は、ほぼ全域にわたつて被害をうけており、全農家のうち七〇%以上の被害を受けた農家は九四・四%（一、二六八戸）に達しており、そのうち九〇%以上の被害をうけた農家が一一戸もあつたのである。

二 過去の冷害との比較

過去二〇年間において経験した大きな凶作は昭和一六年凶作である。一六年凶作と比較してみると、一六年の減収率は九〇・四%であり、二八年の七三・六%と比較してみると減収率が大きいことがわかる。しかし反収当たりでみると一六年凶作は〇・四六石であり、今次の二八年も〇・四六石と同じである。つまり一三年間において水田面積は拡大したものの水稲生産力の上昇がほとんどみられなかつたことを意味していると思われる。

第二節 冷害の自然的要因

天間林の自然——風土は稲作において極めてきびしい条件を与えているといえるだろう。

一 気候条件

本村の位置する上北郡は夏期の偏東海洋風、いわゆるヤマセの非常に強い影響下にある。このため、時には濃霧、低温、寡照をまねき、たびたび凶冷をきたすのである。このヤマセは太平洋岸より小河原沼を越え、七戸川から坪川、中野川をのぼって西部山系にまで至り、このヤマセは冷涼を伴うだけでなく塩分をも含み、稲作には極めて悪条件を与える。

さらに、春には奥羽山系から強風がふき、秋には台風被害もである。とくに春の強風は畑作に大きな被害を与えている。

以上のことから理解できるところ、この地方における農業は非常に劣悪な気象条件下におかれているのであり、このことが農業の生産性の増大に、大きな阻害要因になっているといえよう。

二 水利条件

本村においては土地改良を必要とする水利条件の悪い水田が非常に多く、一、二、三〇町の田のうち八〇%が要土地改良田である。水田はその水源を八甲田山の湧水から流れる坪川、中野川、七戸川に依存しているのだが、いずれも冷水であるため、冷害時には多くの被害を出しやすいのである。したがって、今後冷害を克服してゆく

第2表 8月下旬の日照気温平年との比較

	24日	25日	26日	27日	28日	29日	平均	
最高 気温	28年	19.8	23.0	24.0	22.5	19.9	19.9	21.5
	平年	28.7	27.7	27.7	25.7	27.7	27.4	27.5
最低 気温	28年	15.5	8.9	12.0	12.2	14.6	9.4	12.1
	平年	19.0	18.9	19.2	18.8	18.3	18.5	18.7

ためには大規模な土地改良が必要となろう。以上の自然的諸条件は八月下旬の異常低温によって本村に惨たる冷害をもたらしたのである。八月下旬の異常低温は第二表の通りである。

この表で理解できるところと二八年と平年の最高気温の差は六・〇度であり、また最低気温も六・六度もあったことがわかる。このことは坪川や中野川からとり入れている水も、なお一層冷水化したことが想像できる。したがって開花が遅れ、授精歩合が悪く多くの被害を受ける結果となったのである。

第三節 冷害の経済的・社会的要因

昭和二八年現在天間林における総戸数は二、三七二戸であるが、このうち農業は一、五四九戸（六五・三％）、鉱業七二〇戸（三〇・三％）、製造工業四戸（〇・一六％）、商業六二戸（二・六％）である。したがって天間林においては農業と鉱業が大半を占めているといえる。農業における専業別構成をみると、専業八〇七戸、第一種兼業六三九戸、第二種兼業一〇三戸となっており、専業農家が多く、第一種兼業とあわせてみれば、いかに農業に対する依存度が強いかがわかる。（第三表、第四表を参照）

一、農家構成

農地改革によって、圧倒的に自作農が増大し、全体の九五・二％に達している。自作農のなかでも一町未満の農家が減少し、逆に一町～二町の中農が増大していることがわかる。専業別では、専業農家が一町～二町の規模に集中しているのに対して、第二種兼業農家は一町未満に多くみられる。(第四表参照)

二、生産手段と労働力

第五表からわかる通り自動耕耘機が一台もないことが注目される。これら戦争による影響とみられるが、自動耕耘機が普及すれば深耕と適期作業が行われ冷害を回避するためには大きい意味をもつたであろう。

第3表 産業別戸数 (昭28)

農	業	1,549戸
工	業	4
商	業	62
そ	の	774
計		2,389

第4表 専業別及び自小作別農家数

(昭和28年度版「村勢要覧」より)

		専 兼 業 別			自 小 作 別				
		専 業 農 家	兼 業 農 家		自作農	自作兼小	小作兼自	小作農	
			第一種	第二種					
総 数	1,549	807	639	103	1,474	63	6	6	
経営耕地面積広狭別	1反未満	24	1	3	20	19	1	2	2
	1反～3反	32	9	6	17	31	—	—	1
	3反～5反	166	57	71	38	158	5	2	1
	5反～1町	286	138	133	15	280	4	1	1
	1町～1.5町	416	217	188	11	391	25	—	—
	1.5町～2町	463	264	197	2	433	28	1	1
	2町～3町	154	115	39	—	154	—	—	—
	3町～5町	7	6	1	—	7	—	—	—
5町以上	1	—	1	—	1	—	—	—	

第6表 階層別役畜、機械導入状況

	三反未満	3	5	10	10	15	20	25	30	50	計
世帯員数	一二〇	二六〇	七四八	一、六六二	二、六六一	二、五〇五	九三三	九九七	一二〇	九、九八三	
農業常備								二	六	八	
農業雇 業臨時 延数					五五	三〇五	一、〇七〇	一、六三五	三〇五	三、三八一	
牛			四	六	六	五	八			二七	
馬			三五	一五〇	二五〇	一八五	一三三	二〇〇	五一	一、〇〇四	
原動機								一四	七	二一	
農家戸数	(二四)戸	(五〇)	(一三六)	(二九二)	(三九四)	(三一五)	(一一九)	(一〇九)	(一五)	(一、四五六)	

昭和28年版「村勢要覧」より作製

第5表 農機具、家畜の導入状況

主要農機具	電動機	石油発動機 電 動 機	62台 124
	動力作業機	自動耕運機	—
		脱穀機	186
		糶摺機	74
		噴霧製繩機	300
	畜力	揚水機	350
犁土機		N D	
運搬具	碎除機	1,400	
	牛馬車	500	
	リヤカー	1,300	
家畜	牛	牛馬車	862
		リヤカー	14
畜	馬	乳役用	38
		用 用	69頭 28
		馬	1,420

昭和28年冷害実態調査報告書による

さらに第六表をみると、農業常備は三町歩以上の上層農家で、八人になっている。他方農業臨時雇は五反以上の農家で延三、三八一人になっている。しかし水田単作地帯であるこの村において臨時雇が比較的多いのは部落単位の結、手間替といった伝統的慣行があるためで、田植等作業は主としてこれによっておこなわれているといえる。この慣行は農地改革によってつくられた自作農主義とうまく調和せず、逆に生産力上昇の阻害要因になっている。馬は役畜の主なるものであるが、牛は乳牛が入っているだけで役畜としては利用されていない。馬は単に農耕用としてのみだけでなく、冬期間は糧用に利用されるため、馬の所有の有無にとつて大きな開きを示す。しかし階層別にみると一町以下の農家はごくわずかの馬しか所有していないのである。

三、出稼状況

本村においては專業農家の割合が多い。しかしこのことは專業農家で充分に生計がたてられることを意味してはいない。生産力の低い水田を主とする田畑兼業農家が支配的で、他に雇用の機会がないために止む得ず專業になつていくという状況である。したがつて本村における農家は恒常的に生計補充的出稼を必要とするのである。このことは第七表及び第八表からも理解できるように、一町以下の下層農家だけでなく一町〜二町という中層農家にあつても出稼者の数が非常に多い。中層農家の季節的出稼者は全体の八一・三％に達しているのである。

戦前、戦後を通じて出稼対象地は主として漁業労働地としての千島、カムチャッカ及び北海道で、その業種は蟹工船やにしん漁撈等である。また山林労働、すなわち日高、根室などでの材木労働があるが、これら北海道の

第7表 農家人口の移動

	出生	死亡	転出		転入		出稼世帯員				
			県外	県内	県外	県内	季節的出稼		その他の出稼		
							県外	県内	県外	県内	
総数	255	83	280	82	8	55	230	306	40	104	
経営耕地面積広狭別	①	1	—	2	—	—	1	—	7	2	4
	②	4	1	4	—	—	—	4	5	—	4
	③	9	3	28	8	—	5	25	33	3	14
	④	38	7	57	18	2	6	52	71	5	19
	⑤	74	13	85	23	—	17	72	87	10	29
	⑥	102	39	91	25	—	16	68	86	20	24
	⑦	26	20	12	8	6	10	8	17	—	10
	⑧	1	—	1	—	—	—	1	—	—	—
	⑨	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第六編 現代

第8表 農家人口

(広狭別農家人口の構成)

	常住世帯員					その他の出稼世帯員	合計	
	男	女	計	計のうち				
				自家農業従事者	季節的出稼者			
総数	5,669	5,382	11,051	4,501	536	114	11,195	
経営面積広狭別	①	46	53	99	29	7	6	105
	②	49	80	149	50	9	4	153
	③	433	446	879	336	55	17	896
	④	922	738	1,660	762	123	24	1,684
	⑤	1,497	1,461	2,958	1,251	159	39	2,997
	⑥	1,964	1,882	3,846	1,504	154	44	3,890
	⑦	707	686	1,393	545	25	10	1,403
	⑧	29	35	64	23	1	—	64
	⑨	2	1	3	1	—	—	3

一三七二

第7表、第8表とも昭和28年版「村勢要覧」より作成

みならず信州、岐阜、静岡等まで移動している。出稼者は中層農家の世帯主であることが特徴で、その時期は主として秋冬期であるが、常時出稼者も少なくないのである。したがって田植、刈取期のみ帰村し、普通時は婦女子に委ねられている。

二八年の凶作は出稼常習地帯としての本村にあつて、一層出稼を激層させるものとなり、五、七百人に達したのである。

本村における出稼の経済的意味は農業專業だけでは生計を維持できないほどの生産力しかもちえないため、恒常的出稼に依存せざるをえない。また戦後貨幣経済が滲透したために、現金収入の必要が増大したことにあると思われる。したがって凶作時のみならず、今後一層そのもつ意味が重要になってゆくであろう。

以上みてきたように、冷害のおこりやすい自然的条件下にあつて、本村の経済的、社会的条件は、決して良好とは言えない。総農家の圧倒的多数を占める中層農家において生産力水準が低く、畑作においてもみるべき収入源がなく、また兼業の機会にもめぐまれず、やむを得ず專業農家を維持しているにすぎないのである。したがって冷害の影響はより深刻に、かつ広範なものとならざるをえなかつたといえよう。

第四節 冷害の影響

二八年冷害の影響は生産物の減少となつて現われた。昭和二七年と比較した場合（第九表参照）、水稻は二、四四三石も減少し、いかに大きな被害であつたか想像できる。他の主なる減産は馬鈴薯の一一万貫、大豆の千石、

第9表 農林生産物表

(註) △印減

		27 年			28 年			A - B	
		作付面積	収量(A)	反当収量	作付面積	収量(B)	反当収量		
農 産 物	米	水 稲	12,303.0反	19,912石	1.7	12,303.0反	7,469石	0.6反	△12,434石
		陸 稲	26.0	5	0.19	38.0	—	—	△ 5
		麦	384.0	30	0.8	740.0	51	.7 0.7	21
	い も 類	馬鈴薯	1,500.0	375,000貫	250貫	1,259.0	264,390貫	210貫	△110,610
		甘 藷	—	—	—	—	—	—	—
	雑 穀	大 豆	3,697.0	2,588石	0.7	3,786.0	151.4石	0.4	△ 1,074
		小 豆	445.0	222	0.5	620.0	186	0.3	△ 36
		あ わ	165.0	132	0.8	126.0	63	0.7	△ 69
		穀 ひ え	1,368.0	2,188	1.6	1,467.0	2,053	1.4	△ 135
		と う も し こ	2,128.0	3,830	1.8	2,031.0	3,046	1.5	△ 784
	蔬 菜	428.0	13,696	320貫	465.0	12,555貫	270	△ 1,141	
	果 樹	430.0	946箱	22箱	430.0	860箱	20	86	
林 産 物	木 材		32,000石			31,000石		△ 1,000 (固有林のぞく)	
	竹 材		200束			200束		—	
	木 炭		66,000俵			75,000俵		9,000俵	
	薪		8,000石			19,000石		11,000	
畜 産 物	牛 乳	(1300)	120石			288石		168	
	鶏 卵		21,500個			29,200個		2,700	
	仔 牛		8			12		4	
	仔 豚		56			80		24	
	仔 馬		260			313		53	
	兎		310			230		△ 80	

(昭和28年冷害実態調査報告書による)

第11表 供出量と代金

	供出数量	供出代金
27年	6,257石 (100%)	42,353千円 (100%)
28	481石 (7.7%)	3,902千円 (9.2%)

第10表 水稻生産高と供出量

	総生産量	供出数量
25年	21,046石	10,843石
26	21,046	8,532
27	20,910	6,257
28	7,380	481

蔬菜の一、一四一石である。逆に林産物や畜産物は増産されている。このことから、稲作を中心とした坪川、中野川沿岸に点在する部落はその被害度も大きなことがわかる。また山間の部落では稲作の減収を林産物でカバーしようとしたことが想像される。

一 供出状況

本村の専業農家は現金収入を供出に依存している。過去三年間の供出状況を見ると第一〇表の通りである。

昭和二五年の供出割合は五一・五%、二六年四〇・五%、二七年二九・九%となりしだいに減少していることがわかる。二八年は凶作が作用して大巾に減少し、六・五%と二ケタを割るにいたったのである。

また供出代金を二七、八兩年と比較してみると、二七年は四二、三五三、〇〇〇円に達したのに対して、二八年は三、九〇二、〇〇〇円で十分の一にもみたなかった。この場合注目しておくことは二七年と二八年における供出数量と受取価格との開差である。数量では二七年に対して二八年は七・七%であるが受取価格が九・二%になっている。このことは凶作による各種の奨励金、減収加算額が加えられたことを意味する。したがってこの時期に供出できる農家とそうでない農家との間では、より一層の

階層的分化を強めることとなった。

農家の大部分は農家施用する肥料を農業手形によって購入している。一部の上層農家を除いて他は供出代金の大部分が肥料代として差引かれ、農家が実際に手に入れる額は少ないのである。したがって今回のような凶作時には大部分未決済となり負債としてもちこされることとなったのである。

二 農民の経済状況

農民の経済生活状況を農協における購買、販売事業を基礎にして概観してみよう(第二二表参照)。この表からわかることは農業資材の購入に関して二七年とほとんどかわりがないのであるが、家計用品購入においては前年比で七%と最悪の消費水準になっているということがある。この凶作に対して各農家は、結局のところ消費をきりつめる以外に対応できなかったということの証左である。また販売面においては米が前年比で四%にすぎず、米による収入の道はたちきられたと言えよう。したがって収入源を、蔬菜、木炭、その他の販売に依存せざるをえないが、

第12表 農協購買販売事業の状況(1)

	農業資材	家計用品	計
27年	千円 24,373	18,529 (100)	42,632 (100)
28年	千円 23,400	1,321 (7)	24,721 (55)

(2)

	米	蔬菜	木炭	その他	計
27年	千円 65,470 (100)	960	16,500	1,500	84,430 (100)
28年	千円 2,778 (4)	1,706	18,000	1,200	23,684 (28)

充分な収入とはほど遠いものである。このため多くの農家の食糧事情は深刻であり、混食をせざるをえなかったのである。上層農家は主として馬鈴薯や小麦を混食材料とし、下層農家はひえ、そば、南瓜等を混食せざるをえなかった。

また、多くの農家は息子や娘を近隣の古間木、野辺地や三本木の商店や映画館に無給で奉公に出すことよつて口べらしをせざるをえなかった。

第五節 冷害対策

一 村当局の対応

以上のような状況下にあつて村当局は左記の凶作対策事業を決議し、政府ならびに県に歎願した。

議第三二二号

凶作対策要望事業について

緊急対策

- 一、配給米の円滑実施を要望する
- 二、本年度肥料代金支払延期せられたい
- 三、明年度の肥料代金融資せられたい

天間 林 村 史

- 四、種籽配給を要望する
- 五、共済金を迅速に支払せられたい
- 六、救済工事を施工せられたい
- 七、平衡交付金を増額せられたい

恒久対策

- 一、土地改良事業を継続且つ拡大せられたい
- 二、冷害に堪え得る水稻品種を発見奨励を要望する
- 三、保温折衷苗代の補助金大巾増額せられたい
- 四、温水溜池の徹底的奨励せられたい
- 五、国有林を解放せられたい。

本年度春以来降甚だしく且つ低温等により農作物の発育不良と開花期の遅延により遂に冷害に見舞はれ農家の窮状甚だしく是れが救済の爲め政府及県に対し実現方歎願するものとする。

昭和二八年九月二〇日提出

天間林村長 澤田喜代太

昭和二八年九月二五日議決

天間林村議会議長 町屋永次郎

さらに二八年凶作に追いうちをかけるように二九年にも凍霜の被害が発生し、村当局は次のような陳情をおこなっている。

陳情書

今次六月九、十兩日に亘る降霜はその被害、畑全面積に及び被害総額実に九千六百余万元にして、本村の如き畑単作農三五〇戸、畑作を主とし一部水田耕作者七〇〇戸を有する今後の農家経営はその被害額の補償と現物交付等なくして経営の継続は至難の状況なり。尚十日以降の天候の状況は低温と降雨、曇天が継続し被害の回復は望まれないばかりでなく水稻の生育を阻害しありて収量に及ぼす影響甚大なるを憂慮されつゝあり。

時に昨年の冷害は未だ回復の途上にあつて、その一部にも満たない現在、かゝる被害に遭遇したる本村

天間 林 村 史

一万農民を失望せしめつゝありまして、決して放任すべきでなく最善にして然も適切且つ早期に処置を講ずべきであると考えますので、こゝに本村議会及同農業委員会は農民の代表機関として左記を決議し、早急救済の対策を樹立し、本年夏作と、明年度営農に支障なき施策を講じ特別の御詮議を以て此の際御救済被下様熱望し陳情する次第であります。

記

一、農作物関係

- 1、病虫害防除用薬剤の無償交付
- 2、生育促進のための追肥用肥料購入費補助

3、播植用及夏作種子、肥料費補助

二、営農資金関係

- 1、昭和二九年度営農資金に対する利子減免並返済の延期
- 2、昭和三〇年度営農資金貸付と利率の引下げ（年三分以内）
- 3、自作農維持資金貸付と利率の引下げ（年三分以内）

三、地方交付税の増額

四、被害損失額の全額国庫補償

五、食糧の確保

六、救農土木事業施工

- 1、簡易農道の設置
- 2、用排水の改良増強
- 3、客土割当反別増大
- 4、牧野の改良
- 5、護岸堤防の増強改良工事

昭和二十九年六月二十六日

天間林村長 澤田喜代太
 全村会議長 町屋永次郎
 全農業委員長 附田又次郎

霜害被害状況調（昭和二十九年六月九、十日の降霜）

作物名	作付面積	被 害 程 度				計	減 収 量	被 害 金 額
		一〇〇% 七〇%	七〇% 五〇%	五〇% 三〇%	三〇%			
馬鈴薯	一八〇町	一二六	三九	一五	一八〇	五九七、六〇〇メ	二六、八九二千円	

唐黍	二三八	一六六・六	五六・六	一三	二三八・〇	五、九四八石	二三、七九二千円
大豆	三七八・六	二二七	一二六・六	二五・〇	三七八・六	四、六四五石	四六、四五〇千円
小豆	六二	四九	一三		六二	四三一石	五、三八八千円
稗	一八六・三	一三一・〇	四三・三	二二・〇	一八六・三	九三、七〇五メ	五、六三二千円
粟	一四・八	二二・〇	二・八			一〇三石	八二四千円
小麦	七〇・〇	三五・〇	三五・〇	二一・〇	一四〇	四六二石	三三、三四〇千円
陸稲	八・〇	三・〇	二・〇	二・〇	一・〇	六四五	六四五千円
たばこ	一二・五	七・〇	三・〇	二・五	八・〇		二、〇九三千円
そさい	三〇・〇	二四・〇	三・〇	三・〇	一二・五		五、〇四〇千円
リンゴ	四五・〇		三〇・〇	一五・〇	三〇・〇	八三〇箱	三、三二〇千円
桑	一〇・九	一〇・九			一〇・〇		二、一〇一十千円
計	一、二三六・一	七五六・五	三四六・一	一〇八・五	二五・〇		一五四、五〇八千円

二 県の対応

これに対して県は昭和二八年一〇月三日に定例県議会を開催、そこにおいて被害農家救済対策を組織的に推進するために挙県一致の青森県凶作対策本部の設置を決議し、同時に凶作対策費一一、六二五、〇〇〇円を県費をもって計上、これを議決したのである。県対策本部は次のような対策事項をあげ、これを推進するよう努めた。

- 凶作対策特別立法の制定促進
- 営農資金及び生活資金の獲得対策
- 救済公共事業の実施促進

○食糧確保対策の推進

○災害補償対策の推進

○冷害克服対策の推進

○生活保護、児童母子福祉対策の推進

○市町村財政欠陥の補填対策

○生活改善運動の推進

他方、本県の凶作の実態を広く認識してもらうために、第一班から第五班までの班編成をして、一〇月六日から波状的に一一月九日まで一ヶ月に亘る間、中央諸官庁へ陳情をおこなった。これに対し政府は保利茂農林大臣一行を急派し、一〇月一日には天間林村を視察した。

三 冷害対策の実施

凶作にともない村に対して次のような対策が行われた。

(一) 土木事業関係

土木事業に関しては農林省が一七、二七〇千円、建設省が六、八八十千円、計二四、一五〇千円で、このうち

第13表 冷害対策関係補助金

	県よりの配分額	地元負担額	内融資分
1. 土木事業			
(農林省)			
臨救施設	千円 5,570	(0.45) 2,506	
団体営灌漑排水	1,620	(0.5) 810	(0.4)324
小規模土地改良	3,800	(0.6) 2,280	(0.4)912
(土地改良)	10,990		
林道	1,100	(0.27) 297	
災害復旧	5,180	(0.4) 2,072	
(農林省計)	17,270		
(建設省)			
道路	3,630		
災害復旧	3,250		
(建設省計)	6,880		
2. 耕種改善関係			
耕地培養	313 (補助額)		
水稻健苗育成	104 (")		
病虫害防除	145 (")		
麦の病虫害防除			
3. 副業施設			
製炭窯	140 (補助額)	114	

カッコは地元負担の割合及融資分の割合を示す

臨救施設が五、五七〇千円で最も多く、次いで災害復旧の五、一八〇千円、小規模土地改良の三、八〇〇千円等である。団体営灌漑排水事業は原久保及び中岫であり、小規模土地改良は農道五千米である。

(イ) 団体営灌溉排水

地区名 所在 受益面積 主要工事 事業費 増産額

原久保 原久保
天間林 二三町 溜池改修 七六〇千円 四六石

中 岫 同中岫 二三町 同 右 八六〇千円 四四

(ロ) 小規模土地改良(農道)

地区名 所在 受益面積 延長 巾員 事業費

二ツ森 同上 一二〇町 一、三七七米 四・〇米 九〇〇千円

榎林 〃 二三町 一、〇七三 三・六 七〇〇

野 崎 〃 二〇 一、一三五 四・〇 七〇〇

中 野 〃 二〇 一、〇七五 三・五 六〇〇

十 枝 内 〃 三〇 一、〇九七 三・〇 九〇〇

(ハ) 災害復旧事業

地区名 所在 受益面積 主要工事 事業費 減産防止

岫 同上 一二・五町 頭首工 五三〇千円 二五石

原久保 〃 一六 水路 七二〇 三二

天間林村史

金沢平	〃	四六	頭首工	二、〇〇〇	九二
野崎	〃	二二	水路	一、四五〇	四四
花松	〃	一八	頭首工	四八〇	三六 ^三

(二) 国有林野冷害対策事業

国有林野事業としては、主として山寄部落農家を対象として造林と林道事業がおこなわれた。また村当局は凶作対策の一環として薪炭原木払下を乙供営林署に申請することを決め次のような申請書を提出した。

冷害対策用薪炭立木売払申請書

本年度冷害による被災者の営農及生活資金に充るために左記により立木の売払を申請します。

記

- 一、被災農業者 一二五名
- 二、被災農業者需要薪炭立木の用途別数量
製薪炭原木 九、四六一石
- 三、当該農業者の被災状況の概要

春以来異状天候により農作物、稲作が冷害甚だしく稲作においては七割三分減収、畑作は五分作

の収獲を辛じて得たのみである。

昭和二八年十一月二二日

天間林村長 澤田喜代太

薪炭原木払下希望者

集落名	人員	希望石数
一、白石	六名	九一〇名
2、向原子	八	五六〇
3、金沢	四	三〇〇
4、坪第一	十一	一、一三〇
5、坪第二	十六	六一〇
6、曙(開拓)	十五	四五〇
7、蒼前平	二十六	一、〇四〇
8、柳平	五	一、〇三〇
9、尾山頭	七	一、五五〇

天間林村史

10、十枝内第二	二	二〇〇
11、鳥谷部	四	八〇〇
12、夏間木	二	二〇〇
13、天間館	十二	四五〇
14、一本木	七	三五〇 ^圓

薪炭原木払下量は九、四六一石で村内の冷害農家に村当で配布した。その額は五二〇千円になった。

以上みてきたように二八年凶作は単に自然的要因だけでおきたものではなく、農地改革からはじまる戦後農政の矛盾が、冷害を契機にして露呈したものだといえよう。

註

- (一) 昭和二八年天間林村議会議事録より
- (二) 昭和二九年天間林村議会議事録より
- (三) 昭和二八年冷害実態調査報告書より
- (四) 天間林村農業委員會議事録（昭和二八年度）より

第四章 農村と鉱山開発

第一節 上北鉱山の概要

日本鉱業株式会社上北鉱業所（以下上北鉱山と略す）は、大正二、三年頃、二、三の業者によって採鉱されたことにより始まったが、本格的な開発は昭和一〇年に三井栄一氏の所有となり、本坑硫化鉱床を発見したことはじまる。

昭和一一年一〇月、日本鉱業株式会社は三井氏の委任によりその経営に当り、本坑鉱床に続いて、立石、上の沢、奥の沢等に硫化鉱床を発見した。さらに昭和一五年五月には鉱区の譲渡を受け硫化鉱山として本格的操業に入ったのである。翌一六年には奥の沢硫化鉱床に接して高品位銅鉱床を発見し、以後産銅量は逐次増加し、一九一九年九月には月産銅量一、四〇〇トンを超え、日本最大の銅山となり、いわゆる「神風銅山」と呼ばれるにいたった。この時期は太平洋戦争による鉱山資源の需要増も手伝って、上北鉱山の黄金時代であった。

戦時中一時休山したものの戦後は、昭和二一年に再開され、硫化鉄鉱の採掘を開始、高品位銅鉱の産出量は漸減したものの、二三年上の沢に、二五年立石にそれぞれ含銅硫化鉱床を発見した。このため二八年に一二、〇〇〇t/月処理の選鉱場を建設、次いで三一年には一五、〇〇〇t/月処理に拡張した。昭和三三年にはかつ鉄

鉾の露天掘を開始、年産三〇、〇〇〇トンに達した。

しかし三〇年代後半に入ると貿易の自由化、ならびに資源の海外依存強化の政策による国内鉾山資源の需要減によって操業を後退せざるをえなくなってきた。さらに、有望な鉾床を掘り尽くし、資源の枯渇状態も加わって、結局昭和四八年六月に事実上の閉山にふみきり、三五年間の歴史をとじることになったのである。

上北鉾山における採掘方法は、各鉾床の形状および鉾質により、ブロック・ケービング、ロング・ホール、サブレベル・ケービング、シュリンケージ、カット・アンド・フィル、トップ・スライシムグ等を採用している。なを主要な設備は次のとおりである。

- コンプレッサー 七 九七五 HP
- 巻揚機 四 二四〇 HP ●さく岩機 一二〇
- ポンプ 七 二二〇 HP ●ローダー 五 三三八 HP
- スクレーパー 六 六三 HP ●蓄電池機関車 六

また年次別生産量は次のとおりである（第一表参照）

上北鉾山でつくられた精鉾は鉄索（延長二・一 km）により野内貯鉾舎（駅鉾舎一、六五〇トン、浜鉾舎三、九〇〇トン）へ運び、そこから貨車および船舶によって、銅精鉾および沈澱銅は日立製錬所へ、亜鉛精鉾は三日市製錬所へ、また硫化精鉾は日本鋼業外へ、それぞれ出荷していた。また資材、物資等も鉄索によって搬上し、人員および重量諸物資は東北本線乙供駅より元山までの二・八 kmを軌道を利用し、ガソリンカーを運転して運搬した。

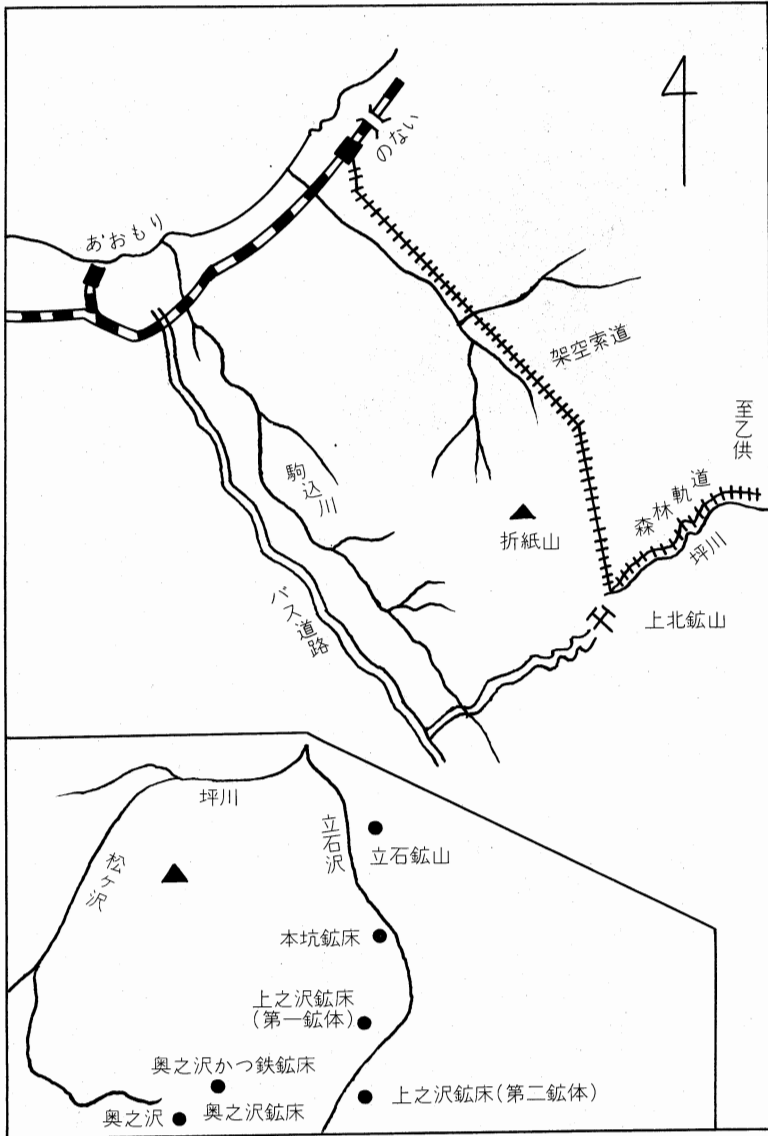
高品位銅鉍				直送硫化鉍			重晶石		沈澱銅		水酸化銅	
品位名				鉍量 (t)	品位名		鉍量 (t)	品位名 BaSO ₄	鉍量 (噸)	品位名 Cu	鉍量 (噸)	品位名 Cu
Au	Ag	Cu	S		S	Cu						
1.3	137	13.81										
1.4	209	10.52										
1.4	195	12.51										
0.9	193	8.36										
1.1	199	8.74										
0.9	226	9.22							19,625	72.93		
1.2	131	7.89							46,700	70.44		
1.0	126	7.74							34,789	79.09	232,911	20.34
1.0	123	8.19									349,189	18.30
1.0	131	7.26									1,021,000	11.14
1.3	135	7.88							4,922	67.84	1,099,000	11.03
2.0	237	7.47									1,267,320	8.27
1.3	155	8.67									985,407	8.03
1.4	166	7.61							71,020	74.67	209,554	7.50
1.2	176	7.28							181,660	57.94	196,082	6.78
0.9	182	5.56							413,000	73.75		
1.2	153	5.89		2,923					280,700	67.69		
0.9	89	5.21	36.46						235,670	54.08		
0.8	126	6.75	33.70						199,820	55.46		
0.7	150	6.17	30.02						187,743	59.24		
1.0	217	9.00	24.57						152,537	50.96		
0.9	168	6.97	25.49						143,205	83.19		
0.8	98	5.40	35.75				804	80.00	123,995	65.95		
2.6	303	11.00	26.03	1,466	42.30	1.33	3,592	80.00	127,466	63.14		
2.0	271	11.87	21.90	19,111	311.25	1.46	3,495	80.00	179,524	68.97		
0.9	120	9.30	23.99	17,907	43.71	1.10	2,800	80.00	151,598	63.07		
2.1	270	9.09	24.87				3,739	80.00	139,982	60.60		
1.5	250	6.51	21.12	2,070			4,645	80.00	87,285	58.74		
1.7	271	8.25	25.57				4,460	80.00	74,600	60.21		
1.7	271	5.96	20.72				4,153	80.00	62,930	60.34		
1.9	318	5.11	23.01				4,669	80.00	41,701	58.08		
							190		29,596	51.17		
				43,477			32,548		2,990,068		5,360,463	

第 1 表 年次別生産物別生産量

年	硫 化 鉛			含 銅 硫 化 鉛				褐 鉄 鉛		直 送 鉛 量 (t)	
	鉛 量 (t)	品 位 名			鉛 量 (t)	品 位 名			鉛 量 (t)		品位名 FI
		Cu	Zn	S		Cu	Zn	S			
12	9,626			47.22							
13	56,550			48.56							
14	65,012			48.47							
15	87,974			46.75							
16	89,006			46.00							
17	69,348			44.64						9,057	
18	20,219			43.00						42,922	
19	-			-				1,441	53.75	59,630	
20	-			-				2,214	50.57	16,229	
21	3,940			41.80						22,775	
22	16,660			41.56						26,012	
23	37,802			42.00						22,170	
24	56,515			40.44						17,325	
25	78,940			39.00						14,573	
26	82,100			37.28						18,660	
27	66,401			36.00						21,059	
28	76,634			34.76	20,507	0.98	1.81	26.77		18,538	
29	94,799	0.21		33.34	60,333	0.97	1.88	25.83		9,046	
30	101,599	0.19		32.89	67,683	0.89	1.97	24.84		9,250	
31	103,002	0.20		32.84	72,031	0.90	1.88	224.34		7,803	
32	99,421	0.18		31.90	81,912	0.80	1.62	22.96	35,609	52.04	6,954
33	75,476	0.18		30.07	142,752	0.73	1.61	20.40	67,128		1,463
34	98,729	0.22		27.62	142,274	0.64	1.44	18.93	44,630		3,111
35	110,679	0.17	0.19	26.39	133,808	0.63	1.64	17.68	39,000		4,006
36	111,020	0.15	0.10	25.40	135,605	0.56	1.53	16.77	30,000		5,005
37	108,607	0.18	0.12	26.33	134,412	0.53	1.51	15.61	13,051		5,857
38	96,705	0.16	0.11	23.05	130,012	0.64	1.64	19.68	24,743		4,589
39	86,607	0.15	0.09	22.63	118,069	0.64	1.96	20.47	25,372		2,155
40	81,037	0.11	0.07	22.08	112,908	0.62	2.13	19.16			440
41	82,622	0.16	0.17	23.42	113,571	0.61	1.97	18.73			292
42	82,247	0.14	0.16	23.10	122,970	0.56	1.82	18.30			1,047
43	74,230	0.12	0.14	24.29	130,600	0.55	1.79	18.05			1,624
44	63,820	0.18	0.18	24.01	138,360	0.54	1.96	16.60			1,172
45	60,678	0.13	0.20	23.10	133,500	0.51	2.00	15.83			1,631
46	-				37,860	0.57	1.84	19.35			2,049
47	-										1,345
48	-										
合 計	2,347,998				2,028,867				283,188		359,789

第六編 現 代

第1図 上北鉱山の位置と交通図





物資、資材等の運搬につかわれた軌道車

従業員は、操業開始時に、わずか五〇名であったが、昭和二〇年には一、四八五名に達した。しかし三八年以降は、貿易自由化に対処するための合理化によって、社員数を半減させ、四八年に事実上閉山した。

福利厚生関係施設には住宅約七〇〇戸、独身寮および学生寮六、供給所三、共同浴場九、理髪店三、美容院一、があった。直営医院には内科、外科、産婦人科、眼科、歯科等の各科があり、手術室、レントゲンのほか入院設備（ベット数一七）もあったという。また、従業員や家族の体育、文化の向上のための文化会を組織し活動もおこなわれた。このほか、上北劇場で月一〇回程度映画等の催物があり、また、文化会館、クラブ等が各種の集会に供された。教育関係では幼稚園、小学校、中学校があり、従業員の子弟の進学のためには学生寮が青森市と東京都に設けられていた。また七戸分校もあった。

第二節 上北鉱山と天間林

敗戦当時、二〇〇名ちかい朝鮮人労働者がいたが、これらの労働者が本国へ送還されるにいたり、その穴埋めとして、台湾、朝鮮等からの日本人引揚者を大量に雇い入れた。また管理職の多くも日本鉱業海外支社からの引揚者によって占められたとのことである。本村からも多くの労働力が提供され、ピーク時で一、〇〇〇名中、約三分の一度が村内出身者であったという。また農閑期の冬期間だけ、各部落から単身で上北鉱山に出稼にゆく人々も多くあった。

敗戦直後の社宅はいわゆるハーモニカ長屋と呼ばれ、六畳と三畳の二間に家族五、六人が生活していたとのことである。賃金は現金支払ではなく、通帳制で供給所に行き、好きな物を手に入れることができた。また賃金支払い基準は時間給ではなく、出来高払い制がとられ、トロツコ運搬の回数やさく岩した量によって支払われていた。元従業員であった人の話によると、戦後の食糧難時代に、上北鉱山では食糧を自由に、いくらでも手に入り、非常に楽であったとのことである。

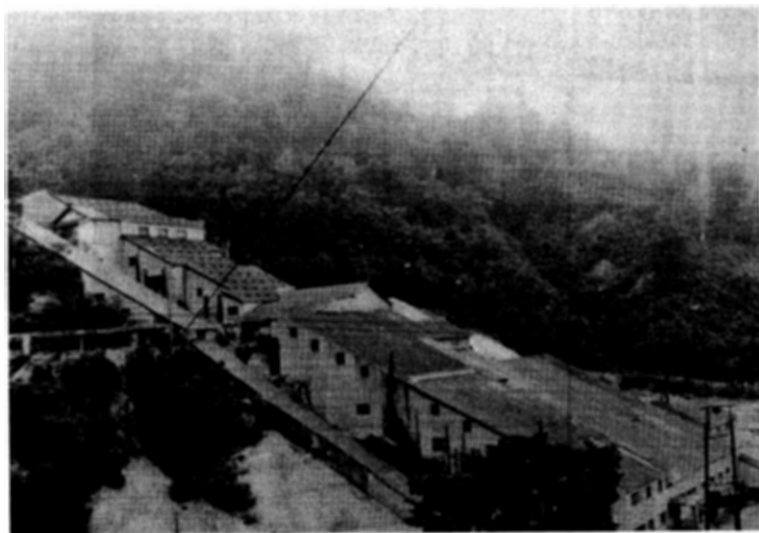
しかし、昭和三八年以降、合理化によって多くの従業員が家族と一緒に、あるいは単身で山を降りていった。この時期に日本鉱業は社内転換でそれぞれ新しい勤務先をあっせんした。その先は日本鉱業内の精油部門、伸銅などの工場部門、精錬などの加工部門、それに鉱山部門などであったが、このうち鉱山部門では北海道の豊羽鉱工所、秋田県大館市の釈加内同が中心となった。

しかし、従業員の多くは天間林村や青森市などの地元出身者が多く、県内を離れることをきらう向も多く、最終的には希望退職、他社への就職あつせんなどによる非転換組が六〇名程出たという。また海外転換組もあり、同社のフィリピン、ペルー、カナダ、コンゴなどの、同社の海外事業所へ転職した者もいた。

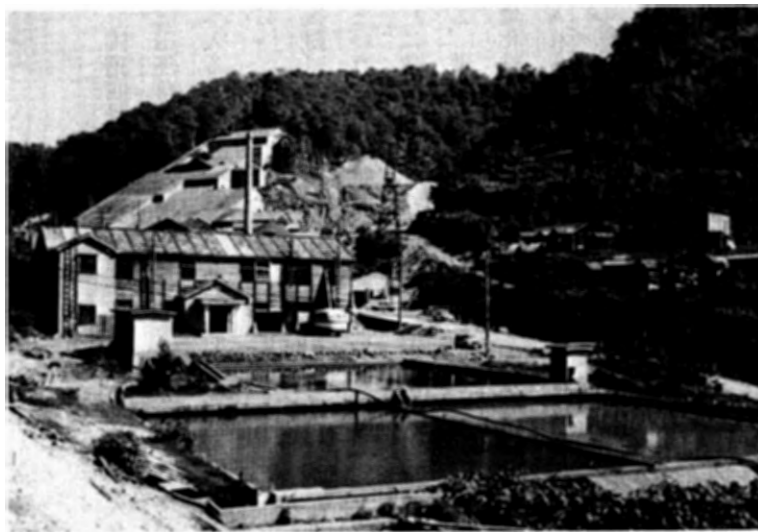
上北鉱山は山の中にあり、それ自体独立した村の形をとっているようなものであつたため、直接天間林村と結びつくといつたことはなかつたと言える。また村財政にとつても鉱区税附加税、鉱山税、固定資産税等の収入になるものの、上北鉱山小学校、中学校への支出等もあつて、それほどメリツトがあつたとは言えなかつた。



上北鉱山社宅



上北鉦山



上北鉦山選鉦場

第三節 底田鉾山の概要



東北砂鉄 K K 天間林村鉾業所

国道四号線から奥羽種畜牧場に向う道路に入り天間林底田部落まで一〇キロ。その底田部落からわずか西の山へ入ると、東北砂鉄株式会社天間林鉾業所の廃墟がある。こゝで砂鉄が掘られたのは戦前にさかのぼる。たしかな記録はないが、太平洋戦争の始まる前、ここに前川工業という会社が入って、砂鉄を掘り、馬車とトラックで七戸に運んでいたという。この前川工業は三〇四年で退去し、敗戦までそのまま放置されていた。昭和二七年東北電化株式会社が入山し、操業を開始した。この時に雇い入れられた天間林出身者は七〇名程度で、大部分は、この鉾山から二〜三キロの底田、古和備、疍、市ノ渡等の部落の人々であった。

しかし、翌年には東北砂鉄株式会社にかわり、底田鉾山は東北砂鉄天間林鉾業所と呼ばれるようになった。東

北砂鉄は天間林出身者七〇名を継続して雇い、さらに山形県の油戸炭鉱、北海道の夕張炭鉱から技術者、人夫を集め、採掘を始めた。

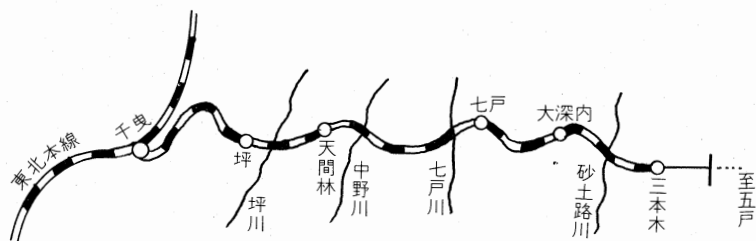
生産目標をたてられるようになったのは、昭和三〇年頃であるが、最初は主として粗鉱を掘っていた。ピーク時には地元や北海道などから四〇〇人ほどの人夫を集め、日産七く八〇〇トンの砂鉄を掘り、洗って大湊や八戸市の東北砂鉄精錬所へ運搬した。鉱山から七戸駅まではトラックで、七戸からは南部縦貫鉄道を利用した。

しかし、東北砂鉄も長くは続かず、三四年には人員整理をおこない、鉱夫をピーク時の半分に減らした。事実上閉山したのは昭和四〇年九月で、むつ製鉄の解散と同じ年であった。

第四節 鉱山開発と南部縦貫鉄道

南部縦貫鉄道が開通したのは昭和三七年一月二〇日であった。しかし、南部縦貫鉄道期成同盟会が結成されたのは一〇年前の昭和二七年七月であり、株式会社設立も昭和二八年一月二月であった。この鉄道の開通は地域住民の長年の夢であった。というのは東北本線は太平洋岸をはしっており、上北地方の内陸は全ったく交通の便が悪かったのである。また二〇年代後半には砂鉄開発が脚光を浴び、膨大な地下資源を利用するうえで、鉄道開通が重要な意味をもっていたからである。

当初の計画によると、南部縦貫鉄道の区間は東北本線千曳駅から三本木にいたる、まさに南部地方を縦貫するものであった。その計画は次のようなものであった。



南部縦貫鉄道建設計画

建設概要

区間

千曳〜三本木間 将来五戸まで延長もしくは他社に於て建設した
三本木〜五戸間鉄道に接続

建設料程

二七籽 単線

軌道敷設延長

約三〇籽

軌間

一米〇六七

最急勾配

千分の二五

曲線最小半径

三〇〇米

施工基面幅

四米

用地面積

(本線、停車場、踏切、川道付) 四、三五四アール
六ヶ所 (千曳、坪、天間林、七戸、大深内、三本木)

停車場数

一八九米五八 (六ヶ所)

溝橋延長

十一ヶ所

動力

内燃動力 二輛
ディーゼル機関車

ディーゼル客車 四輛

建物 停車場 一五七坪五合

諸建物 一六五坪（鉄道部・倉庫機関車庫）

旅客及貨物ホーム延長 延四九〇米

通信線路延長 二七杆

通票開閉器 一〇台

建設費総額 三七八、〇〇〇、〇〇〇円^②

しかし、期成同盟会結成から一〇年後にようやく開通（千曳く七戸間）したのは、たびかさなる資金難によって工事を中止せざるをえなかったからである。またモータリゼーションの進行によって鉄道輸送依存が弱まってきたこともあろう。にもかかわらず開通にふみきった最大の理由はむつ製鉄の完成による砂鉄輸送にかけていたからにほかならない。しかし営業を開始して三年後の昭和四〇年四月に、とつじよ「むつ製鉄」は解散することになり、むつ製鉄の実現による年間一〇数万トンの砂鉄輸送計画を立てた南部縦貫鉄道は挫折せざるをえなくなった。翌年五月会社更生法による更生手続開始申立を青森地方裁判所民事部に申立てざるをえなくなったのである。このむつ製鉄の空中分解は南部縦貫鉄道だけでなく、東北砂鉄・天間鉱業所にも大きな衝撃を与える結果となったのである。^③

会社設立から現在に至るまでの経過は次の通りである。

昭和二十七年七月一〇日 南部縦貫鉄道KK期成同盟会結成 会長 工藤正六

二八年一月二二日 南部縦貫鉄道KK発起人会

設立 代表 苔米地義三

創立事務所長 中村吉十郎

二八年八月三二日 千曳く三本木間二七kmの地方鉄道敷設免許さる

二八年二月二三日 南部縦貫鉄道KK設立登記

社長 苔米地義三

専務 工藤正六

資本金 三、〇〇〇万円

三〇年一月 千曳く坪間(五km)路盤竣工

三〇年二月 資金難により工事中止

三三年二月二三日 北海道東北開発公庫及青森銀行より三、〇〇〇万円の協調融資を得て工事再開

三四年一月 資金難により工事中止

三六年二月一五日 東北開発KKにより六、五〇〇万円の出資を得て資金の見通しがつき全線に亘り工

事再開

三七年一〇月 千曳く七戸間一五・六キロ工事完成

三七年一〇月二〇日 開通式挙行営業開始

三八年三月

地方鉄道軌道整備法第三条第一号の認定を得る。

四〇年四月

むつ製鉄解散

四二年三月

会社更生計画認可

①債務三億七、八〇〇余万円のうち二億五千万円を免除残一億二、八百万円を二〇年間で弁済

②資本金一億九千万円を一〇分の一に減資

③新株の三、〇〇〇万円を発行し、四、九〇〇万円とす

④代表取締役に遠藤正雄氏を選任す

四三年五月

十勝沖地震により全線不通

四三年八月

復旧と共に千曳く野辺地間新線完成

四四年一月

会社更生計画変更が認可となる（地震による資金難のため）

五二年二月

大株主の東北開発KKが当社経営より離れるため、地元町村主体の経営計画をたて

更生計画の変更を再度申請し認可となる

昭和五二年現在で、南部縦貫鉄道は、その事業内容を鉄道だけでなく、旅客及貨物自動車運送業、倉庫業、ホテル遊園地その他の娯楽機関の経営、不動産事業、保険代理業、土木建築業、清掃管理事業、食品加工管理事業

等々に拡大しようとしているのである。資本金は四、一五〇万円で、株主は七戸町、青森県、青森カイハツ、天間林村、東北町、野辺地町、東北砂鉄、京成電鉄、工藤正六等々である。



南部縦貫鉄道七戸駅



登下校に利用されている南部縦貫鉄道

第5節 鉾山開発の残したるもの

一、上北鉾山と銅汚染

上北鉾山は、昭和四八年に閉山したが、鉾山操業数年で坪川は鉾泥のため汚染された。坪川は、もともとフナやコイが泳ぎ、サケ・マスも上つてきたが、魚の住めない死の川になったのである。鉾床が発見されるごとに汚染は広がり、特に選鉾場が建設されて以後激しくなつていった。このため鉾水による不漁問題がおき、昭和二年上北鉾山は天間林村漁業組合に対して不漁賠償金と養鯉事業転換充當資金として六〇、〇〇〇円が支払われた。その後坪川流域の約二千ヘクタールの水田に鉾泥がたい積し、水口附近の水稲の発育が不良となつた。

これに対して県当局は、昭和四二年〜四五年にかけて「坪川流域水田の稲作不良の原因及び対策に関する調査」を実施したが、その調査結果では、農業用水によつて運ばれた高い濃度の銅を含む鉾泥が、毎年水田の表層に数ミリないし数センチメートルの厚さに沈積していることが確認され、これが土壤に鋤き込まれて土壤の銅濃度を高めたものと判断した。

さらに県は昭和四七年に「土壤汚染防止対策細密調査」を実施した。一一四地点の調査中、銅の含有量一二五PPMの水質基準を上回つたのが五ヶ所もあり、カドミウムは上流部でかなり高い数値を示している。調査結果の概要は次の通りである。

調査結果の概要

調査結果の概要									被害の概要			汚染原因は 又 鉱山名
調査対象	特定有害 物質等名	調査 面積	調査 点数	最 高	最 低	平 均	法令要 件点数	作物名	年推定 被害額	年推定 減収量	日本鉱 業上北 鉱業所	
主 玄	壤 米	銅 カドミウム	ha 360	点 144	ppm 230.3	ppm 0.37	ppm 38.46	点 5	水 稲	千円 4,088	t 17,964	日本鉱 業上北 鉱業所

土 壤 調 査

山町村名	地区名	試料 採取 番号	土 性	Cd 濃 度 (PPM)				Cu 濃 度 (PPM)			
				農作物中 (玄 米)	土 壤 中 (0~15cm)	土 壤 中 (15~30cm)	かんがい 水 中	農作物中 (玄 米)	土 壤 中 (0~15cm)	土 壤 中 (15~30cm)	かんがい 水 中
天 間 林 村	坪 川 地 区	1	中粒質	0.12	1.85	0.66	/	2.25	140.3	24.0	/
		2	細粒質	0.24	1.20	0.64		2.00	174.0	63.8	
		3	中粒質	0.06	2.12	1.29		1.85	146.5	37.8	
		4	"	0.08	0.70	0.46		1.45	170.9	20.6	
		5	"	0.10	1.24	0.95		2.25	230.3	107.2	
		6	"	0.09	1.11	0.46		1.25	128.3	10.1	
計		6点		0.06 0.24	0.70 2.12	0.46 1.39		1.25 2.25	128.3 230.3	128.3 107.2	

水 質 調 査

採水地点名	試料採取番号	測定日時	生 育 期	河 川 流 量	取水量	水素 イオン 濃 度 -PH-	生物化学 的 酸 素 要 求 度 -BOD-	浮 遊 物 質 量 -SS-	溶 存 酸 素 量 -DO-	全窒素 濃 度 -TN-	カドミ ウ ム	銅	ひ 素
						()	()	()	()	()	()	()	()
立 石 沢	1	49.6.10	分けつ期			4.1	ppm 1.0	ppm 16	ppm 9.5		ppm 0.004	ppm 0.55	ppm 0.002
	2	7.10	幼穂分化期			4.7	1.3	110	9.6		0.01	1.22	0.012
	3	8.12	出穂始			7.2	0.3	16.3	8.8		0.005	0.80	0.004
	4	9.19	黄熟期			10.7	0.9	114	10.0		0.003	0.51	0.002
	5	10.14				4.6	1.4	50	5.4		0.058	1.22	0.004
鉱 山 終	1	6.10	分けつ期			5.8	1.1	8.5	10.0		N D	0.16	N D
	2	7.10	幼穂分化期			4.8	0.8	20	9.5		0.002	0.37	0.004
	3	8.12	出穂始			6.8	0.7	15.5	8.9		N D	0.16	0.001
	4	9.19	黄熟期			9.2	1.2	21.5	10.1		0.002	0.21	N D
	5	10.14				4.9	1.1	17	9.4		0.013	0.30	N D
ら ん 干 千 橋	1	5.14				4.8	0.1	26.6	9.7		0.002	0.86	0.006
	2	6.20	分けつ期			6.0	0.3	6.2	10.0		N D	0.08	0.004
	3	7.18	穂ばらみ期			7.2	0.6	3.4	9.6		N D	0.05	N D
	4	8.26	乳熟期			5.0	6.3	144	8.3		0.003	0.84	0.006
	5	9.30	成熟期			6.9	1.8	20.2	10.0		N D	0.12	N D
	6	10.21	成熟期			5.7	0.6	14.0	11.0		0.005	0.16	N D
天 間 タ ム 下	1	5.14				4.9	0.1	-	11.0		0.002	0.43	0.002
	2	6.20				4.9	0.6	1.8	9.7		N D	0.25	0.003
	3	7.18	分けつ期			6.0	0.6	1.4	9.9		N D	0.17	N D
	4	8.26	穂ばらみ期			4.7	3.9	0.6	12.6		N D	0.40	N D
	5	9.30	乳熟期			6.8	1.6	3.7	10.0		N D	0.08	N D
	6	10.21	成熟期			5.7	0.6	3.2	10.0		0.003	0.11	N D

(N Dは不検出)

以上の調査結果にもとづいて、県は水田一〇・一〇ヘクタールを農用地土壌汚染地域に指定した。費用は日本鉱業が工費、事務費の四分の三、残りを国、県、村が負担し、客土事業を中心にこなった。対策内容は次のとおりである。

汚染対策内容

10.10ha	指定農用地面積	
10.10ha	事業計画面積	
10.10ha	基盤整備面積	
15cm	客	対策計画積算諸元
7.58ha	土	
炭カル 50kg ヨウリン 450kg ケイフン 100kg	散布面積	土壌改良資材
4.79 t 43.11 t 9.58 t	10 a 当り 施用量	
15cm	総施用量	か く は ん 客 土 量
17,120m ²		

法をとっている。すでに幅二メートル、高さ二メートルの坑道十一の閉そくを終り、二ヶ所を閉そく観察中とのこと。

鉱泥処理もある。坑泥処理やズリからの浸透を石灰で中和し、鉱泥を沈澱させて、きれいな水を坪川に流す。中和した沈澱物は約二キロ離れた田代平の二つの沈澱池にパイプで運ばれている。また露天掘りや沈澱池跡の覆

土植栽も進んでいるが、五、六ヶ所の覆土植栽を残している。

それなりに対策は進んでいるものの、まだまだ多くの問題をかかえているのである。例えば、天間ダム完成後も鉱業所が操業していたため、鉱泥がダムの中にたい積され、大雨があれば鉱泥が下流に流れる心配もある。

坪川は天間林の村民にとつて、農業用水、生活用水としても、最も重要な水源である。将来、一層その重要性はますますである。この坪川を汚染した企業の責任は重大なものがある。純農村としての天間林にとつて鉱業開発は決してプラスになったとは言えない。企業は責任をもつて汚染されて赤石川となった坪川を、魚の住める清流に戻すべきであり、それが社会的責任であろう。

二 底田鉱山と溷濁水汚染

東北砂鉄KK天間林鉱業所（底田鉱山）は昭和二八年に操業を開始したが、昭和三〇年頃から洗鉱による溷濁かんがい水が水田に流れ込み、水稻に被害を与えることとなった。

昭和三〇年一〇月頃、東北砂鉄は洗鉱機を設置、それによつて溷濁水がはげしくなった。そこで被害を受けた底田部落と鳥谷部部落の農業者は会社側と交渉し、次のよう交渉結果を得た。

- (1) 温床苗代の設置（これは鉱業所側の要望）。一七〇余坪を実施し、これに要するビニール代ならびに一切の諸費用は鉱山側が負担する。
- (2) 折衷苗代の紙代も鉱山側が負担する。
- (3) 苗代かんがい水の中和用として石炭を無償で交付する。

渾濁水灌漑による被害高

1. 各種作業関係

	数量	従事 日数	1日の 出役数	延従事 者数	単位	金額	摘 要
1. 苗代用灌漑水路修理	150m	3	9	27	円 350	円 9,450	作業期日 4.15 7.2 4.16
2. 沈 澱 池 整 理	2ヶ所 30坪	2	14	28	350	9,800	作業期日 4.18 7.15
3. 本田灌漑水取入口泥 土除去	9ヶ所	10	4.5	45	350	15,750	作業期日 5.7 5.15 5.22 6.25 6.3 6.10 6.18 7.3 7.10 5.28
4. 灌 漑 水 路 の 整 理	1,300m	2	1人1日 10m割	130	350	45,500	
5. 本田推積泥土の除去	5 畝歩	2	32	64	350	22,400	
計		19		294		102,900	

2. 水稻減収量

	面 積	平 年 反 収	冷害による 自然減		灌漑水による 反当一俵減		減 収 量 収 穫 皆 無		灌 漑 水 に よ る 減 収 量		単 位	損失総額	摘 要
			面 積	減 収 量	面 積	減 収 量	面 積	減 収 量	面 積	減 収 量			
水 稻	反 70	俵 4.8	反 5.2	俵 52	反 5.2	俵 52	反 1.8	俵 86	反 70	俵 138	円 3,900	円 200	1俵当り 3,900円
計	70	4.8	5.2	52	5.2	52	1.8	86	70	138		538,200	

3. 参考事項

1. 渾濁水の為発芽遅延……… 平年4.23……… 3～5日遅る
2. 苗の生育状況……… 発芽不整でかつ不良（平年の60%）
3. 本田移植……… {
 ビニール苗代（5.19移植）
 普通苗代（5.28移植）平年より5～7日遅る
4. 生育状況……… {
 分けつ 7月上旬からで不揃で平年よりわるい
 出穂 8月20日頃からで不揃で10～12日遅る
 青立 平年に比し多く、各水口は平均二反歩位
 つつ皆無
5. その他……… {
 各作業とも泥土の為はかどらない
 水路には魚類が一匹も棲息しなくなった
 洗濯水、風呂水等が不足で困る

右の協定により、昭和三十一年に会社側はビニール代五九、〇〇〇円を農協に支払った。しかし折衷及び普通苗代のかんがい水を中和するため、多くの面積を必要とし、その損失が多くあつた。その面積は水田面積一〇町歩（底田七町、鳥谷部三町歩）であつた。このため農業者側は、その損失を補償してもらうこと、濾過施設を早急に完備してもらうことを要望した。これに対して会社側は濾過施設を完備する、またこの施設が田植時まで完了しない時は洗鉋を一ヶ月位休業すると約束したのである。しかし、田植時、洗鉋は一回位であつたため、田植そのものに支障がなかつたが、その後再び洗鉋回数が増え潤濁が多くなつたのである。

この潤濁水の分析を青森工業試験場に依頼し、三十一年四月に実施した。その分析結果は次のとおりである。

7.63
9,700
3,544
7.00
17.0
2,318
32.4

また昭和三十一年五月には、天間林農業委員会が被害状況調査を実施した。その調査結果は次のとおりである。（前ページ参照）

H	物	7.63
固	形	9,700
硅	酸	3,544
硫	酸	7.00
磷	酸	17.0
	鉄	2,318
	タ	32.4

以上、底田鉋山による公害の実態をみてきたわけであるが、天間林にとって鉋山開発は決して利益になつたとは言えない。むしろ多くの被害を与える結果となつたのである。企業は私的利益を追求しながら、経済環境の変化に対応しつつ移動していく。しかし、その地域に住む人々は、特定の地域で生産活動と生活を何代にもわたって継続していく、したがって安易な企業誘致は多くの問題を残すことになることを、天間林における鉋山開発の教訓から学びとることができよう。

註

(一) 『日本鉱業社史』による。

(二) 昭和二十七年天間林村議会議事録による

(三) 豊富な砂鉄資源を利用して、製鉄製鋼をおこなうとした「むつ製鉄」は、昭和四〇年四月二三日の閣議で事業断念と決定された。その理由は、経済構造の変動によって採算が成り立たないというものであった。この突然の解散は地域住民に大きなショックを与え、政治への不信感を一層強めた。

このむつ製鉄事業成立の経緯は、青森県が昭和三三年八月に「青森県下北工業地区への砂鉄利用工業誘致に関する意見書」を県議会で可決、砂鉄利用工業の誘致促進ならびに早期建設促進に乗り出したことにさかのぼる。

翌三四年一月、政府もこれを認可、三三年度砂鉄事業準備調査として一億円の事業認可が東北開発会社にあった。以後三五年までの五億円の予算が計上され砂鉄鉱区の買収をはじめ製錬技術の海外調査、工場立地の調査など、経営全般にわたって企業化のための準備がすすめられ、三六年にむつ市に鉄鋼一貫工場を建設することが決まり、用地の測量、地耐力調査など工場建設のための準備がすすめられた。

さらに三七年には三菱グループとの提携が成立し、三菱製鋼KK、三菱鋼材、三菱鉱業、東北砂鉄の四会社による三菱グループの資本参加が実現したのである。三八年には砂鉄事業の企業体を「むつ製鉄」と命名し、正式に認可された。

しかし、この頃八幡製鉄の「木更津計画」が発表され、これによって三菱グループの態度は消極的なものに変わり、三九年の衆院予算委員会で宮沢経企庁長官は、「むつ製鉄の事業認可はいまとなつては疑問」と発表した。

その後、紆余曲折を経ながら、ついに経企庁はむつ製鉄事業の断念を決定、四〇年四月二三日の閣議に報告し、閣議了解事項となった。このような企業の、ならびに政府の一方的な決定によるむつ製鉄の空中分解は青森の地域経済に大きな打撃を与えることとなったのである。本村においても大きな影響を受け、このむつ製鉄の解散に伴い、広田鉱山は閉山され、また開通まもない南部縦貫鉄道は会社更生法適用におこまれていったのである。

第五章 天間ダムと開田事業

第一節 開田事業の成立過程

一 土地改良法の成立

農地改革がほぼ一段落した昭和二四年、戦前の耕地整理法にかわつて『土地改良法』が制定された。昭和二四年三月に「土地改良法案要綱」が作製され、それをもとにして、四月に「土地改良法案」が閣議で決定され、五月に国会に提出され成立したのである。

『土地改良法』は戦後の土地改良事業のあり方を根本的に規定するものとなつた。その特徴を述べると次のようになる。

- (1) それまで法的な裏づけのなかつた国営、県営事業に法的根拠を与え、実施体制が整備された。
- (2) 従来『耕地整理法』にもとづく普通水利組合を廃止し、土地改良区という組織に一本化した。
- (3) 土地改良区の構成員は原則として耕作農民とし、農地改革によつてつくられた自作農を基盤とした。
- (4) 土地改良事業は受益農民の申請にもとづき、三分の二以上の同意を必要とした。不同意者も事業への参加が強制され、したがつて土地改良区が賦課する賦課金も強制徴収できることとした。

(5) 土地改良事業は個々の農家に私的利益を生むため、受益者も事業費の一部を負担するものとした。

このような内容をもった『土地改良法』は国の多額の財政資金を農業に投入するものとなる。特に稲作の生産力の発展に大きな役割を果たし、食糧増産に大いに寄与したといえよう。このことは同時に米生産にかたよる結果を生み、のちの過剰米問題をひきおこす原因ともなった。

二 土地改良事業の推移

『土地改良法』が成立した時期は食糧確保ならびに人口収容対策としての緊急開拓がおこなわれており、いわゆる食糧難時代を反映して土地改良が果たした役割は極めて大きいといえる。

そして昭和二五年になると『国土総合開発法』が制定された。同法は「国土の自然条件を考慮して、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から、国土を総合的に利用し、開発および保全、ならびに産業立地の適正化を図り、併せて社会福祉の向上に資する」ことを目的として成立した。この国土総合開発計画は、全国総合開発計画、地方総合開発計画、都道府県総合開発計画および特定地域総合開発計画の四種からなるが、全国的規模での開発は高度成長をまたねばならなかった。

しかし、特定地域総合開発計画は、国土総合開発法の打ち出した最も有効な計画として、生かされていった。昭和三二年には、いわゆる東北開発三法（北海道東北開発公庫法、東北開発促進法、東北開発株式会社法）が制定され、北奥羽地域（天間林村も含む）が特定地域総合開発計画に指定されるにいたった。この開発方式は流域開発であり、地域の資源を総合的に開発するとともに、その地域の総合的な保全を図るといふ総合的な面開発

方式、いわゆるTVA方式が採用されたのである。この中で土地改良事業は重要な位置を占めたのである。

しかし、昭和三〇年代に入るとともに、高度成長が訪れ、食糧資源やエネルギー資源を海外に依存する方向がとられ、さらに農産物自由化の兆しが政策の中にもみられてきた。このような状況下で食糧増産を基本命題として成立していた土地改良ならびにTVA方式もむずかしい立場に置かれるようになった。

昭和三六年になると農業基本法が制定され、農業の構造改革が課題となり、土地改良事業についても「食糧増産対策事業」から「農業基盤整備事業」と名称もかわった。この中で、食糧増産のために、農業に水を十分供給する役割を担ってきた農業水利事業は、代わって農業における水田利用を合理化し、節水を図る事業と位置づけられた。また土地改良事業に圃場整備事業が創設され、機械化による大規模農業へと転換していったのである。

天間林における土地改良事業は、このように国の政策が大きく転換する中でスタートしたのである。この事業は昭和三六年に着手され四六年に完成するという長期のものであったが、当初は、食糧増産を基本命題として成立していた特定地域開発計画のなかに位置づけられており、ヤマセ、冷害、霜害といった厳しい自然をこくふくし、農業経営の転換により、機械化による大規模農業経営のための基盤整備へと移っていたのである。

三 天間林土地改良事業の成立

敗戦により海外から大量の引揚者、復員軍人がおしよせ、さらに戦争を通じて工業も農業も著しく疲弊し、失業者があふれていた。そこで応急的に人口を収容し、食糧を供与することが重要課題となり、それに対する政策として開拓事業がおこなわれた。

昭和二〇年十一月、政府は「緊急開拓実施要領」を閣議決定した。本村においても「緊急開拓」の一環として旧軍馬補充部の採草地であった部分を農林者三本木開墾建設事業天間林区として、約三〇〇戸の入植によって開墾したのである。入植当初は開田がおこなわれず、畑地として一戸当約二・五haが配分された。しかし、この地域は夏は偏東風がふき冷害になりやすく、冬は降雪量が多いという悪い気象条件であり、また生産物も大豆、なたね、ばれいしょ等といったものであったため、農家経営は非常に厳しい状況にあった。さらに昭和二八年、二九年には冷害、霜害による凶作にみまわれ、日本一の凶作村となり、農家経済は大きな打撃を受けたのである。したがって、坪川上流にダムを建設し土地改良事業をおこなうことが農家経営の安定化にとって最も重要な課題となり、村民の一致した要望となってゆくのである。

このような情勢下にあつて、昭和二六、七年頃から開田を望む声がかかり、昭和二七年二月の村議会において天間ダム建設ならびに土地改良事業の実施を決議した。この決議にしたがい、県、仙台農地局ならびに中央官庁等へたびたび陳情をおこなつたのである。さらに昭和二九年には期成同盟会を組織し実現化をはかった。このような村民一丸となつた陳情の結果、昭和三一年三月、青森県議会は次のような決議案を可決し、政府にはたらきかけたのである。

発議第三号

提出者 議員全員

国宮三本木開拓建設事業の継続関連事業として上北郡天間林区改良事業実施に関する決議

天間林区史

国営三本木開拓事業は昭和十三年二月着工し、その後元軍馬補充用地（三本木市天間林地内）及び大三沢町谷地頭団地を編入して地区を拡大し更に昭和二十三年には小川原沼右岸九六七町歩（沼崎団地）の開田干拓適地を編入し、総面積一二、二二八町歩に跨る全国屈指の国営開墾事業であるが、今や長年の努力を結実し、近く完成を見んとしていることは、食糧増産の国策的見地からして誠に慶賀に堪えないところである。

然しながら同開拓地域内においても未だ水源を得ずして、畑地として耕作している広大な要開田地並びに既墾田にして用水不足地多く、その総面積一、四九八町歩に及ぶ上北郡天間林区改良事業（ダム、用水路）を国営継続事業として当然実施さるべきものであり、これが完成を見るときは一六、六四四石の増産が確保せられ、更に目下計画中の中部上北地区開田事業を実施するときは二、五〇〇町歩の新田が造成せられ七一、五〇〇石の増産を予定せられるものである。

依つて政府は国策的にも且つまた本県の産業経済にも画期的進展をもたらす本事業を是非とも存置し継続事業として実施せられんことを要望する。

右決議する。

昭和三十一年三月二十七日

しかし政府は予算上の理由により、国営事業としては認めなかったのである。そこで県は、昭和三四年より県営かんがい排水事業として採決し、北奥羽地域開発計画のなかに位置づけて実施することになったのである。この特定地域開発計画は、前述したごとく、昭和二五年国土総合開発法の施行によつて成立し、青森県は、この法律に基づき各種の開発計画を策定し、その推進をはかつてきた。その結果、昭和二八年十和田、岩木川地域が、翌二九年には北奥羽地域が調査地域の指定をうけた。その後両調査地域においては国の補助、あるいは県費単独の事業として各種基本調査を実施し、問題点の解明に努めてきたが、三二年一〇月には待望の特定地域の指定をうけることとなった。県では三三年度から四二年度までの十ヶ年にわたる特定地域総合開発計画を策定し、同年一一月内閣総理大臣あてに提出した。三三年一〇月にこれを閣議決定し、計画を確定するにいたつたのである。

北奥羽地域開発計画の指定地域は、青森、八戸、十和田、三沢の四市と、東郡、上北郡、下北郡、三戸郡にわたるいわゆる南部地域と岩手県の北部四郡を加えた約六、一六〇平方キロの広大な地域である。この開発計画の目標の重点は、この地域の自然的経済的諸特徴からみて冷害対策および農産、地下資源などのいわゆる資源開発におかれていた。それゆえ、その計画自体食糧や資源を国内で開発してゆこうとする前提の上に成り立っていたといえる。したがつて天間林土地改良事業も、当初冷害対策と食糧資源の開発という目標のなかに位置づけられていたのである。

次に、土地改良事業の経過を簡単に示しておこう。

一、県は県営かんがい排水事業と開拓地改良事業の同時採決を希望したが、国の予算の都合により昭和三四年より県営かんがい排水事業として採決され着手した。

二、昭和三十六年ダム工事を一期事業、水路工事は二期事業として認められ工事に着手した。

三、昭和三十六年と昭和三八年にかけて付替道路補償関係を終り、昭和三八年六月よりダム本体工事に着手した
(大成建設が工事を担当)

四、昭和三十九年防災溜池事業が承認されダムを三メートル高くして防災容量をもたせた。

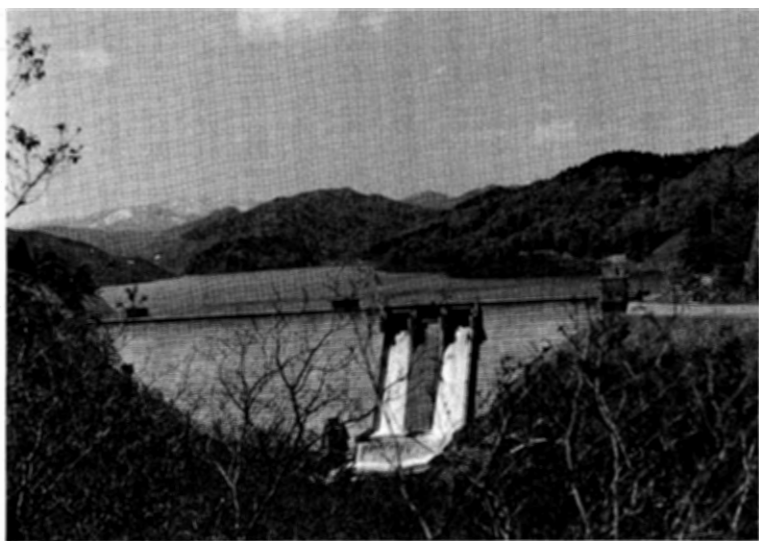
五、昭和三十九年より開拓地改良事業を併用して、一期工事、二期工事の区分をなくし工事の進歩をはかるとともに地元負担を軽減した。

六、在来の計画は、一、四二〇ヘクタールの田畑輪換計画(三年輪換計画)であったが、水文資料及び水利用計画を再検討し反ぶく利用を考慮に入れ、一、一二六haの永久田、二五五・一五haの永久畑の計画に変更した。^(三)

第二節 天間ダム

一 概要

天間ダムを築造した坪川の流域は八甲田山系の折紙山・七十森山(標高九〇〇メートル)を境界とし、上北郡を流下し小川原湖に注いでおり、その流路延長三六キロ、流域面積一七五・〇km²である。



天間ダム全景

坪川の大略中間である上原子部落付近より下流に流路と平行して約七〇七haの既成田がある。坪川は大正一二年六月二六日に準用河川に指定され、青森県土木部の施行により、七戸川流点より中野川合流点付近まで約三、七〇〇mが築堤され、その他は局部改修が施行された程度で本ダム下流の延長一九・七九kmの大略五分の程度の堤防しかない河川であった。

坪川の洪水による公共施設、農地及び農業用施設等の被害は坪川の洪水による昭和二六年から三七年までの十二年間での五〇五、八八〇円となり、年平均にして四二、一五七千円の被害を受けていたのである。

また旧軍馬補充部の用地であったところを戦後の緊急開拓事業の一環として入植開拓をおこなったのであるが、畑作だけで農家の生計は立ち難く、生活の困窮は甚しかった。本事業の適否の決定は昭和三二年一月十八日に行ない、農林省の計画書の審査をへて計画案は昭和三五年九月

一六日に完了した。

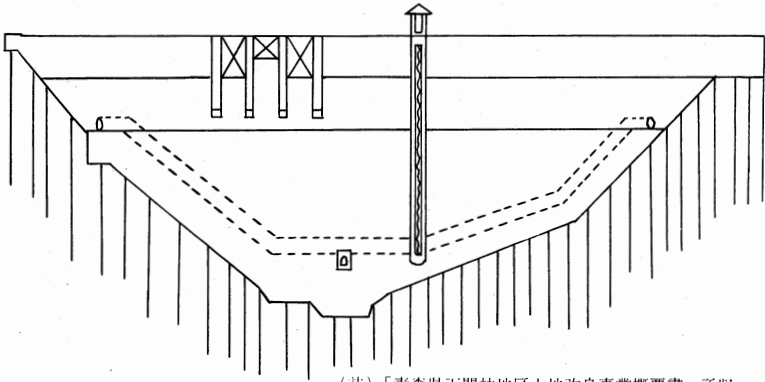
しかし天間ダムは最初かんばい事業として一、四二〇haの開田を行ない七一〇haづつの田畑輪換かんばいにより水稲、牧草、及び畑作物の増収を図り農家経営の安定をはかる計画であつたので、ダム堤高四二・〇m、堤長一九四・五m、貯水量一六、四八〇、〇〇〇m³であつた。本計画により昭和三六年度より工事に着手し、昭和三九年七月九日よりダム本体のコンクリート打設に入ったが前記のとおり坪川は年々の洪水により多大の損失を受けているので、このダムを更に高くし、貯水量の増を計れば、沿岸耕作及び公共施設等の被害を除去することが出来るので昭和三九年度より防災事業を併用し、多目的ダムとして計画変更した。防災計画は坪川下流沿岸五七五・九haの水田の被害を完全に除き、完成後の効果は水稲減産防止、農地用施設被害防止、一般公共用施設被害防止等で二九、五九九、〇〇〇円となる。ダムの事業費は二、二四七、〇〇〇、〇〇〇円で、かんばい持分九三一、〇〇〇、〇〇〇円、防災持分三一六、〇〇〇、〇〇〇円の費用振分けとなる。

昭和三九年七月よりコンクリート打設を開始し防災を併用した多目的ダムは堤高五〇・五m、堤長二〇二・八m、コンクリート量一〇八、三二四m³、ダム総工事費一、三九一、一三六、〇〇〇円で昭和四三年一月に完了し貯水を開始した。完成後の管理については青森県が行なっている。

二 設計

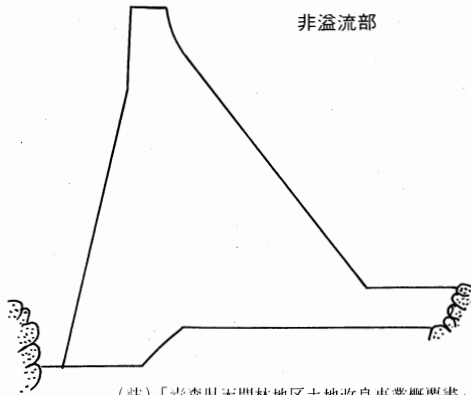
ダムは直線重力式コンクリート造りで、基礎岩盤上の最高の高さは、洪水時の最大波浪面までを四九・四mとし、非常溢流部天端高は標高一三八・〇mである。堤体積一〇六、四〇〇m³、堤頂巾四・〇m、最大底巾四二、一七

(第1図) ダム縦断面図



(註)「青森県天間林地区土地改良事業概要書」所収

(第2図) 標準断面図



(註)「青森県天間林地区土地改良事業概要書」所収

八m、エプロン長さ五〇・二四六、上流面法平均一〇・〇七五、下流面法一〇・八となる。又、下流に人工的な災害を起さないような放流機能と水勢殺機構を備え、かんがい期間に貯溜水を取水し、最大五・二 m^3/sec 、常時三・八 m^3/sec をかんがい用水と下流の田畑に供給するために取水塔を取りつけた(第一から第三図を参照)

三 用地買収

天間ダムの水縁は国有林が多く民地が少なく、また本事業に対する理解も大であったため、用地買収は非常にスムーズに行なわれた。居住者の移転は四戸で、所有者を含め八名であった。民地買収総地積二六・三haで、国有林払下げが九四・一haであった。

四 工事

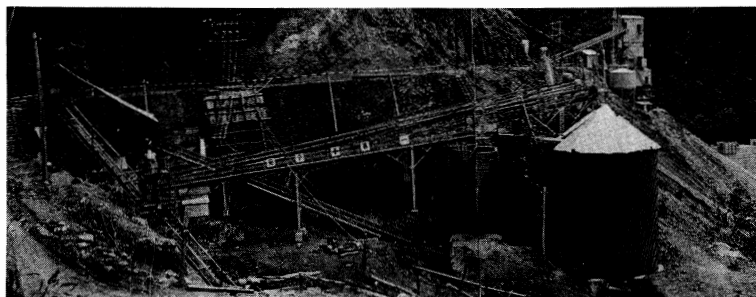
昭和三六年、ダム本体工事にさきがけて仮設備の工事から着手された。まず工事用のための交通、資材運搬用道路としてダムサイト附近に三本の道路を設けた。つぎにダム建設のための骨材貯蔵設備、セメント貯蔵設備、動力、給水設備等の仮設備の建設をおこなったのである。

昭和三八年にダム本体工事に着手するのであるが、流心切替のために、ダムサイト左岸に仮排水隧道を造り、上流仮切を設置し、仮排水隘込完了にともない基礎掘削に着手した。つづいてコンクリート打設用機械を据付、昭和三十九年七月九日、定礎式を行い、コンクリート打設の第一歩を踏み出した。

天間ダムは昭和三六年から七年間にわたって工事がすゝめられ昭和四三年一月に多目的ダムとして、ついに完成したのである。

第 1 表 用地買収及補償費(民地分)

	買 収 代 金	5,163,419円	
	離 作 代 金	12,818,759	
	家屋移転補償代金	1,500,000	
	仮住居費	40,000	
	移転旅費	21,785	
	離職補償	242,300	
	計	19,786,263	
用地買収	水 田	57,818m ²	3,500,527円
	畑	57,820	445,568
	山 林	22,708	159,540
	原 野	110,203	535,610
	雑 種 地	12,728	62,174
	宅 地	460坪	460,000
	計	262,927	5,163,419
離作補償	水 田	57,818	8,071,470
	畑	57,820	3,026,420
	山 林	22,708	272,730
	原 野	116,203	1,448,149
	計	248,619	12,818,759



基礎掘削工事

第2表 北堤敷ならびに池敷等の国有林払下げ

No.	名称	位置	面積
1	北堤敷	天間林村大字天間館字北天間館2731	0.38220
		中天間館2911	0.76710
		北天間館2731	0.03690
		中天間館2811	0.08070
		小計	1.26690
2	溜池敷	天間林村大字天間館字北天間館27	82.39468
3	管理所敷	〃	0.01640
4	管理宿舍敷	〃	0.05390
5	待避所敷	〃	0.11200
6	法面保護敷	〃	0.26770
7	給水敷	〃	0.13110
8	河川敷	〃	9.61717
9	整地敷	〃	0.10400
10	繫船敷	〃	0.08560
11	警報敷	〃	0.06000
	合計		94,10945

天間ダムの諸元はつぎのとおりである。

第3表 ダムの概要

位置	青森県上北郡天間林村
型式	直線重力式
流域面積	63.48km ²
基礎	安山岩
堤高	50.50m
堤長	197.00m
基礎掘削	22,100m ³
堤体積	106,400m ³
総貯水量	19,584,000m ³
有効貯水量	18,434,000m ³
かんがい	15,330,000m ³
防災	3,560,000m ³
利用水深	
全水深	26.9m
かんがい	24.0m
防災	3.4m
満水面	116ha
取水装置	複式取水塔
	最大取水量 6,479m ³ /s
	常時取水量 4,291m ³ /s
	減勢装置
	ハウエルバンカーバルブ
	静水池
	巾 10m
	長 30m
全水吐	テナゲート
	越流部
	水深3.4m 巾8m 1門
	水深5.7m 巾8m 2門
	減勢工
	フリップバケット型

第三節 頭首工水路の概要

天間ダムに貯溜した水を既存の早川・金沢の両頭首工を改修・新設して取水し、早川及び金沢の幹線用水路を改修又は新設施工して旧田は勿論、一、一二六haの新田に天間ダムの水を与えたのである。水路工事内容はずぎのとおりである。

(一)早川水路

頭首工 高さ 二四・〇m 長さ 二四・〇m

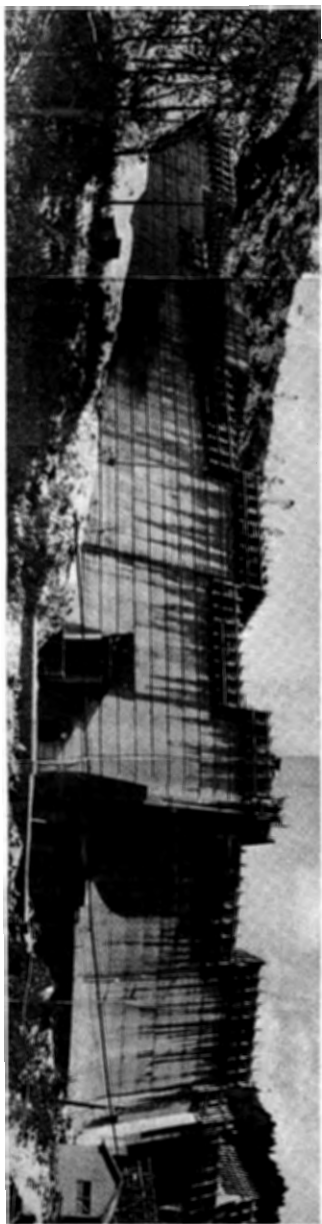
一ヶ所新設

幹線水路 総延長 一四、四八〇m

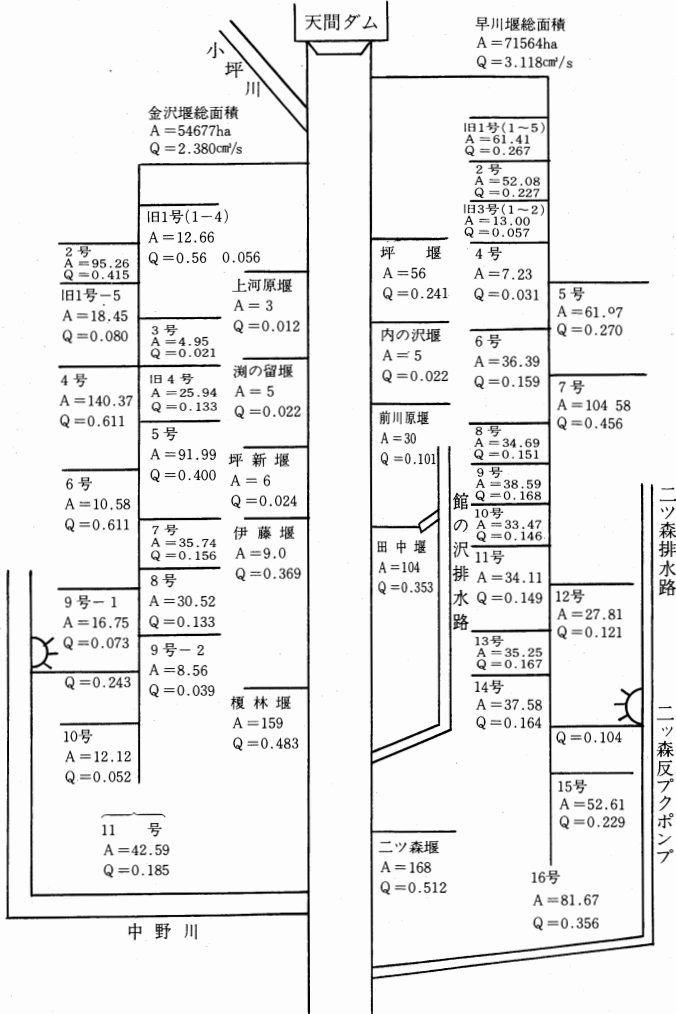
(2)金沢水路

頭首工 既存頭首工の改修 一ヶ所

幹線水路 総延長 六、〇六〇m



建設中の天間ダム



第三図 用水系統図

第四節 圃場整備事業

圃場整備事業は昭和三九年、開拓土地改良事業として大部分県営でおこなわれた。内訳はつぎのとおりである。

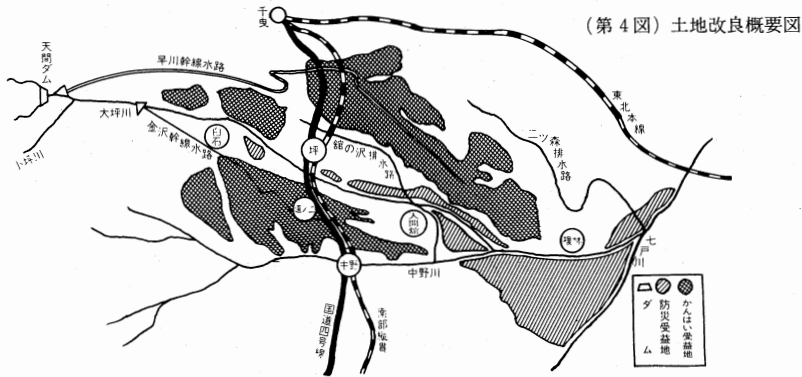
柳平	非補助開田	一三・三二ha	
第一天間林	田	四七一・五五ha	非補助田 一三△三二ha
第二天間林	田	二八〇・六六ha	畑 一二八・八三ha
第三天間林	田	三〇八・四九ha	畑 八三・〇四ha
計	田	一、一二六ha	畑 四三・二八ha
			畑 二五五・一五ha

昭和四五年に、この土地改良開田事業は完成し、その結果一、一二六haが開田され、さらにかんばい事業による用水受益地としての旧田は一三六・四一haになり、合計一、二六二・四一haが、この事業によって利益を受けたことになったのである。とくに旧軍用地開拓入植者にとっては、入植当時の言語に絶する窮乏にたえた努力がこの事業の完成によってみられたことは特筆すべきことであろう。また二代村長であった沢田喜代太氏は敗戦直後の混乱した時代から村を復興し、かつ困窮を打開するために昭和二七年三月から坪川上流にダムを建設し開田することを計画され、実現のために不撓不屈の努力を払ってきたのであるが、昭和四五年、氏の大開発の夢は実現し、多目的ダムとしての天間ダムと一、一二六haの美田が完成したのである。この事業の完成記念にあたって、村は沢田喜代太氏の偉功を永く伝承するために天間ダムに氏の胸像を建立したのである。

圃場整備事業による開田計画は次のとおりである。

第4表 圃場整備事業内容

土 区 名	事業主体	受益面積	用 水 路			排水路	道 路		
			幹 線	支 線	小 用		幹 線	支 線	耕 作
天 間 林	県	600.37ha	4,889.15	12,771	45,413	43,743	9,233	12,659	37,231
第二天間林	〃	363.70	—	6,351	34,396	30,679	2,375	11,824	28,628
第三 〃	〃	351.77	1,669.0	7,282	33,878	33,878	4,530	9,385	30,631
抑 平	土 改	52.08	—	1,070	7,937	6,475	—	—	55,645
非 補 助	〃	—	—	—	—	—	—	—	—
計		1,367.92	6,558.15	27,494	118,566	114,779	16,138	33,868	102,189



第五節 土地改良と農業構造の変化

純農村地帯である天間林にとって、この土地改良事業は一大変革であったといっても過言ではない。事業施行前では、田より畑の割合がたかく、水稻をのぞけば、主に大豆、そ菜、小麦、トウモロコシ、馬鈴薯等に大きく依存していたのである。しかし、この土地改良によって、従来田は一、三四二haであったものが倍近い二、六一六haまで拡大し、農家一戸当の田面積も〇・八haから一・五七haまで増大した。また政府売渡米数量も昭和三八年が六六、〇一〇俵であったのに対し昭和四五年には一五二、八五一俵と二・三倍増を示している。この圃場整備事業は大型機械導入のための大型圃場（一筆の面積は三〇アール基準）の造成や農道の整備などとしておこ



沢田喜代太氏胸像

なわれたため、農業機械の普及が拡大した。昭和三五年に耕耘機六三台、トラクター一台、動力噴霧機二〇台、動力撒粉機三台、動力刈取機ならびに自脱型コンバイン〇台であったものが、昭和四五年になると耕耘機八二六台、トラクター三七三台、動力噴霧機一〇三台、動力撒粉機六八九台、動力刈取機二三〇台、自脱型コンバイン七二台と大巾に普及し、機械化された農業へ転換したのである。

以上みてきたように農地改革により創設された自作農を基盤にした土地改良事業は生産力の発展に大きく寄与したといえる。しかし、現在さまざまな矛盾に直面しているのである。

第一に土地改良事業の推進主体である自作農そのものが、いちじるしく変容しているということである。農家戸数には大きく変化はないが、農家人口は昭和三五年に二〇、八八六人であったものが昭和四六年以降八、〇〇〇人台に下落し、農業従事者も五千人台から三千人台だけに減少した。また農業従事者のなかで女性の割合が増加しているのも特徴的である。

とくに問題であることは、専業農家の減少と第二種兼業農家の増大である。昭和三五年において全農家に対する専業農家の割合が三七・六%、第二種兼業農家一一・二%であったものが昭和五〇年になると専業一六・七%、第二種兼業三〇・六%になったのである。

このような自作農の変容は土地改良事業の推進にあたってさまざまな矛盾を生むのである。より均質な自作農が農村に健在である時は、土地改良事業を通じて共通に農業生産力を高め、その成果を等しく享受しようという意志が強かった。しかし専業農家が減少し、第二種兼業農家が増大してくると、農地と農業の基本的生産手段として重視する農民と単なる資産として重視する農民とに分裂するのである。事実この土地改良事業によって大きな利益を得た蒼前と曙等の戦後開拓部落と古くから開田されていた榎林や附田部落等との間では、かならずしも利害が共通にはならなくなってきたのである。

天間林の場合七〇以上の部落からなりたっているが、これを大きく三つの地域に分類できる。第一は一三の既

存部落と戦後開拓によつて形成されてきた五の部落によつて形成されている西部地域である。この地域は土地改良事業によつて台地が水田化され、経営耕地面積は一戸平均二・九haで他の地域にくらべ最も多い。また耕地の八五・一

(戸、%)

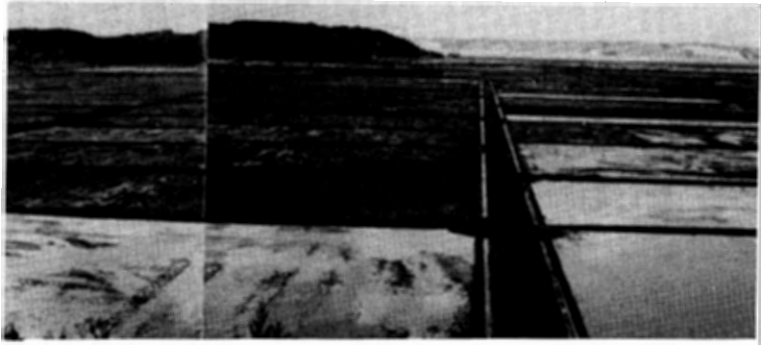
地域区分	年度	総農家数(a)		専業農家(b)		第一種兼業農家(c)		第二種兼業農家(d)	
		比率		b/a	c/a	d/a			
西部地域	50	479	100	79	16.5	301	62.8	99	20.7
中部地域	50	639	100	97	15.2	297	46.5	245	38.3
東部地域	50	551	100	104	18.9	279	50.6	168	30.5

%が水田で、いわゆる水田単作地帯となっている。この地域は昭和五〇年で第二種兼業農家の割合が二〇・七で最も少ないのである。

第二は天間館を中心に既存部落八、戦後開拓部落六からなっている中部地域である。ここは公共施設が集中し市街化が進行している。経営面積は一戸平均一・九haで最も少なく、水田・畑作経営がおもである。又、第二種兼業農家の割合は最も高い地域である。

第三は榎林、花松、二ツ森、李沢を中心に既存部落一八、戦後開拓部落一から形成されている東部地域である。この地域は古くから開田されており、一戸平均水田一・六ha、畑〇・六haで地域全体が水田・畑作複合経営地帯である。第二種兼業農家の割合は三〇・五%で比較的高い。

以上みてきたように、各地域によつて農業の生産条件も異なつてきているし、農業に対する依存の度合も違つていのである。このような農民層分解状況のなかで、土地改良区を維持・管理していく上でさまざまな弊害が生じてくると言えよう。



天
間
林
村
史

新田がつくられてきた事業整備場圃

次に昭和四五年からはじまる米の生産調整政策との関係で生ずる問題である。昭和四三年頃から米の過剰問題が表面化し、ついに昭和四五年農政の大転換がおこなわれたのである。これは休耕・転作を内容とする米の作付制限政策であるが、こうした米の作付制限政策がだされてくるのは、明治以降の農政史上はもちろん、日本の稲作史上かつてみられなかった政策である。

米の消費減退と過剰在庫とを理由として実施されたものであったが、この生産調整政策は農民のこれまでにみられた生産意欲を決定的に低下させ、かつこれを契機に農業就業人口の流出と農家の兼業化が一段と促進されたのである。

天間林における減反の規模は四五六町で全体の一六・四%になり、さらに転作を含めると一九・九%にまで達している。

皮肉なことに土地改良事業が完成した昭和四五年に生産調整政策が開始され、これから増産をはかろうとした農民の意欲を決定的に低下させたのである。事実、昭和四〇年に専業農家が二八・七%あったものが、四五年は一・六%まで激減しているのである。

これまでの土地改良事業は水田の改良を中心にするめられ、灌漑排水改良、

圃場整備、農道整備がおこなわれてきた。そして、水田が水田としての施設機能をより高める方向で改良されてきたのである。しかし、この生産調整は水田中心の土地改良に大きな転換をせまることになり、土地改良区を支えている稲作中心の農家の社会的、経済的基盤を崩壊させることになろう。同時に土地改良区を維持、管理する農民間の利害対立の激化を生む結果になるであろう。

註

(一) 『青森県々議会史』参照

(二) 『青森県天間林地区土地改良事業概要表』参照

(三) 同書

第六章 高度経済成長と農村

戦後、我国は世界に類をみない未曾有の高度経済成長を達成したわけであるが、純農村としての天間林村は、その過程でどのように変貌したかを見てみよう。

第一節 高度経済成長と農業

一 高度経済成長

昭和三〇年以降の、いわゆる高度成長は日本経済を文字通り飛躍的に成長させてきたのである。たとえば国民総生産（GNP）をみると、昭和三〇年を一〇〇としたその指数は、一〇年後の四〇年には三三八、一五年後の四五年には六七二で、一〇年間に三倍、一五年間には、実に七倍の成長を達成しているのである。またこの成長率をみると、昭和三〇年から四〇年までの一〇年間で年平均成長率はアメリカ四・四%、西ドイツ五・〇%、イギリス二・五%であるのに対して、我国は一一・九%であり、いかに猛烈な速度で経済が拡大してきたかが理解できよう。

しかし、この経済成長は鉄鋼、船舶、機械、石油化学、化学肥料等の重化学工業中心であり、鉄鋼の生産高は、一〇年間（昭和三〇年から四〇年）で四倍、機械工業は六倍、化学工業は三・六倍となり、いわゆる高度工業化

社会に突入したのである。さらにこれらの産業を支える鉄や石油等の資源は海外から輸入し、海外依存度は石油九九・七%、アルミニウム一〇〇%、ニッケル一〇〇%、鉄鋼石八八%、銅七六%となり、輸入資源大量消費型の産業を我国に定着させたのである。

この成長の要因はいろいろあるが、それらを集約的に述べれば、昭和三〇年代の成長は民間企業の設備投資主導型で、いわゆる「投資が投資を呼ぶ」というかたちで、激しい技術革新の波のなかで各企業は競い合つて投資を拡大し、それがまた新たな投資を呼んだのであった。しかし、この設備投資競争は三〇年代で一応終了し、各企業は過剰生産基調へ転換してゆくのである。昭和四〇年代に入ると、この過剰資本の処理を輸出の拡大という方向で解決していったのである。すなわち四〇年代の高度成長は輸出主導型によつて達成されていったと言える。このことは工業製品の輸出の見返りとして安価な資源、食糧の輸入の拡大を意味したのである。

一方国内において、従来の流通過程は零細な、無数のパイプで生産と消費が結びつけられていたが、大量生産に対応した流通過程の改革が必要となつたのである。この流通革命の先兵として登場したのが大型スーパーマーケットであり、これにより大量生産と大量消費は結合することとなり、いわゆる大衆消費時代が出現したのである。しかし流通のパイプが太くなるということは、総合商社や巨大資本の寡占的支配を可能ならしめ、流通過程の寡占化を成立させることになつたのである。

このような経済の繁栄と急成長は、一方において物質的生活を豊富にしたが、同時に他方ではインフレ、公害、過密、過疎、二重構造の拡大、生産と生活のアンバランス等々をひきおこす結果となつたのである。すなわち高

度成長という強力な資本蓄積過程は同時に矛盾の蓄積過程でもあったと言えよう。とくに農業における矛盾の蓄積は、より深刻な状況をつくつたのである。もつとも根本的問題は農業生産の前提をなす労働力、土地、水といった生産条件に大きな変化があらわれたことである。農業就業人口は昭和三五年に全国で一、一九六万人であつたものが昭和五〇年には五八九万人となり、五〇・九%の激減となる。戦後の高度成長期における労働力供給源は東北地方であり、成長の初期の段階では東北南部での人口流出が激しく、それが経済の発展とともに中部から北部へと拡大してゆくのである。さらに、単なる労働力流出にとどまらず、農家経営の兼業化をおしすすめたのである。昭和三五年における第二種兼業農家率が三三・三%であつたものが昭和五〇年には六二・二%まで拡大している。このことは農家所得の推移に明確にあらわれており、この一五年間（昭和三五年から五〇年）で農家所得が五・一倍になつたのに対し農外所得は一二・三倍にはねあがつているのである。また耕地面積はこの一五年間で約五〇万ヘクタール減少した。この耕地減少は高度成長が生みだした旺盛な非農業の土地需要によるものであり、さらに農地価格はインフレのなかで一五年間に一四倍もはね上がったのである。また農業用水において、都市化、工業化の進展にともない、工業廃水や下水の河川排出によつて、農業用水の汚染が拡大したのである。

現在、農村は一見すると都市化現象のなかで豊かになつたように見えるが、農業の客観的諸条件は崩壊する寸前であると言つて過言でないだろう。

二 高度経済成長と農業基本法

高度経済成長下における農政はどのようなものであったかを検討してみよう。

昭和三五年以降になると急速な経済の発展に対応して、つぎつぎに農業に対する新たな施策がこうじられた。戦後の農業をもっとも基本的に位置づけたのが昭和三六年の農業基本法の施行であり、これ以後構造改善事業が実施され、いわゆる構造農政の展開となるのである。さらに昭和四五年になると米過剰による生産調整と農地法の改変による総合農政へと転換されてゆき、一貫して高度経済成長に適応した農政がならぬかかっていったと言える。また、成長下の農業の変貌を見る上で無視できないのは国土総合開発計画との関連である。昭和三七年五月には新産業都市建設法が公布され、さらに六月には全国総合開発計画（旧全総）がうちだされ、また昭和四四年には新全国総合開発計画（新全総）、昭和四六年には農村地域工業導入促進法が成立したのである。

高度成長期の農業は、農業の憲法といわれる農業基本法によって強く方向づけられたのである。この農基法の目的は、二〇年代から三〇年代前半に顕著にあらわれてきた農業と他産業との生産性の格差、ならびに従事者の生活水準格差を是正するところにある、そのために(一)大圃区画の土地基盤整備、大型機械体系の導入による農業の近代化をテコに大規模な「自立経営」を創出すること。(二)農産物の消費構造の変化に対応して、従来の穀物中心の生産から畜産、果樹、野菜等の選択的拡大をおこなうものであった。

しかし、この農基法農政は生産性が低く、自立できない農家を農業から脱農させ、工業中心の経済成長に安価な労働力を供給するという意味をもった。また選択的拡大はアメリカでのトウモロコシ、大豆、小麦等々の過剰

生産に競合しないような農産物の拡大であったと言える。

つまり農基法農政とは高度成長の推進力になる安価な労働力、土地、水を大量に確保し、さらに工業製品の輸出拡大の見返りとして農産物を大量輸入するために、農業を犠牲にし、高度成長に適合した農政であったと言っても過言ではないのである。

さらに昭和四五年になると米の過剰問題を契機に総合農政への転換がおこなわれた。この農政は米の生産調整政策と農地法の改変という二つの柱からなっている。米の生産調整はいわゆる減反政策ならびに自主流通米制度の導入によっておこなわれたが、これは農民の生産意欲を減退させ、米の生産力破壊政策だったといえる。また農地法の改変は農地の取得資格の下限を引き上げ、上限をなくし、耕作権保護を後退させ、借地関係に対する規制を緩和して、農地の流動化をはかろうとしたものであった。しかし、農地の拡大という方向へは進まず、逆に当時出された新都市計画法、新全総、農業振興地域整備法、農村地域工業導入促進法等々、一連の開発計画によって非農地への転用が拡大したのである。

三 天間林村における農業構造の変化

(一) 人口の流出と農業労働主体の変化

本村も、決して高度経済成長に無縁ではなく、非常に大きな影響を受けたのである。特に純農村としての本村にあつては農業における変化が著しく現われている。

第1表 人口および世帯数の推移

(人、%)

	総人口	農家人口	比率(%)	総世帯数	農家世帯	比率(%)
昭和35年	14,683	10,886	74.1	2,522	1,587	62.9
40	11,923	10,200	85.5	2,313	1,627	70.3
47	10,669	8,738	82.0	2,118	1,646	77.7

(註) 天間林村勢要覧より作成

高度成長期における特徴の一つは農家労働力が奔流のように農外へ流出し、農業労働力が全国的に激減しているのである。したがって、まず農家人口の推移から検討してみよう。本村においても、総人口ならびに総世帯数は年々減少してきた。しかし、農家人口の絶対数は減少しているものの、総人口に占める割合は上昇しており、同様に農家世帯の割合も増大しているのである。これは底田鉦山、上北鉦山などの規模縮小ならびに閉山によるもので、相対的に農家人口の割合が増大したことを意味する。また、農家世帯数は分家などの理由によって増加しているが、それに対して農家人口が減少しているのは、中卒・高卒の新規学卒者の村外流出によるものであり、やはり高度成長による若年労働力を中心とした流出と見てよいだろう。

農家人口の減少は当然農業労働力の減少を意味する。昭和三五年に農業にだけ従事したものが三、四七二人いたものが一〇年後の四五年には二、二六七人まで、約一、〇〇〇人程度の減少になっているのである。さらに男女の比率をみると三五年では一対一・四の割合であったものが四五年には一対二・五の割合まで上昇し、農業労働力が女性化していることがわかる。つまり農外へ流出する労働力は主として男性であり、残留の女性が農業従事を余儀なくされるためであると言える。昭和四五年における男性の就業状態をみると、農業専従者六五一人に対して、農業以外の仕事の主の人が一、三二七人、

第2表 農業専従者の推移

(人)

	16才以上の世帯員総数		自家農業にだけ従事した人		男女比
	男	女	男 (a)	女 (b)	(a : b)
昭和35年	3,004	3,217	1,429	2,043	1 : 1.4
45	3,114	3,208	651	1,616	1 : 2.5

(註) 農林業センサスより作成

第3表 農家の老齢化

(人、%)

	総数 (人)			60才以上者(人)			老齢化率 (%)		
	昭35	昭45	昭50	昭35	昭45	昭50	昭35	昭45	昭50
総数	10,886	9,293	8,344	832	1,035	1,191	7.6	11.1	14.3
男性	5,422	4,612	/	373	450		6.9	9.7	/
女性	5,464	4,681	/	459	585		8.4	12.5	/

(註) 農林業センサスより作成

第4表 自家農業に主として従事した世帯員の老齢化

(人、%)

	総数			男性			女性		
	総数	60才以上	老齢化率	総数	60才以上	老齢化率	総数	60才以上	老齢化率
昭和35	4,281	211	4.9	2,175	147	6.8	2,106	65	3.1
45	3,999	752	18.8	1,491	373	25.0	2,508	379	15.1
50	3,948	729	18.5	1,600	322	20.1	2,348	407	17.3

(註) 農林業センサスより作成

さらに農外の仕事だけに従事した人が一〇八人に達している。このことから現在の農業が女性によって支えられていることが理解できよう。この傾向はさらにつよまり、昭和五〇年には、女性専従農家（農業の専従者が女性のみ農家）が三六六戸で、全体の二一・九%におよんでいるのである。

また、農外流出労働力を、年齢別に見ると、主として若年者であり、あとに残った高年者が農業従事を余儀なくされるため、農業労働力は、当然高齢化することになる。農家の老齢化は七・六%、一一・一%、一四・三%と着実に進行しているのに対して、農業従事者の老齢化は一層激しく進行している。特に男性についてみると、昭和三五年における六〇才以上の農業従事者が六・八%にすぎなかったものが、四五年には二五%となり、男性農業従事者のうち四人に一人が六〇才以上の老人になっている。

以上のことから理解できるように、高度成長期における農業労働力流出は若年者中心であり、また男性を中心として、在宅の形態をとった恒常的勤務、出稼、日雇等々である。このことは農業労働力の減少を意味し、農業労働の主体が男性から女性へ、また壮年者から高齢者へ移行してきたことを意味している。

(二) 農家の階層分化

次に農家の構成変化を検討してみよう。本村においては農家人口ならびに農業従事者数は減少するものの、農家戸数は逆に増加している。しかしその内容を見ると一ヘクタール以下の零細農家が増大しているのである。第五表を検討すると、一ヘクタール以下の下層農家は、昭和三五年では一四%にすぎなかったのが五〇年になると二三・二%と激増していることがわかる。これに対して一〜二ヘクタールの中層農家は、昭和三五年で三六・八

第5表 耕作規模別の農家の構成

	実 数 (戸)				構 成 比(%)			
	昭和35年	40年	45年	50年	35年	40年	45年	50年
総 数	1,587	1,627	1,671	1,669	100.0	100.0	100.0	100.0
0.5 ha 未満	56	104	131	147	3.5	6.4	7.8	8.8
0.5 ~ 1.0	167	216	220	241	10.5	13.3	13.2	14.4
1.0 ~ 1.5	266	322	262	254	16.8	19.8	15.7	15.2
1.5 ~ 2.0	318	364	310	270	20.0	22.4	18.6	16.2
2.0 ~ 3.0	477	470	452	450	30.1	28.9	27.0	27.0
3 ha 以上	303	151	296	307	19.1	9.3	17.7	18.4

(註) 農林業センサスより作成

%と大きな割合を示していたものの、昭和五〇年には三一・四%に減少している。また二ヘクタール以上の上層農家は昭和三五年四九・二%、五〇年四五・四%とわずかに減少しているにすぎない。したがって、高度成長下において、最も影響を受けたのは一〜二ヘクタールの農家で、この中層農家が分解し、より下層化したと言える。

第6表 専・兼業別農家の構成変化

	総戸数	実 数 (戸)			構成比 (%)		
		専 業	第一種	第二種	専 業	第一種	第二種
昭和35年	15, 87	597	811	179	37.6	51.1	11.3
40	1,627	467	863	297	28.7	53.0	18.3
45	1,671	211	961	499	12.6	57.5	29.9
50	1,669	280	877	512	16.8	52.5	30.7

(註) 農林業センサスより作成

第六編 現 代
(三) 兼業農家の増加とその実態

次に専業別農家の変化を見てみよう。いわゆる高度成長期に農家の兼業化は急激に進化した。本村も例外ではない。専業農家はこの一五年間に一貫して減少しており、特に昭和四五年は減反政策によって大中に減少している。この政策がいかに大きな衝撃を農家に与えたかが理解できよう。専業農家の激減に対して第一種兼業農家はほぼ横ばいで第二種兼業農家が激増している。つまり専業農家の減少分が第二種兼業農家の増加分になったのである。全国的傾向では、現在二兼農家が六割を超しているが、本村では一兼農家が五割強を占めており、二兼農家の方が少ない。これはある程度耕地規模が大きく、かつ近くに農外所得をえる機会が無いことなどによるものと思われる。

本村における八割以上の兼業農家がどのような状況にあるかを見てみよう。第一に統柄別兼業農家の構成をみることによって兼業農家の脱農化の程度を検討してみよう。ここでは資料の関係上、昭和四五年と五〇年を検討する。

第7表 続柄別兼業農家の構成

(戸、%)

		昭和45年	昭和50年	
第一種兼業農家	総数	961	877	
	実数(戸)	世帯主・あとつぎ	191	203
		世帯主	327	283
		世帯	342	300
あとの他		101	91	
構成比(%)	世帯主・あとつぎ	19.9	23.1	
	世帯主	34.0	32.3	
	世帯	35.6	34.2	
	あとの他	10.5	10.4	
第二種兼業農家	総数	499	512	
	実数(戸)	世帯主・あとつぎ	138	130
		世帯主	287	303
		世帯	54	69
あとの他		20	10	
構成比(%)	世帯主・あとつぎ	27.7	25.4	
	世帯主	57.5	59.2	
	世帯	10.8	13.5	
	あとの他	4.0	2.0	

(註) 農林業センサスより作成

農家労働力の流出は、これを世帯上の地位、すなわち、続柄との関連において見ると、一般には次・三男あるいは娘から始まり、これにあとつぎがつづき、世帯主の順となる。しかし本村においてはその他の世帯員の脱農化が低く、逆に世帯主およびあとつぎの農外流出が大部分である。一兼農家と二兼農家を比較すると、世帯主・あとつぎ兼業農家の割合より二兼農家の方が多し。世帯主だけの兼業農家は一兼の場合、全体の三割程度であるのに対して二兼の場合は五割〜六割と圧倒的割合を示めているのが特徴的である。次に昭和四五年と五〇年

を比較すると、一兼農家の場合、世帯主・あとつぎ兼業農家が増加し、逆に世帯主だけ、あとつぎだけの兼業農家が減少してきている。このことは一兼農家においてもますます農外依存を深めていることを意味していると言える。これに対して二兼農家は世帯主、あとつぎ兼業農家が減少し、世帯主だけ、あとつぎだけの農家が増加している。このことはより一層恒

常的勤務への依存の度合を強めていると思われる。

次に兼業を雇われと自営の二つの形態に分けて見ると、一貫してやとわれ兼業農家が増大してゆくのに対して、自営兼業農家は減少している。昭和三五年における自営業の比率は一兼で一一・六%、二兼で三三・〇%とか

第8表 農家労働力の流出形態別構成

(戸、%)

			昭和35年	昭和45年	昭和50年
第一種兼業	実数	やとわれ兼業	717	938	860
		自営兼業	94	23	17
	構成比	やとわれ兼業	88.4	97.6	98.1
		自営兼業	11.6	2.4	1.9
第二種兼業	実数	やとわれ兼業	120	4.53	460
		自営兼業	59	46	52
	構成比	やとわれ兼業	67.0	90.8	89.8
		自営兼業	33.0	9.2	10.2

(註) 農林業センサスより作成

なり高いが、その内容は主として、育林業、木材伐出業、林野副産物の採取また左官屋・大工等の職人的な商売、また商店、床屋、旅館等の経営であった。しかし、高度成長期における林業の後退による影響と経済成長による労働力需要の増大等によって、自営兼業の割合が大巾に減少したと思われる。以上から理解できるように高度成長期における農民層の分解は農民の地主化、あるいは自営業の経営という方面ではなく、まさに賃金労働者を大量に創出したといえる。この場合も完全な脱農による賃金労働者化ではなく、在宅の形態をとった労働力の流出であった。

さらに兼業農家を雇われ兼業に限り、恒常的勤務、出かせぎ、日雇・臨時雇の三形態に区分して見てみよう。雇われ兼業を脱農化に関連づけて言えば、恒常的勤務はそれがより深

第9表 やとわれ兼業農家の推移

(戸、%)

	第一種兼業						
	実数				構成比		
	総数	恒常勤務	出稼	日雇・臨時	恒常勤務	出稼	日雇・臨時
昭和35年	717	226	179	312	31.5	25.0	43.5
45	938	229	340	369	24.4	36.2	39.3
50	860	274	374	212	31.9	43.5	24.7
第二種兼業							
昭和35年	120	75	11	34	62.5	9.2	28.3
45	453	166	141	146	36.6	31.1	32.2
50	460	220	135	105	47.8	29.3	22.7

(註) 農林業センサスより作成

く進行した就業形態、出稼および日雇・臨時雇いは浅い形態と言える。また就業の安定度に関連づけて言えば、断定は困難であるが、概してそれは恒常的勤務が高く、日雇、出稼は著しく低いといえる。そして安定度が低いものほど挙家離農が困難になってくると言える。

まず雇われ兼業の推移から検討してみると、恒常的勤務は着実に上昇しているが、これはより安定度の高い就業をもとめようとすることの表われだと思われる。しかしこのことはより一層脱農化を深める結果となる。つきに出稼の推移を見ると、昭和三五年では一兼で二五・〇%、二兼で九・二%とそれ程高くないが、昭和四五年以降大中に拡大し、特に一兼農家にあつては最も高い割合を占めている。これは大都市中心の高度成長による労働力需要の拡大にもなつて、出稼として都市部へ流出していった結果であろう。このことは日雇・臨時雇の減少にも表われている。すなわち、この就業形態は村内あるいは隣接地域の就業機会に依存するのだが、これが減少しているのである。つまり、高度成長下にあつて農村部の労働

力が東京を中心とした大都市に集中したということである。

つぎに一兼農家と二兼農家を比較してみよう。一兼農家にあつては、昭和三五年と五〇年で出稼ぎと日雇・臨時雇の割合が逆転しているものの、一貫してこれらの不安定業種に対する依存度が強い。しかしこのことは、それだけ脱農化の度合が浅いことを意味している。これに対して二兼農家の場合は一貫して恒常的勤務の割合が最も高いのである。このことは、それだけ脱農化の度合が高くなつてゐることを意味している。

以上見てわかるように雇われ兼業の就業動向は経済成長に大きく影響されてゐると言える。つまり出稼農家が大中に増加し、さらに二兼農家においてはより一層脱農化を深めたのである。

(四) 主要農産物の変化

次に農業粗生産額の構成比の変化をみることによつて、農業経営の変化を検討してみよう。昭和三五年当時の経営耕地面積の内訳をみると、総耕地面積二、九七三・三一ヘクタール中、田四二・四%、畑五六・九%と畑地面積の割合が大きかつたのである。しかし昭和四五年では総面積三、四一二ヘクタール中、田六六%、畑三三・七%と逆転している。さらに昭和五〇年では総面積三、三二五・九六ヘクタール中、田七八・七%、畑二一・〇%とより一層水田面積の割合が拡大したのである。

このような水田増加の理由は、第一に高度成長下における農産物自由化政策、特に小麦、大豆、雑穀類を中心とした大量輸入にともない、畑作経営がなりたたなくなつたことにある。これに対して青森県当局は、昭和三〇年にはジャージー種牛の導入、昭和三七年にはビート栽培振興をはかつたものの、定着せず、結局、農家は米に対する依存をつよめざるをえなかつたのである。第二に、昭和四三年の天間ダムの完成にともなう大規模土

第10表 農業粗生産額の構成比の推移

(%)

											養 蚕	畜 産					加 工 農 産 物	合 計
	米	麦 類	雑 豆 く 類	い も 類	野 菜	果 実	工 芸	種 其 他	耕 種 計	役 肉 用		乳 牛	養 豚	養 鶏	畜 其 他 産	畜 合 産 計		
昭和35年	65.3	0.6	12.0	2.7	4.2	1.3	11.2	0.4	97.7	-	0.1	0.3	0.3	0.9	0.7	2.3	-	100.0
36	70.3	0.1	4.3	0.4	5.7	2.4	7.6	0.4	91.2	-	0.1	4.0	2.1	1.0	1.2	8.4	0.4	"
37	63.5	0.2	3.9	3.5	4.6	2.9	11.7	0.2	90.5	-	0.1	4.0	2.1	1.6	1.2	9.0	0.5	"
38	61.6	0.2	4.0	2.0	6.6	3.0	11.5	0.1	89.0	-	0.1	5.1	2.7	1.9	0.7	10.5	0.5	"
39	62.7	0.2	3.4	2.3	6.6	3.3	11.4	0.2	90.1	-	0.1	5.5	2.6	1.0	0.3	9.6	0.3	"
40	65.6	0.1	2.7	1.6	7.0	2.7	11.0	0.4	91.1	0.1	0.2	4.5	2.4	0.8	0.9	8.8	-	"
41	64.5	0.1	2.5	2.5	7.9	2.7	9.9	0.1	90.2	-	0.4	5.4	2.1	1.0	0.6	9.5	0.3	"
42	70.5	0.1	2.0	1.7	4.9	1.7	7.3	0.1	88.3	0.1	0.4	7.1	2.4	0.7	0.8	11.4	0.2	"
43	76.4	-	2.1	0.5	3.9	0.8	4.8	0.1	88.6	0.1	0.4	4.5	2.2	0.7	3.4	11.2	0.1	"
44	79.3	-	1.4	1.0	3.0	0.9	4.2	0.2	90.0	0.1	0.3	4.5	2.2	0.7	2.2	9.9	-	"
45	74.9	-	1.4	1.8	3.5	1.1	6.7	-	89.4	0.1	0.5	4.3	3.0	0.8	1.9	10.5	-	"

(注) 農林業センサスより作成

地改良事業による開田であり、一、一二六ヘクタールの新田がつくられた。

したがって、昭和三五年当時、麦、雑穀、豆、いも類で一五・二%も占めていたものが、昭和四四年では、三・二%にとどまっているのである。これに対して、米は昭和三五年から四一年まで六〇%台であったものが、前述の土地改良事業による開田で、昭和四二年以後七〇%台に突入し、昭和四四年には七九・三%と圧倒的割合を占めることになった。

他方、畜産であるが、当地域は戦前から全国有数の馬産地であった。戦後は、農業の機械化、軍馬の消失等々により、その需要は急激に減退したため、ほとんど生産されなくなった。これにかわって昭和三〇年にジャージー種牛の導入がはかられたものの、乳価構成の変化により定着せず、結局ホルスタインへの転換がはかられたのである。また肉用牛は、村当局の振興計画によって着実に伸びてきている。

ただ我国の酪農経営の欠点は草地依存度が低く、購入飼料に大きく依存しているため、その経営基盤が非常に弱いところにある。

以上みてきたように、この一〇年間において、稲作に対する依存度が非常に強まってきたのであるが、これは農産物自由化による畑作不振のなかで、唯一の安定作物である米に集中せざるをえなかったこと、また高度経済成長過程での農業労働力の大都市への流出によって、労働主体が弱体化し、農業経営が粗放化したのが、これを機械化によって省力化できる稲作経営に転換することによりきりぬけてきたからにはかならない。

その後、いわゆる過剰米問題が生ずるのであるが、これは高度成長に適応した農政の矛盾の一帰結と言つてよいであろう。何故なら農基法農政は農業労働力も弱体化させたために、農家は米依存を強めざるをえなかったからなのである。

第二節 出稼ぎの実態

こゝでは戦後の出稼ぎ、特に高度経済成長期のそれに焦点をあわせて、出稼ぎの実態がどのようなものであつたか、また純農村である天間林にどのようなインパクトを与えたかを検討してみよう。

一 出稼ぎの背景

農林省の規定によると、出稼ぎとは「一カ月以上一年未満居住地をはなれて他に雇われて就労するものであつて、その就労期間経過後は居住地に帰る者をいう」としている。つまり、出稼ぎとは一定期間家(村)から離れて働き、しかる後に必ず家(村)に帰つて来るという、いわゆる回帰性を有する一時的離村形態であつて、永久離村や、通勤兼業といったものとは異なるのである。

いずれにせよ、出稼ぎは日本資本主義の「人口法則」の一環として位置づけられる。何故なら、戦前・戦後をつうじて、出稼ぎの就労先は異なるものの、日本資本主義の賃労働支配の具体的形態として捉えられるからである。

戦後、特に高度成長期にあつて、太平洋ベルト地帯を中核とする巨大重化学工業の急速な発展は労働力の相対的不足と労賃の高騰を招いたが、それらを農村労働力を吸収することによつて、またインフレと独占価格形成メカニズムを巧みに利用しつつ、資本蓄積がすすめられてきたのである。つまり、資本主義に特有な相対的過剰人口の形態が出稼ぎという賃労働支配形態をとおしておこなわれたと言える。

二 出稼ぎの推移

出稼ぎ者の正確な数量的把握はきわめてむずかしいと言われている。そこで、ここでは農林業センサスと「出稼ぎ世帯実態調査統計表」（青森県）の資料をもとにして検討してみよう。

まず、兼業における出稼ぎの推移から見てみよう。昭和三五年では、最も多い兼業は恒常的勤務で、つづいて日雇・臨時雇で、出稼は全体の二割程度であった。しかし一〇年後の昭和四五年では、恒常的勤務の割合が低

(戸、%)

		35年	45年	50年
実 数	恒常的勤務	301	395	494
	出稼ぎ	190	481	509
	日雇・臨時雇	296	515	317
	自営兼業	203	69	69
	兼業農家総数	990	1,460	1,389
比 率	恒常的勤務	30.4	27.1	35.6
	出稼ぎ	19.2	32.9	36.6
	日雇・臨時雇	29.9	35.3	22.8
	自営兼業	20.5	4.7	5.0
	兼業農家総数	100	100	100

農林業センサスより作成

下し、逆に出稼ぎは二・五倍と大巾な伸びを示している。本村のような東北北部に位置する地域においては、都市への労働力流出が高度成長後期において顕著に表われたことを示している。出稼ぎの増加は、昭和五〇年でもつづいており、兼業のなかで最も多い割合を示すにいたっている。本村における兼業の推移は、高度成長の影響下にあつて、自営兼業が大巾に減少し、出稼ぎと日雇・臨時雇という不安定な雇用が拡大し、全体の六割程度に達しているのである。このことは高度成長期における資本蓄積が、まさにこのような賃労働支配形態をとおして強行されていったことをもの語っているのである。

本村における出稼ぎ者数を正確につかめないものの「出稼ぎ世能実態調査」によれば、昭和四〇年では九五二人で、全就業者数での割合は一七・一％であるが、男性の場合だけを見ると、三〇・二％にもおよんでいる。すなわち、本村にあつては男性三人に一人の割合で出稼ぎにいつていることがわかる。昭和四五年では出稼ぎ者数は八三七名で、実数は減少しているものの、割合は増加している。

次に集落別の出稼ぎ状況を検討してみよう。昭和三五年では、出稼ぎ農家率が五〇％以上の集落は金木・黄金だけであり、また出稼ぎ農家ゼロの集落は一六もあつた。比較的出稼率の高い集落は二つに分類でき、一つは天間館、榎林、李沢、二ツ森などの歴史の古い集落であり、他方は蒼前、曙、坪、金木、道ノ上、夏間木などの戦後開拓部落である。前者は戦前から北海道のにしん場などへの出稼ぎがあり歴史が古い。後者は戦後開拓による経営の弱体化により、出稼をせざるをえなかつたものと思われる。

これに対して、昭和四五年では、出稼ぎ農家のない集落は、わずか中野、原久保の二つだけで、多数の集落が出稼をおこなっている。出稼ぎ農家率五〇％以上の集落は一にもおよび、その半数は戦後開拓部落である。これは戦後開拓部落が天間ダムの完成にともなう開田化によつて稲作単作地帯に変貌したことによると思われる。三五年当時から出稼ぎのあつた集落は四五年では一層出稼を依存を強めていることがわかる。これに対して四五年調査時にはじめて出稼のあつた集落は大部分が五〇％以下の出稼農家率である。

第12表 集落別の出稼ぎ状況

(戸、%)

集 落 名	昭 和 35 年			昭 和 45 年		
	総農家数	出稼農家	比 率	総農家数	出稼農家	比 率
上原子	39	11	28.2	41	9	21.9
白石	48			52	10	19.2
栗ノ木	16	2	12.5	15	6	40.0
原	28			30	2	6.7
尾山	20	4	20.0	18	9	50.0
馬頭	21	1	4.8	20	9	45.0
後	11			11	2	18.2
蒼前・曙	54	5	9.3	50	31	62.0
坪	45	4	8.9	56	11	19.6
坪	29	3	10.3	29	15	51.7
金	12	5	41.7	11	8	72.7
金木・黄金	27	18	66.7	35	20	57.1
小	44	8	18.2	52	29	55.8
道	69	21	30.4	72	7	9.7
夏	17	1	5.9	22	2	9.1
底	15			16	2	12.5
	25			26	4	15.4
市	20			18	4	22.2
十	16	4	25.0	17	3	17.6
鳥	60	18	30.0	71	22	31.0
	8			6	5	83.3
長	24			31	8	25.8
向	44	3	6.8	41	2	4.8
中	37			34		
原	15			11		
十	18	2	11.1	26	8	30.8
天	171	18	10.5	171	33	19.2
寺	20			20	2	10.0
一	39	2	5.1	38	9	23.7
石	45	1	2.2	42	22	52.4
舟	23			21	14	66.7
狐	16	1	6.3	19	11	57.9
上	31	4	13.0	31	4	12.9
下	46	2	4.3	52	5	9.6
中	49	1	2.0	54	12	22.2
花	26			28	2	7.1
附	16			15	5	33.3
榎	163	31	19.0	182	85	46.7
昭	11	3		12	2	16.7
貝	23			22	13	59.1
二	62	7	27.3	60	11	18.3
李	29	8	27.6	30	3	10.0
甲	43	2	4.7	48	14	29.2
白	12			14	3	21.4

農林業センサスより作成

三 出稼ぎ農家の実態

日本経済が高度成長を続けてきた昭和三〇年代後半から四〇年代にかけて、他産業への労働力需要が急速に伸び、これに答えるかのように、農家からの出稼ぎ者は年々増加の一途をたどっていった。昭和四五年における出稼ぎに出た農家はおよそ県全体では三二%、上北郡では二八%、天間林村では三六・七%である。

第一四表により経営規模別農家の出稼ぎ農家構成比をみると〇・五ヘクタール以下の零細農家の出稼ぎ率が最も多く七三・二%にたつしている。つづいて一〜二ヘクタールの中層農家が四割強程度で、上層農家ほど出稼ぎ率が低下していることがわかる。本村において出稼ぎ率は経営耕地面積が大規模の農家ほど低いことを示しているが、三ヘクタール以上の上層農家にあつても二一・三%と、かなり高比率の出稼ぎ農家がある。これは上層農家といえども商品経済の滲透、都市化現象等の変貌過程で現金収入の道をもとめざるをえないあらわれであると思われる。

つぎに出稼ぎ者の男女別と世帯での地位をみると、男女別では圧倒的に男性が多いが、経営規模の小さい農家ほど女性も出稼ぎに行かざるをえなくなる。世帯上での地位別でみると、下層農家ほど世帯主の出稼ぎが多く、上層農家ほどあとつぎ、その他の出稼ぎが多い。いづれにせよ、留守を守る老人、女性、子供への影響は凶り知れないものがあるといえよう。

つぎに出稼ぎがどのように農家経済に影響を及ぼしたか見てみよう。まづ出稼ぎ理由から検討すると(資料の都合上、昭和四〇年「出稼ぎ世帯実態調査」を利用する)、世帯員の場合は賃金が高いから出稼ぎに行くというの

第13表 昭和45年 経営規模別農家の出稼状況

(戸、人)

	世帯数	出稼男女別			世帯の地位別				
		男	女	計	世帯主	妻	あとつぎ	その他	計
50 a 未満	96	103	9	112	80	2	13	17	112
50 ~ 100 a	80	84	7	91	62	1	18	10	91
1.0~1.5ha	126	138	7	145	60		57	28	145
1.5~ 2 ha	135	141	8	149	60		61	28	149
2 ~ 3 ha	118	130	5	135	38		70	27	135
3 ~ 5 ha	47	55	4	59	29	2	18	10	59
5 ha 以上	16	20	2	22	5		8	9	22

昭和45年「出稼ぎ世帯実態調査」より作成

第六編 現代

第14表 昭和45年 出稼ぎ農家の構成比

(戸、%)

	総農家数	0.5ha未満	0.5~1	1~1.5	1.5~2	2~3	3ha以上
規模別農家数	1,671	131	220	262	310	452	296
出稼農家数	614	96	80	126	135	118	63
構成比	36.7	73.2	36.4	48.1	43.5	26.1	21.3

が大きくなるほど単に高賃金をともめて出稼ぎに行くだけでなく、「簡単に働ける」、「適当な職業がない」、「失業保険がもらえる」等々、その理由が多様化してくる。

また世帯主及びあとつぎの場合は「生活を向上させるため」が圧倒的に多い。このことは農家の消費生活の都市化によるものと思われる。これに比べて「経営規模の拡大のため」という理由はほとんどないのは出稼ぎが農業経営上の理由から生ずるのではなく、消費生活上の理由から生じていることがわかる。つぎに階層別に見ると、零細農家では生活に困るため出稼ぎに行き、これに対して上層農家では生活向上のために出稼ぎに行くのが最も多い。つまり出稼ぎ理由は下層農家と上層農家では明確に異なっていることがわかる。

第15表 世帯員の出稼ぎ理由

(戸、%)

天
間
林
村
史

	総 数	適当な職業 がない		簡単に働け るから		賃金が高い から		失業保険が もらえる		そ の 他	
		比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数
50 a 未 満	4	50.0	2			50.0	2				
50 a ~ 1 ha	16	37.5	6	6.3	1	12.4	2	6.3	1	37.5	6
1 ha ~ 2 ha	82	18.3	15	14.6	12	24.4	20	13.4	11	29.3	24
2 ha 以上	64	18.8	12	12.5	8	25.0	16	12.5	8	31.2	20

第16表 世帯主及びあとの出稼ぎ理由

(戸、%)

	総 数	家業に見切 をつけた		生活に困る		生活を向上 させる		経営規模の 拡大		そ の 他	
		比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数
50 a 未 満	57	3.5	2	49.1	28	43.9	25	3.5	2		
50 a ~ 1 ha	112			33.0	37	61.6	69	2.7	3	2.7	3
1 ha ~ 2 ha	321	0.3	1	20.6	66	73.5	236	4.4	14	1.2	4
2 ha 以上	206	1.0	2	18.4	38	71.3	147	8.3	17	1.0	2

第17表 農業に及ぼした影響

(戸、%)

	総 数	よくなった		変らない		悪くなった	
		比 率	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数
50 a 未 満	50	32.0	16	66.0	33	2.0	1
50 a ~ 1 ha	108	50.9	55	48.2	52	0.9	1
1 ha ~ 2 ha	314	54.1	170	45.5	143	0.4	1
2 ha 以上	209	45.4	95	54.6	114		

第18表 家計に及ぼした影響

(戸、%)

	総 数	よくなった		変らない		悪くなった	
		比 率	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数
50 a 未 満	50	52.0	26	46.0	23	2.0	1
50 a ~ 1 ha	108	58.4	63	40.7	44	0.9	1
1 ha ~ 2 ha	314	54.2	170	45.5	143	0.3	1
2 ha 以上	209	45.5	95	54.5	114		

一
四
五
七

(注) 第15、16、17、18表とも「出稼世帯実態調査」より作成

「経営規模拡大のため」という理由は、全体として少ないが、上層農家ほど多くなってくる。

つぎに農家経済に及ぼした影響を見ると、「よくなった」、「変らない」が圧倒的に多く、「悪くなった」はほとんどみられない。五〇アール以下の零細農家では、出稼ぎをやってもほとんど変らないが六割以上もある。これに対して、一〜二ヘクタールの中層農家では、逆に「良くなった」が五割をこしている。家計に及ぼした影響では、二ヘクタール以上の上層農家をのぞいて、他の農家は「良くなった」と答えている。

以上のことからわかるように、農村の都市化、消費生活の高度化等々によって農家経済の現金支出の割合が多くなり、この穴うめとして出稼ぎに行くということである。また、農家経済への影響では、「変らない」が六割以上もある。このことは総収入における出稼ぎ収入の割合がせいぜい二割程度のものであると思われる。

四 出稼ぎ者の実態

本村において出稼ぎは戦前からおこなわれていた。戦後においても二〇年代までは、出稼ぎ対象地は圧倒的に北海道が多かったのである。その業種は戦前では蟹工船、戦後ではにしん漁撈等の漁業労働と日高、根室等の伐木労働等の山林労働が主流であった。

しかし高度経済成長以降になると、北海道から千葉・東京などの関東地方が中心になってくる。そして業種も漁業から建設業、製造業へ移行してきた。第一九表からわかるように、昭和四〇年では、就労先のトップは北海

第19表 就 労 地 域

	総 数	県 内		北 海 道		東 北		関 東		北 陸		中 京		そ の 他	
		比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数
昭和40年	952	16.2	154	45.7	435	4.3	41	26.7	254	1.7	16	1.4	14	4.0	38
45	837	17.2	144	24.6	201	1.7	14	49.3	413	1.3	11	6.2	52	0.2	2

第20表 就労事業所の産業

	総 数	農 林 業		漁 業		建 設 業		食 料 品 製 造 業		そ の 他 の 製 造 業		運 輸 通 信 業		そ の 他	
		比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数
昭和40年	952	19.1	182	12.7	121	520	495	2.2	21	1.3	12	2.3	22	10.4	99
45	837	9.0	75	10.2	85	70.7	592	0.1	1	3.9	33			6.1	51

(註) 第19、20表とも青森県「出稼ぎ世帯実態調査」より

道であったが、昭和四五年では関東地方への出稼ぎが最も多くなる。業種別では四〇年、四五年とも建設業が圧倒的に多いが、四〇年と四五年を比較した場合、四五年では建設業が七割にもたついている。これに対して農林業、特に林業が低下したのは北海道での山林労働の需要低下にともなうものと思われる。つまり、本村においても出稼ぎの就労先、就労業種ともに、あきらかに高度経済成長に規定されたかたちですゝんできたことがわかる。

このような出稼の就労経路は、約六割が縁故、募集といった個人的ルートを利用する者で、安定所を利用する者は、わずか二割程度である。また出稼ぎの経験年数では、その六割が五年以上で、この傾向は、ますます強まっている。次に出稼の就労期間であるが、平均就労期間は六・五七ヶ月で、約半年村を離れていることになる。これを経営規模別で見た場合、五十アール未満と二ヘクタール以上の農家が比較的長く、一〜二ヘクタールの中層農家は短くなる。

以上見てきたように、本村における出稼は四〇年代にはいつて、その割合を増加させてきた。それは、吸引側からみれば、世界に類のな

い高度経済成長が農業労働力を出稼ぎという不安定な賃労働形態で支配することによって達成されてきた結果であり、また供給側からみれば、高度成長に対応した農政＝農民流出政策の結果でもある。とくに本村においては、従来の畑作・有畜農業から四〇年代の開田事業による水田単作地帯化によって、いわゆる稲作単作地帯の出稼ぎ型が恒常化したのである。さらに昭和四五年以降の生産調整政策によって、この傾向は一層強まってきている。

第三節 集落の変貌

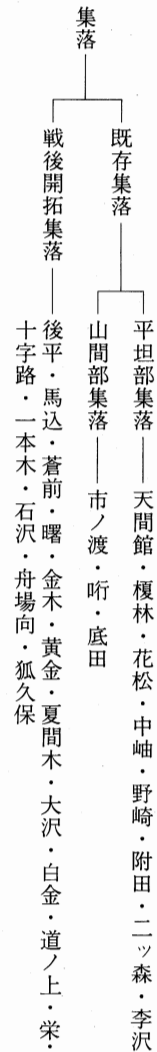
一、天間林における集落

本村は、現在七〇以上の集落からなりたっている。本村はもともと天間館、榎林、附田、二ツ森、野崎、中岫及び花松がそれぞれ独立して、一村をなしていたのである。しかし明治二二年の町村制施行により、この七ヶ村が合併され天間林村となったのである。これらの旧七ヶ村は坪川と中野川の下流に点在しており、古くから開田がおこなわれていた。また、これらの川の上流の山間部には市ノ渡、疍等の集落があった。さらに戦後、緊急開拓事業の一環として一三の戦後開拓集落がつくられたのである。

したがって本村における集落を、次の三つのタイプに類型化できよう。

この三つのタイプの集落をより詳細に検討してみよう。資料の都合上総体的に捉えるのは不可能なため、ここでは榎林（平担部集落）、市ノ渡（山間部集落）、蒼前・曙（開拓集落）の三つを抽出し、比較検討してみる。

既存集落の大多数は同族よりなり、本家と称するものが若干ある血縁、地縁に結ばれた村落である。これらの



部落は幕藩体制下で独立した村であった旧村であり、本来「ムラ」とよばれ、共同体的性格をもった地域社会であった。明治の町村制施行以降の合併をみるにおよんで、村落は行政村に統合され、その一部に組み入れられ、町村——部落という二重構造によって発展してきている。村落は行政村に拡大されたとはいえ、その封鎖的な共同体的構造は崩れず、稀薄化しながらも、共通した生活慣行や部落意識をもつ小地域社会である。この村落なるものは農家の組合せ、結合によつて地縁的に成り立ち、その構成単位は個人ではなく、あくまで「家」である。この部落の共同的結合は基本的に生産の共同組織、生活組織体、また自治および行政の単位としての機能をもつことによつて成り立っている。つまり生産と生活における共同性を基礎にして成り立っているのである。しかし、この部落は必ずしも自己完結的な生活の場ではなかつた。例えば榎林部落の場合、古くから太平洋岸の六ヶ所、三沢、甲地などの地域との結びつきが深かつた。榎林では「榎林男と甲地女」という言葉が残っているように、古くから甲地の女性との結婚がおこなわれている。何故なら甲地とは米と魚類の物々交換とおした経済的関係があつたからである。このことは山間部の市ノ渡集落においても同様で、ソバ、ヒエ、アワを魚と物々交換しており、七戸にはスミを持ってゆき衣類と物々交換をおこなっていた。

戦前における不在村大地主制の発展は、村落に小作料の收取関係をつうじて一種の階級関係を形成した。本村においても檜館（八戸）、盛喜（七戸）等々の不在村大地主がおり、盛喜は天間林全体で三〇〇町歩の土地を所有していたといわれている。榎林では盛喜二〇町歩、檜館七〇町歩を所有していた。しかし地主の支配形態は村落の共同性を破壊するものでなく、むしろそれを利用するかたちでおこなわれたため、部落そのものが解体するということはなかった。

戦後の農地改革は、この地主制を崩壊させ、自作農を広範に生み出したのである。これにより、身分階層的な秩序が打破され、階層の平準化が成立した。しかし従来 of 土地所有に基づく階層差ではなく、経営規模に基づく階層差が生ずることになるのである。にもかかわらず、この村落の共同性は、たとえ疑似的ではあれ、少なくとも二〇年代までは維持されたといえよう。それは農地改革によってつくられた自作農という同質性を基礎にして村落の共同利益が追求されてきたからである。

ところが昭和三〇年以降の工業を中心とする高度成長の影響によって大きく変ってゆくのである。工業部門の急速な発展にともなう農業労働力の「地すべりの」移動、さらに農家の兼業化の進行、また消費生活の変化にともなう農村の都市化現象と農家の現金収入への要求の増大等々によって、村落の伝統的な諸関係は解体の方向へすすんできたのである。

昭和五〇年における三つの集落の営農状況を比較してみると、経営規模別では蒼前・曙が最も大きな面積を所有している。三ヘクタールの上層農家が全体の八割に達しているのである。市ノ渡で三ヘクタールの農家は全体

第21表 所有経営面積規模別農家数

(昭和50年)

	総農家数	所有耕地 なし	0.5ha 未満	0.5~1.0	1.0~1.5	1.5~2.0	2.0~3.0	3.0ha 以上
蒼前・曙	52	1	1	1	1	6	42	42
市ノ渡	18	1	3	3	1	4	7	7
榎林	181	21	27	35	25	54	18	18

第22表 経営土地種類別農家数と面積

(アール・戸)

	経営耕地総 面積	田のある農 家数	田の総面積	樹園地のある 農家数	樹園地の総 面積	普通畑のある 農家数	普通畑の総 面積	牧草専用地的 ある農家数
蒼前・曙	18,882	51	16,574			29	783	9
市ノ渡	4,594	18	3,726	2	35	17	503	3
榎林	31,143	181	23,291	3	83	166	7,699	
牧草専用地的 の総面積	借入耕地の ある農家数	借入耕地の 総面積	貸付耕地の ある農家数	貸付耕地の 総面積	原野のある 農家数	原野の総面 積	保有山林の ある農家数	保有山林の 総面積
1,500 330			1	40	36	1,450		
	18	706	10	555	8	510	13	7,640
							102	8,183

(註) 第21、22表とも農林業センサスより作成

第23表 農産物販売収入1位の部門別農家数

(昭和50年)

	農産物を販売 した農家数	い	ね	工芸作物	果樹類	酪農	養豚	その他の 畜産
蒼前・曙	51		47		1	2	1	
市ノ渡	16		14				1	1
榎林	175		168	7				

第24表 農産物販売金額規模別農家数

(昭和50年)

	販売なし	30万円 未満	30~ 100万	100~ 150万	150~ 200万	200~ 300万	300万 円以上
蒼前・曙		1	2	3		1	22
市ノ渡		2	4	4	4	1	2
榎林	1	6	29	51	20	16	32

第25表 専兼別農家数

(昭和50年)

	専業農家	兼業農家	第一種兼業					第二種兼業				
			計	世帯主・あ とつき兼業	世帯主兼業	あ とつき兼業	業 その他の兼	計	世帯主・あ とつき兼業	世帯主兼業	あ とつき兼業	業 その他の兼
蒼前・曙	6	46	40	13	18	9		6	1	5		
市ノ渡	2	16	10	1	2	4	3	6	1	3	2	
榎林	17	164	87	17	29	29	12	77	29	36	11	1

(註) 第23、24、25、26、27表とも農林業センサスより作成

第六編
現代

第26表 兼業々種別農家数(第一種)

		第一種兼業農家数	やとわれ兼業			自営業	
			恒常的勤務	出稼	人夫・日雇	林業	その他
昭和35年	蒼前・曙	22	2	5	15		
	市ノ渡	17	4		4	8	1
	榎林	69	19	28	10	1	11
昭和45年	蒼前・曙	43	10	31	1		1
	市ノ渡	8	3	3	2		
	榎林	94	16	53	25		
昭和50年	蒼前・曙	40	4	33	3		
	市ノ渡	10	2	2	6		
	榎林	87	11	62	14		

第27表 兼業々種別農家数(第二種)

		第二種兼業農家数					
			恒常的勤務	出稼	人夫・日雇	林業	その他
昭和35年	蒼前・曙						1
	市ノ渡 榎林	17	8	3			6
昭和45年	蒼前・曙	2		1	1		
	市ノ渡 榎林	72	16	32	17		8
昭和50年	蒼前・曙	6	2	2	2		
	市ノ渡	6	1	3	2		
	榎林	77	16	39	13		9

一四六四

の四割で、比較的中規模農家が多い。これに対して榎林は三ヘクタール以上の農家は全体の一割程度にしかすぎず、一ヘクタール以下の零細農家が二七%も存在する。しかし保有山林農家の割合は市ノ渡において七十二%、一戸平均五八六・七アールであり、また榎林では保有山林農家五八・四%、一戸平均八〇アールであるのに対して蒼前・曙ではゼロである。

次に経営土地種類で見ると、すべての部落において稲作がおこなわれているが、一戸当りの平均水田面積は蒼前・曙三二四・九アール、市ノ渡二〇七アール、榎林一二六・一アールと蒼前・曙が最も大きい。また一戸当りの平均普通畑面積では蒼前・曙二七アール、市ノ渡二九・六アール、榎林四六・四アールと榎林が最も大きくなっている。

戦後開拓集落である蒼前・曙は、もともと、地形上の理由から開田がおこなわれず畑作を中心とした農業経営がおこなわれてきたが、天間ダムの完成にともなう開田事業によつて水田単作地帯にかわつてきたのである。

これに対して山間部集落である市ノ渡ではヒエ、アワ、ソバといった畑作と製炭、製薪といった林産物中心に生計がいとなまれていたが、昭和三〇年以降になつてはじめて開田がおこなわれるにいたつたのである。また榎林は古くから開田がおこなわれ、それに畑作がプラスされた複合経営がいとなまれており、いわゆる南部型田畑農業がおこなわれていたのである。

次に農産物販入一位の部門別で見ると、どの集落も稲作収入が圧倒的に多いが、蒼前・曙では酪農が、榎林では工芸作物がある程度の割合を占めている。農産物販売金額規模別に見ると、販売金額二〇〇万円以上の農家

は、蒼前・曙で八四・六％、市ノ渡で一六・七％・榎林で三二・六％であり、蒼前・曙が最も農業所得の高い農家の割合が多いことになる。このことは専業率にもあらわれており、最も専業率の高い集落は蒼前・曙で一・七％である。市ノ渡一一・一％、榎林九・三で、榎林が最も低い。

つぎに兼業業種別を年代別に比較してみると、蒼前・曙では第一種兼業農家は三五年以降一五年間で、ほぼ倍増しており、第二種はゼロから六戸まで増えている。兼業の内容は、すべてやとわれ兼業で、出稼ぎが大部分である。市ノ渡では、一種兼業が一五年間で一七戸から一〇戸へと逆に減少しており、これに対し二種兼業は一戸から六戸と大巾に増えている。兼業の内容は昭和三五年において、やとわれ兼業農家より自営農家（主として林業）の方が多かった。しかしその後のエネルギー革命により、薪炭に対する需要が低下したため、この自営業は消滅するのである。したがって四五年、五〇年では恒常的勤務、出稼ぎといった兼業農家が増えてくる。榎林では、第一種兼業農家は一五年間で一・二倍増で、かなり早くから一兼農家の割合が高かったことを示している。これに対し第二種兼業農家は一五年間で四・五倍に激増しているのである。兼業の内容は、一兼業農家において、昭和三五年に商店経営などの自営兼業があつたが、その後ゼロになつている。他の部分は出稼ぎ、日雇・人夫などのやとわれ兼業に従事している。これに対して二兼農家の場合、商店経営などの自営業が現在でも維持されているものの、やはり出稼ぎなどのやとわれ兼業が激増しているのである。

以上のことから理解できることは、蒼前・曙は平均三ヘクタールの農地を経営し、農業所得も最も高く、比較的農業依存の強い集落である。これに対して榎林は水田と畑作の複合経営がおこなわれているものの、最も農業

依存が弱く、兼業化がすすんでおり、特に第二種兼業が激増している。市ノ渡は蒼前と榎林の中間に位置する集落であるが、一戸平均五八七・七アールの山林を保有しているところに経済的強みがあるものの、それを充分に生かす経済環境がないところに問題がある。

いずれにしろ、どの集落においても兼業化が進行し、農業依存が弱まってきたことは、生産と生活の場としての集落のもつ地位が相対的に低下してきたと意味しよう。

二、都市化と集落

集落における共同性は生産と生活の多方面にわたりおこなわれてきた。例えば「ゆい」とよばれる農繁期の労働交換方式で、これは親類の間での手間交換であり、賃金をともなわない労働結合様式であった。また道路や水路・溜池などの普請は賦役という方法がとられ、集落すべてのイエから男性が出て作業に従事したのである。

ここでは榎林でおきた茅場問題に焦点を合せて、集落のもつ意味を考えてみよう。少なくとも昭和二〇年代までは茅葺屋根の農家は農村の風景のなかにとけこんでいた。しかし昭和三〇年代に入ると茅葺屋根が、しだいに減少し、都会風のトタン屋根の農家が急増してきた。この変化は、単に農民の都会風住宅への憧れの結果を意味しただけではない。茅葺屋根の存在は共同体的部落の一つの象徴ともいえるのである。何故なら茅葺屋根をつくるためには茅場という部落有地が必要であり、また部落の各農家から労働力を提供する屋根ふき講が必要だからである。

昭和三四年三月に榎林・附田両部落の代表は、つぎのような陳情書を村長ならび村議会議長に提出している。

陳情書

われわれ関係者は榎林・附田大字有財産一部管理方をはやくから天間林村役場に依頼しておりましたが、この財産は元来両村の茅葺屋根に使用して、毎年三戸、又は四戸づつ屋根改を致しております。尚其の一部を生草として毎年売却し、わずか二万円ないし三万円位程度のものであります。

しかし今は草屋根の時代ではありません。毎年人口も多くなるに従って、住家も多くなり、これ又、火災の心配を感じられる重大なる故にどうしても今後はトタン屋根に改築したのであります。従つて此の土地を開墾して水田にする時は反当り少なくとも六俵の収穫を収め、総反別一八町五反歩は一、一〇〇俵となり、これを円に算するならば、実に驚くなかれ、金四四四万円と相成り、これをトタン屋根に改築致しても一戸、五〇万円と仮定致すならば、一年に約九戸の改築ができるのであります。そこで、われわれ関係者は、右の実情から此の土地を配分して、開田することを再三再四總會を開き、その結果配分する事にしましたので、村長殿並びに村議会においては右の実情を御賢察の上、この財産管理方を解いて下さる様、代表者を以つて陳情するものであります。

昭和三四年三月三日

右代表

榎林平四郎	中村重次郎	附田泰次郎
中村房吉	榎林周助	附田福太郎
高田勇右エ門	附田政経	高田幸太郎
附田豊吉	高田助四郎	附田金作
附田芳雄	成田幸三郎	中村啓助
高田石助		

天間林村長

田嶋松次郎殿

天間林村村議会議長

金澤健太郎^(五)殿

この陳情書は従来の茅場を各農家に配分し、開田するために財産管理方を解くようもとめたものである。茅場は茅葺屋根をつくる上で絶対必要なものである。しかし商品経済の滲透による農業所得の増大をもとめる農家に

とっては、茅場を開田し、配分することの方が合理的な選択になるのである。このようにして茅場はつきつきと分配され開田されていったのである。また出稼ぎや兼業化によって、屋根ふき講が成りたたなくなつた事情も作用している。その結果農村から茅葺屋根は消え、トタン屋根の見える農村風景に変わつてきたのである。

茅葺屋根の消滅は農村の都市化の一つにすぎない。農業の機械化、化学化、日常生活のモーターリゼーション化、家庭の電化、すべて高度経済成長によつて農村は大きく変貌してきた。このことは同時に集落の共同性は形骸化し、その機能をしだいに弱めてきたと言えよう。

このような状況下で、近年農村におけるコミュニティづくりがさげばれている。しかし、それは単に集会場や農村公園といった施設の整備だけに終つてはいけぬ。何故なら農村における共同性とは生産と生活の共同性にほかならないからである。

註

- (一) 『経済白書』昭和四十五年版参照
- (二) 『農業白書』昭和五十年版参照
- (三) 農林省監修『農業小六法』昭和四十二年版参照
- (四) 『農業小六法』昭和五十年版参照
- (五) 昭和三四年天間林村々議会議事録による

第七章 過疎化と農村近代化

第一節 過疎化の諸要因

一 過疎とは何か

ここでは過疎とは何か、という過疎概念の問題からはじめよう。まず、公式的見解における過疎概念は(1)経済社会発展計画(昭和四二年三月)において「近年人口流出の激しい地域では、人口の稀薄化と老齢化に伴い、たとえば医療活動、教育、防災等の地域社会の基礎的生活条件の維持に支障をきたすような、いわゆる過疎現象は、その進行の遅速の差はあるにせよ、僻地農山漁村にとどまらず、次第に広まる可能性がある」と述べている。

また(2)経済審議会地域部会報告(昭和四三年一月)では「人口減少地域における問題を『過密問題』に対する意味で『過疎問題』と呼び、『過疎を人口減少のために一定の生活水準を維持することが困難になった状態、たとえば防災・教育・保健などの地域社会の基礎的条件の維持が困難になり、それとともに、資源の合理的利用が困難となって地域の生産機能が著しく低下することと理解すれば、人口減少の結果、人口密度が低下し、年令構成の老齢化がすゝみ、従来の生活パターンの維持が困難となりつつある地域では、過疎問題が出じ、また生じつつあると思われる」と述べている。

さらに(3)過疎地域対策緊急措置法(昭和四五年四月二四日)では過疎地域を「最近における人口の急激な減少により地域社会の基盤が変動し、生活水準及び生産機能の維持が困難になっている地域」と定義し、さらに過疎法の対象地域を昭和三五年から四〇年における人口減少率が一〇%以上、過去三ヶ年の平均財政力指数が四〇%未満であると規定している。

以上の公式的見解で過疎問題を充分に把握できるであろうか。否である。いずれの公式見解も人口の急激な減少だけを過疎問題の原因として捉えているが、むしろ、それは結果にすぎないのである。その原因は社会的、経済的問題に内在しているのであり、より具体的に言えば、昭和三〇年以降の高度経済成長を達成してきた経済・社会構造そのもののなかにあると言える。

それは、高度経済成長における資本の高蓄積の過程で、経済循環の地域的完結性がこわされ、一面的に、大都市を中心とした垂直分業化がすゝめられた。この垂直的統合は重化学工業を核としておこなわれ、地域の資源である労働力、土地、水は収奪され、地域の地方化、中央への従属化がすゝんだのである。また、重化学工業中心の発展は、地域経済を支えてきた農業の生産基盤を破壊し、農業を工業に従属させ、農村における生産と生活の有機的結合が解体されたのである。したがって、過疎問題の本質とは、地域社会が人間の生産Ⅱ生活を営む空間としての意味を失ったところにあり、そのことは地域における世代の再生産が不可能となり、土地と労働の合理的結合が破壊されるといった現象として表われてきたのである。

二 天間林村における過疎現象

以上の視点にたつて過疎問題を検討してみよう。

昭和三〇年代に入つて高度成長を迎えると、農村における自給自足的経済が急速に消失し、生産、消費両面に於いて工業製品が農村に大量に流入してきたのである。さらに交通・情報網の発達には農民の生活意識を変え、生活様式を都市化へと向かわせたのであった。

このような都市化・工業化・商品経済化の中で、農民は都市型生活様式を導入することを主要課題とし、その裏付けとして農業所得の増大が意識されるようになった。したがって、農民はより儲ける農業、より商品価値の高い作物へ傾斜し、それをささえるものとして農業の近代化、すなわち機械化、化学化、装置化が進行していったのである。

昭和四〇年代に入ると、輸出主導型成長への転換のなかで工業製品の輸出増と引き替えに農産物自由化が押し進められ、我国の食料自給率は低落傾向をたどつてゆくのである。このような状況下で農業に見切りをつけた農民は都市へ、工業へと流出してゆき、他方農村にあつては農業の近代化を進め余剰労働力を農外へ向け、農外所得依存による現金収入の増大を図つていたのである。

このような状況下で天間林村において過疎現象がどのように現われてきたかをみよう。

まず人口の推移から検討すると、昭和三五年以降著しく減少傾向を示している。昭和三五年に一四、六八三人あつた人口は、昭和四〇年には一一、九二三人、昭和四五年には一一、〇二四人に減少した。特に昭和四〇年か

第1表 人口の推移(国勢調査)

区 分	S 35	S 40		S 45	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	14,683 ^人	11,923 ^人	△18.8%	11,024 ^人	△24.9%
0才～14才(a)	6,125	4,428	△27.7	3,292	△46.0
15才～64才(b)	7,928	6,863	△13.0	7,008	△11.6
65才以上 (c)	630	632	3.0	724	15.0
$\frac{(a)+(c)}{(b)}$ 従属人口比率	0.85	0.75		0.57	

ら四五年にかけて減少率が高いのは上北鉾山の事業規模の縮小及び休山によるものであるが(上北鉾山の人口は、昭和三〇年に三、二一九人であったものが、昭和四〇年には一、二六四人、昭和四五年には二六四人、昭和四九年には八人までに減少した)、これを、単に特殊事情としてかたづけざるわけにはゆかない。なぜなら、上北鉾山の事実上の閉山は、高度成長における輸入資源依存体制の強化による影響によるものである。したがって、鉾山の閉山による人口減少も、過疎化をひき起こす原因と、まさに同様の高度成長の経済構造そのものに由来すると言える。

また、第一表から理解できることは高齢化が進む一方、新規卒者および出稼を中心とする若年労働力の減少傾向が著しいことである。さらに第二表、第三表をみると、中卒者の場合は域内就業者が年々減少し、昭和五〇年、五四年にはゼロになっている。そのうち農業就業者はさらに少なく、昭和五〇年以降は、同様にゼロである。これは高卒者においても同じで、中卒者に比べて留村率が高いが、農業就業者は年々減少し、昭和五四年にはゼロになっている。このことは、本村においても農業後継者問題が深刻になっていることを表わしていると同時に、地域社会における均衡のとれた世代の再生産が

ものであるが、その背後には高度成長における穀物を中心とした農産物自由化政策による畑作の不振があるものと思われる。

第2表 中学卒業者の就業動向

年度	総数(a)	域内就業者(b)	うち農業就業者	域外就業者	進学者	留村率(b/a)
昭 40	344	27	21	111	206	7.8
45	312	13	8	71	203	4.2
50	226	0	0	24	202	0
54	176	0	0	10	166	0

第3表 高校卒業者の就業動向

年度	総数(a)	域内就業者(b)	うち農業就業者	域外就業者	進学者	留村率(b/a)
昭 40	183	24	17	150	9	13.1
45	84	29	5	142	13	15.8
50	209	34	2	154	21	16.3
54	202	27	0	145	30	13.4

(註) 第2、3表とも天間林村々勢要覧より作成

不可能になりつつあることを意味している。

次に農業における変化を検討してみよう。昭和三五年における農業従事者数は五、四一七人であったが、四九年には三七%減の三、四一四人になっている。また農業従事者における女性の割合は昭和三五年において五二%であったが昭和四九年には五八%まで増加し、さらに男子従事者の出稼、サラリーマン化等によって、農業の女性化が一層進行したのである。

農用地の面積は昭和四〇年から五〇年までの一〇年間ではわずか〇・二%増大したにすぎないが、地目別で見ると、四三年の天間ダムの完成および開田事業をさかいにし、水田面積四七%であったものが七七・六%まで激増し、いわゆる水田単作地帯となったのである。水田面積増大の直接的原因は土地改良事業による

第4表 広狭別農家数の推移

年次	区分	1 ha未満		1～3 ha		3 ha以上	
		実数	比率	実数	比率	実数	比率
昭	35	223 ^戸	14%	1,061 ^戸	66.9%	303 ^戸	19%
	50	388	23.2	974	58.3	307	18

(註) 天間林村々勢要覧より作成

しかし、この稲作への特化は農業経営基盤を不安定なものにし、さらに昭和四五年以降の減反政策によって受けた打撃は深刻なものであったと言える。このことは、ますます出稼、日雇等の農外依存を強めることに拍車をかけたのである。この結果、専業農家は昭和三五年に三七・六%もあったのが昭和五〇年には一六・七%へ激減しているのに対して第二種兼業農家は一一・二%から三〇・六%まで増加しているのである。また広狭別農家数の推移をみると、昭和三五年においては一〇三ヘクタールの中層農家が全体の六六・九%で圧倒的に多いことがわかる。しかし高度成長を経た昭和五〇年では中層農家が減少し、その分一ヘクタール以下の零細農家が増加していることがわかる。このことは高度成長の最大の被害者が中層農家であったことを物語っているのである。

本村においても都市型生活様式は着実に滲透している。高度経済成長における成長産業によって供給された耐久消費財の普及率はテレビで一・一世帯に一台、自動車で一・三世帯に一台と高く、また電話の普及率も一・二世帯に一台となっている。逆に公共的な財やサービスの供給は低く、医者は一・一七七人に一人、警察官は三、四五一人に一人、消防団員は九八・六人に一人となっている。すなわち私的生産物供給と公共財供給との社会的アンバランスが拡大していると言える。また生活様式の都市化によって水質の汚染が生じている。本村においては下

水路がないため、洗剤などの化学薬品を大量に含んだ家庭排水や日常生活・産業活動によって生ずる汚水が道路の側溝に排水され農業用排水路に流れこんだり、あるいは直接農業用排水路に流れ、農業用水として水田に流し込まれている。

本村では中野川と坪川が水源となつて水利用がおこなわれているが、今後、ますます合理的で有機的な水利用が望まれるであろう。

以上見てきたように天間林村も高度経済成長の影響を受け、大きく変貌してきたのである。

第二節 新全総と広域市町村圏の形成

一 新全総開発計画

戦後の地域開発の本格化は昭和二五年五月に制定された「国土総合開発法」によつてスタートした。この国総法は「国土の自然的条件を考慮して、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から、国土を総合的に利用し、開発し、及び保全し、並びに産業立地の適正化を図り、あわせて社会福祉の向上に資すること」を目的とし、具体的には全国を九ブロックに分け、首都圏、近畿圏、中部圏については人口および産業の過度集中に対し圏域内を広域的に整備しようとするものであり、それ以外のブロックにおいては資源の総合的な開発を進めようとするものであった。それぞれのブロックの開発計画は昭和二五年から四一年までの間につき打ち出され、最後に全国総合開発計画が登場するのである。この計画は三五年の所得倍増計画を基礎として生まれ、いわゆる拠点

開発方式によって都市の過大化を防止し、地域間格差を是正しようというものであった。その具体化は「低開発地域工業開発促進法」(昭和三六年)、「新産業都市建設法」(昭和三七年)、さらにこの新産都市を補完するものとしての「工業整備特別地域整備促進法」(昭和三九年)の制定によっておこなわれた。しかし、これらの計画実施の結果は公害の発生、土地利用の混乱、生活施設の不足、過密・過疎の発生を招き、地域社会に混乱を起すものとなった。

さらに、昭和四四年には高度成長前半期の行づまりを打開する役割を担って「新全国総合開発計画」が登場した。先の旧全総が工業開発をテコとする経済開発であるのに対して、新全総ではこれらに加えて社会開発的な側面が盛り込まれており、国民の全生活過程をも開発整備の対象としたものと言える。

しかし、その手段は依然として拠点開発方式であり、より一層改良充実する方向で考えられている。すなわち「中枢管理機能の集積と物的流通との機構とを体系化するための全国的なネットワークを整備し、各地域の特性を生かした自主的効率的な産業開発プロジェクトの計画・実施によって全国土の利用を均衡のとれたものにする」とともに、さらに「生活環境の国民的標準を確保するため広域生活圏」を設定することが謳われた。

旧全総、新全総において共通しているものは、従来の農林漁業にかわって、工業開発を優先させ、日本列島を工業基地化させるところにあった。旧全総では拠点開発方式による重化学工業化をねらったものであるが、地域社会と工業化との間にさまざまな矛盾が生じてきた。したがって新全総では、矛盾が生じないように工業開発に適応した地域社会の再編が課題となった。そのためには地域社会における外部経済の集積が重要であり、それら

は一般に行政・文化・商業・金融・通信・情報などの都市機能を意味するのである。そして、工業開発に適した地域社会の再編として考え出されたのが広域生活圏の形成であった。

二 広域生活圏と広域行政

新全総の目玉商品の一つは広域生活圏構想である。これを具体化したものが自治省「広域市町村圏」であり、建設省の「地方生活圏」の構想であった。新全総によれば、「地域開発の圏域としては、生活圏がその基本となる」。「現在、わが国土は、四〇〇〇〜五〇〇〇の生活圏によって構成」されているが、将来においては、モーターゼーションの普及等により、生活圏が広域化するので、この広域生活圏を一次圏として国土を再編し、「一次圏を地域開発のための基礎単位と考え、一次圏ごとに、それぞれの特性に基づいて、自主的な地域開発計画を策定する」ことが必要だとしている。

また自治省の「広域市町村圏振興整備要綱」（昭和四五年）によれば、広域市町村圏は「市町村が共同して道路、消防救急、医療、清掃、教育文化、社会福祉等の日常生活に必要な行政サービスの整備」を目的とするものであり、さらに「地方都市およびその周辺の農山漁村地域を一体として形成されつつある日常生活圏を行政の場として、市町村の広域行政を一体的総合的に行なう」ことよって行政の広域化、効率化、すなわち合理化を推進しようというものであり、これよって「公共施設の整備が図られ住民サービスが向上するとともに、国土の均衡ある発展と過疎過密問題の解決にも資することになる」というものである。

先に見たように、この生活圏の構想は工業の地方分散のための前提条件として、地域の再編、地域の近代化と

いようなかで考えられたと言える。そのためさまざまな問題を残すものである。第一に、上からの生活圏づくりと
 というような政府の人為的集権的な行政区域再編成として生活圏づくりが行なわれているということである。その
 ことは地域が歴史的につくりあげてきた生産と生活の場としての地域社会を無視してしまうことになる。第二に
 生活圏の広域化をそのまま承認して、広域化自体を問題にしないということである。生活圏の広域化は、む
 しろ住民にとって不便を増すものとなっており、日常生活圏の中で生活が充足されなくなってしまう。第
 三に病院や学校を統廃合して社会資本の合理化をおこなうということであるが、これは、もっぱら財政の効率か
 ら考えられており、社会資本の本来の意味からすれば従来の居住圏内につくった方が望ましいのである。

三 広域行政化と広域事務組合

本村においても、過疎化、生活圏の拡大、地方財政の経済的かつ合理的処理に対応するものとして広域行政が
 推進されてきた。

第5表 碎石生産
量の推移

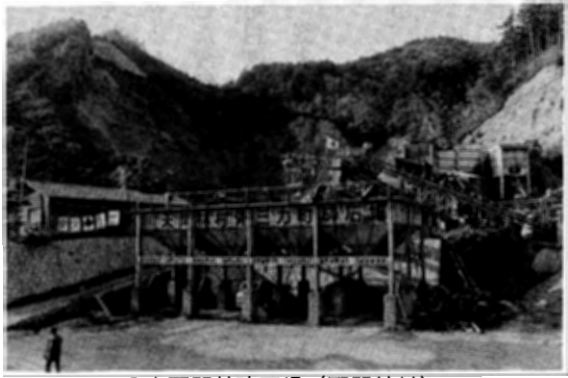
年度	碎石生産量
40年	19,846 ^{m³}
41	37,312
42	37,900
43	35,000
44	59,150
45	59,300
46	66,350
47	66,640
48	61,593
49	79,851
50	74,179

(註) 村勢要覧より作成

広域行政のはじまりは昭和三九年一月に組織された天間林村外三ヶ町碎石施設管理組合であった。これは天
 間林村に隣接する七戸町、上北町、東北町における道路
 の整備を行うために共同で利用するものとして設立され
 た。その後昭和四三年に関係四町村の道路整備のためモ
 ーターグレーダー管理組合と名称を変更し、四ヶ町村の
 道路整備および除雪作業等において稼働している。碎石



公立七戸病院（七戸町）



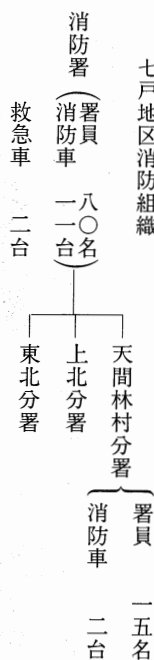
公立天間林碎石場（天間林村）

生産量は第五表の通りである。
昭和四一年四月七戸町外三ヶ町村病院事務組合が発足し、さらに四四年四月一日に七戸町外三ヶ町村病院・老人福祉事務組合となり、地域の中枢的医療機関として、さらに老人収容人員五〇人の規模で特別養護老人ホームを建設し、地域の中核的な医療・老人福祉機関として、その役割を果たしている。

昭和四二年一二月には七戸地区消防事務組合を設立、広域行政の一端として消防事務の共同処理と消防力の強化拡充を図っている。

これによって、本村にも天間林分署が設置され、消防業務が行なわれている。非常備消防は一消防団一本部七分団から構成され、団員一〇五名となっており、消防自動車五台、小型ガソリンポンプ一台が配置されているが、

七戸地区消防組織



天間林村消防団組織図



近年の出稼の増加、兼業化や勤労者の増加等で、昼間における団員不足が問題となっている。

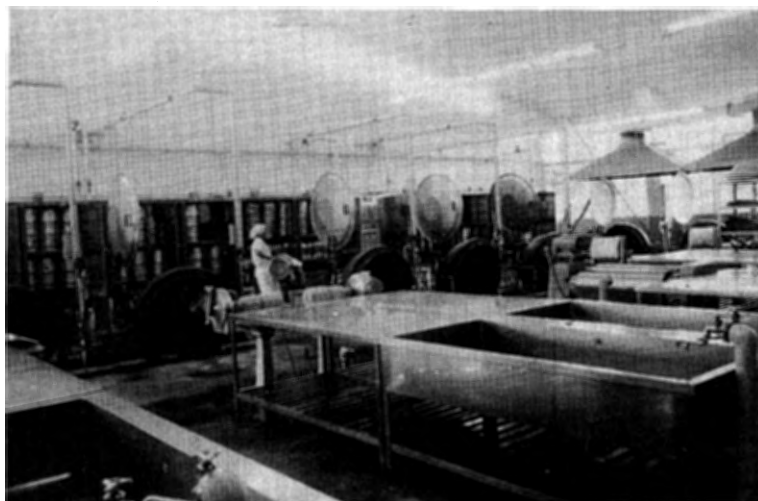
昭和四五年九月には中部上北学校給食センターが建設された。これは財政の軽減と事務の能率を図るため三町一村で運営され、児童一万人の給食を対象とした設備を有している。

新全総の広域生活圏構想や自治省の広域市町村圏の形成といった流れのなかで、本村は隣接の七戸町、上北町、東北町との間で中部上北広域事業組を設立し、従来の四組を統合することによって益々増大する行政需要に対処し、事務体制の確立をめざした。

さらに、上北郡の隣接市町村である十和田市、三沢市、七戸町等二市七町三ヶ村で十和田地区環境整備事務組合を設立、し尿処理業務を統一のおこなっている。また二市九町二村によって上北地方教育福祉事務組合を設立、福祉施設として精神薄弱者厚生施設、教育文化施設として青年の家の管理運営をおこなって、ますます広域行政体制が強化されていると言える。



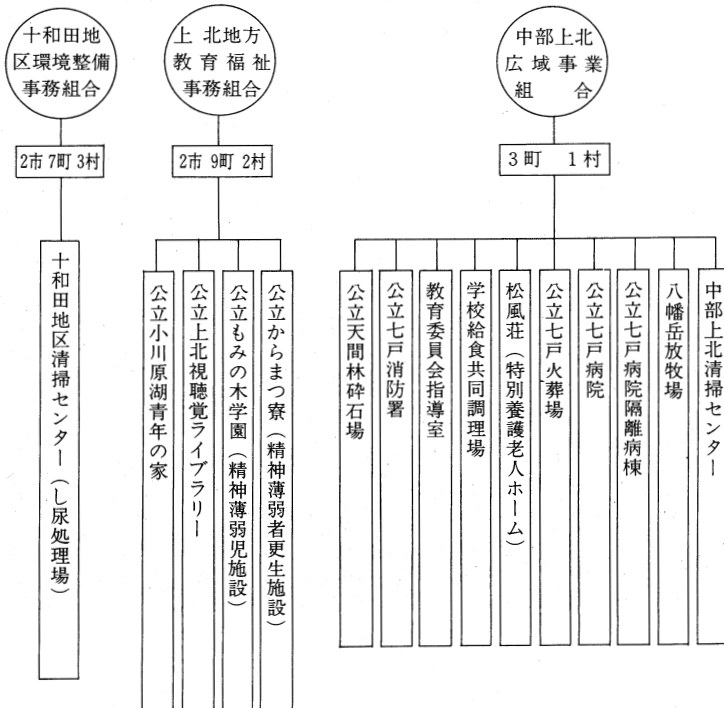
中部上北学校給食センター（天間林村）



給食センターの内部



七戸消防署天間林分署



第三節 過疎地域指定と農村地域工業導入計画

一 過疎地域振興計画

前節で見たごとく、新全総における広域生活圈構想は都市型工業の分散のために、地域を都市型工業の成立にとって最低必要な都市的機能（外部経済の蓄積）を整備する意味をもっていた。そして、まさにこれと連動しているのが昭和四七年に制定された「工業再配置促進法」であった。この「工配法」と並んで都市型工業の地方分散を進推する手段は昭和四六年に制定された「農村地域工業導入促進法」であり、そのための立地条件の整備としての「過疎地域対策緊急措置法」である。すなわち「工配法」と「広域生活圈」を工業再置の動派とすれば、「農工法」と「過疎対策法」は毛細血管の役割を果すものであり、工場をきめ細かく農村地域、過疎地域に導入し、同時に農業・農村の近代化をおしすすめようとするものである。

このような一連の地域開発の背後に流れている発想は過密・過疎問題・都市・農村問題という地域の社会開発的側面を工業配置政策とからめて処理するところであり、地域の再編成、近代的整備が工業配置推進の前提条件であり、また逆に工業再配置の実現によって地域の近代化が実現するものとなっているのである。すなわち、一方が他方を手段としながら相互補完的に機能するしくみになっている。

本村においても、昭和四五年五月一日に「過疎地域対策緊急措置法」による過疎地域に指定され、村当局は「天間林村過疎地域振興計画」を策定し、次のような基本方針を打ち出した。

今後大きな人口流出をみることなく、豊かで明かるい住民生活を営むとともに、新しい共同体意識に基づいて、たくましい地域社会を形成する必要がある。そのためには、村の主要産業である農業の生産性を高め、数多く散在している集落間を結ぶ生活関連道路を整備し市町村との流通機構を整備し、さらに近年における労働力不足に対処した農業の機械化等による農業経営の近代化を積極的に推進し、所得の向上に努める。

以上のような基本方針にたつて、これを実施するために、次のような基本的施策をうちだしたのである。

- (一) 主要幹線道路を中心に村道の整備を行うと共に、特に冬期間において除雪対策による交通確保を図る。
 - (二) 学校統合廃合により、教育環境の整備と教育水準の向上を図る。
 - (三) 厚生福祉施設の整備および医療体制の確立により文化的な生活水準の向上を図る。
 - (四) 主産業である農業の経営規模の拡大を図り、協業の促進と流通体制の整備を推進し、農業の近代化を促進する。
 - (五) 兼業機会の増加のため工場誘致を推進し、天間ダムを中心とした観光資源の開発を促進する。
- 次に、このような基本的施策をそれぞれ検討してみよう。
- まず第一に交通・通信の整備の現況とその対策を見てみよう。

第6表 道路の整備状況

区分 種別	総 数		改 良	未改良	舗装	橋 梁		
						木橋	永久橋	計
国 道	1	8,759 ^m	8,759 ^m	— ^m	8,759 ^m	—	2	2
県 道	5	41,104	10,759	30,865	9,524	—	9	9
村 道	103	154,481	10,239	139,224	6,547	5	28	33
農 道	525	302,096	8,710	262,424	—	—	—	—
林 道	14	21,753	39,672	21,753	—	—	—	—

第7表 主要幹線道路

路 線 名	延 長	路 線 名	延 長
天 間 館～道ノ上	1,850m	昭 和～甲 田	3,800m
天 間 館～附 田	2,950	道ノ上～市ノ渡	4,600
天 間 館～野 崎	2,700	底 田～尾 山 頭	12,100
榎 林～上北町	2,028	夏 間 木～栗ノ木沢	2,300
貝 塚～二ッ森	2,350	榎 林～舟 場 向	3,600
中 野～野 崎	3,850	石 沢～後 平	3,700
金 沢～白 石	2,500	蒼前10号	700
長 下～十 字 路	1,700	蒼前7号	1,400
天 間 館～小又1号	3,150	中 野～市ノ渡	5,900

① 道路

本村には国道一路線、一般県道五路線、村道一〇三路線がある。国道の舗装率は一〇〇％であるが、県道一二・二％、村道九・六％と非常に立ちおくれており、ここにも高度成長のひずみである生産関連投資と生活関連投資の格差があらわれている。また降雪期における除雪が不十分であるため、一時不通にわたる箇所が多く、生活に支障をきたしている。道路の整備状況と主要幹線道路はつぎの通りである（第六・七表を参照）。

② 交通と通信

天間林村を走るバス路線は八路線と七戸町ノ野辺地を結ぶ南部縦貫鉄道があるが、大衆交通機関は非常におかれている。通信施

設としては有線放送施設が殆どどの集落に普及しており、その加入電話の台数が一、〇八〇台であり、普及率は五一%である。

このような交通・通信の整備状況に対して、本計画書において次のような対策と整備計画をたてた。

対策

- ① 一般地方道（県道）を県の振興方針にそつて目標年次（昭和五四年五月）まで改良・舗装整備するよう要望する。
- ② 村道については、改良、舗装率を高め、集落間を結ぶ主要幹線及び生活関連道路で重要な路線から整備し、特にバス路線については配慮する。
- ③ 農道の整備を促進する。
- ④ バス路線の延長および新設を検討し、実現に努める。
- ⑤ 橋梁については、主要幹線道路を優先的に逐次永久橋に架け替える。
- ⑥ 冬期間の交通確保及び除雪区間の拡大のために除雪機械の整備充実を図る。
- ⑦ 加入電話の普及を促進する。
- ⑧ 林道の整備を促進する。

整備計画

(除雪機械整備事業)

除雪機械購入

ブルドーザー(プラウ付)	一台
モーターグレーダー	一台
タイヤショベル(プラウ付)	一台

事業名	事業主体	事業内容
金沢～白石線	天間林村	金沢～白石区間 L=2,500m W=7.00m
昭和～甲田線	"	昭和～甲田区間 L=2,100m W=6.00m
貝塚～二ッ森線	"	貝塚～二ッ森区間 L=1,400m W=7.00m
天間館家の裏線	"	天間館地区内 L=500m W=8.75m
天間館～小又1号線	"	天間館～小又地区 L=1,600m W=6.00m
向中野～道ノ上線	"	向中野～道ノ上区間 L=1,500m W=6.00
榎林～舟場向線	"	榎林～舟場向区間 L=600m W=6.00m
石沢～後平線	"	石沢～後平区間 L=600m W=6.00m
中野～手代森線	"	中野～手代森区間 L=500m W=5.50m
中野～市ノ渡線	"	中野～市ノ渡区間 L=2,500m W=6.00m
金沢～白石線	"	金沢～白石区間 L=1,500m W=5.50m
貝塚～二ッ森線	"	貝塚～二ッ森区間 L=2,500m W=6.00m
道ノ上～市ノ渡線	"	道ノ上～市ノ渡区間 L=1,200m W=5.50m
昭和～甲田線	"	昭和～甲田区間 L=1,600m W=5.00m
天間館～小又1号線	"	天間館～小又区間 L=800m W=5.00m
天間館家の裏線	"	天間館地区内 L=500m W=7.00
中野～市ノ渡線	"	中野～市ノ渡区間 L=1,400m W=5.00m
天間館～十字路線	"	天間館～十字路区間 L=900m W=6.00m
中野～〇〇線	"	道ノ下～小田平区間 L=1,300m W=5.00m
七戸～上北線	"	底田～听～原子～着前地区 L=10,000 W=7.50m
古和備～〇線	"	古和備地内 L=2,000m W=4.00m
堰代～〇〇線	"	白石地区内 L=1,600m W=4.00m
赤川～橋	"	昭和～甲田区間 L=31.2m W=8.30m
向中野～橋	"	向中野～道ノ上区間 L=35m W=8.00m

(村道改良事業)

(村道舗装事業)

(農道改良事業)

(林道事業)

(橋梁事業)

教育・文化施設整備計画

事業名	事業主体	事業内容	備考
統合小学校新築事業	天間林村	西小学校→6校統合 鉄筋コンクリート 3階建 4,355㎡	昭和49年 昭和51年 3年計画
統合小学校新築 体育館新築事業	〃	西小学校屋内体育館建 設 鉄骨平屋造 1棟 1,022㎡	
統合小学校プー ル新設事業	〃	西小学校プール新設 1基 25m×16m =400㎡	
統合小学校スク ールバス購入事 業	〃	児童通学送迎バス購入 75人定員 3台	
中央公民館新築 事業	〃	中央公民館新築 1棟 鉄筋コンクリート 2階建 1,656㎡	昭和49年 昭和50年 2年計画
総合体育館新築 事業	〃	鉄筋コンクリート 2階建 1棟 2,000㎡	

① 統合小学校を建設し六校を一校にする。

② 統合による児童の通学確保のためにスクール・バスを運行する。

第二に教育文化施設の現況とその対策を見てみよう。昭和四九年現在で、本村における小学校は七校、児童数は一、一三一名である。また中学校は二校で、生徒数は六二二名である。ここ数年、出生率の低下及び人口流出によって児童生徒数の減少が著しく、小規模化されることから一人当りの経費増加、学力低下などの問題が生じている。

社会教育関係施設として公民館があるが、その設備は不備であるため、その完備が望まれる。
対策

- ③ 中央公民館を森ノ上地区に建設する。
- ④ 統合小学校に体育館及び水泳プールを建設する。
- ⑤ 村民の体力向上を目指し、総合運動場を新設する。

第三に生活環境等厚生施設の現況とその対策をみてみよう。

水道施設は簡易水道で、その給水世帯数は一、〇六三世帯、給水人口は五、〇三三人であるが、給水施設の未設置集落が二三部落（一、〇六六世帯、五、三二四人）もある。

し尿処理は十和田地区環境整備事務組合をつくっており、これによって処理されている。

本村における保育対象者数は昭和四十九年現在で四七九名おり、これに対して保育所は六ヶ所で三六〇名収容、敬老年金、無料健診としている。また本村は中部上北広域事務組合に加入し、特別養護老人ホームによる老人福祉の向上を図っている。

本村における保育対象者数は昭和四十九年現在で四七九名おり、これに対して保育所は六ヶ所で三六〇名収容できる。しかし夫婦共稼ぎの増加現象から定数の三五%を超える入所希望者があり、増新築が望まれる。

消防施設及び保健医療施設については、ともに中部上北広域事務組合に加入して共同利用をおこなっている。しかし、消防については集落が多く、その割合に防火水槽が少ない。また医療面では白石、町の二地区が無医地区となり、冬期における医療活動に大きな問題がある。

対策

- ① 水道設置については簡易水道の普及を図る。
- ② 老人対策としては、特別養護老人ホームの活用をはかり、老人クラブを助長する。
- ③ 完全保育のできる保育所を設置する。
- ④ 医療確保対策として、無医地区における冬期間の交通の確保をはかるとともに、へき地巡回診療を強化する。
- ⑤ 消火力強化のため、ポンプ自動車の購入及び防火水槽の新設等消防施設の整備をはかる。
- ⑥ 保健婦を勤務させ、平素から疾病の予防、健康増進救急時の処置等の知識を普及させるとともに疾病の早期発見、早期治療をすゝめる。

⑦ ゴミ処理については、収集体制の増加を図るとともに不焼物の収集体制を確立する。

整備計画

○ゴミ処理施設事業

回転式ゴミ収集車（ロータリーローダ

）二台購入

○保育所整備事業

听地区新設

定員三〇名 一棟

○消防施設整備事業

防火水槽八基（一基↓四〇㎡）

ポンプ自動車 一台購入

第8表 産業の分類別生産額の推移

(千円、%)

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 48 年	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
総生産額	927,662	100	2,625,078	100	2,747,326	100	3,992,867	100
第1次産業	740,102	80	1,328,771	51	1,495,130	55	2,400,733	60
第2次産業	108,779	12	839,021	32	583,687	21	641,800	16
第3次産業	78,771	8	457,286	17	668,509	24	950,334	24

第四に、農業その他産業の現況と、その対策をみてみよう。天間林村は純農村として農業の占める割合は大きいが、全産業における生産額の割合をみると昭和三五年に八〇%もあったものが年々減少し、四五年には五五%まで減少している(第八表参照)。これに対して農家戸数は昭和三五年に一、五八七戸であったものが、核家族化の進行にともなう四八年には一、六六八戸まで増大した。したがって農家経済を支えるためには出稼ぎ等の農外収入に依存せざるをえなくなってきたのである。本村の経済的基盤である農業が衰退傾向にあることは最も重大な問題であり、今後、一層の振興政策が必要となる。

対策

- ① 農業経営の近代化と合理化を促進し、あわせて協業経営方式を積極的に推進する。
- ② 企業誘致によって農外所得の増大と農家生活の安定を図る。
- ③ 畜産振興を図るため、国有林野の活用による牧野を整備促進する。
- ④ 圃場整備事業を行う。
- ⑤ 林業構造改善事業を推進する。
- ⑥ 観光の開発と施設の整備を行う。

整備計画

農業振興整備事業

事業名	事業主体	事業内容
堆肥供給センター建設事業	天間林村農業協同組合	機械収納庫 2棟 堆肥盤 2基 カッター
放牧施設事業	天間林村	国有林の活用による畜産の放牧場施設

観光開発整備計画

事業名	事業主体	事業内容
観光施設整備事業	天間林村	ダム周辺に駐車場 休憩所 便所
遊歩道整備事業	〃	ダム周辺に遊歩道 施設

をおこなわせ、あるいはムラ祭に見られるような共同体意識を形成してきた。また戦後の農地改革は、村落共同体における旧来のタテ関係の人間関係を弱体化させ、自作農中心のフラットな共同体意識を強化した。しかし昭和三〇年代以降の高度経済成長は、この村落共同体を崩壊していったのである。

本村においては大小あわせて六二の集落が点在している。村の中心集落は天間館地区および道ノ上地区であり、その他の拠点集落としては白石地区、中野地区、呷地区、花松地区、榎林地区、李沢地区、二ツ森地区、坪地区が

第五に集落整備の問題であるが、従来村落共同体は農村において生産と生活の場として最も重要な役割をはたしてきた。この村落共同体は生産と消費の有機的結合、ならびにこの結合を取り巻く特有の人間関係を反映して、ある程度自己完結性を維持していた。村落の物質的基礎は用水・農道・林野等を共同で利用し、それらの管理・運営のために慣行的規約や組織があった。人間関係も血縁を中心として地縁的な結合関係が強く、そのことがユイのような共同労働

ある。しかし、右に見たように、高度成長下の農業の変貌のなかで部落共同の意味はうすれているのである。

本計画書において集落整備のための具体的計画が存在しないこと。さらに道路と生活関連の公共施設整備が中心であり、地域を支える農業振興の具体策が欠如しているのは最大の問題であると言える。

二 農村地域工業導入実施計画

昭和四十六年六月、「農村地域工業導入促進法」が「農村地域への工業の導入を積極的かつ計画的に促進するとともに農業従事者がその希望及び能力に従ってその導入される工業に就業することを促進するための措置を講じ、並びにこれらの措置と相まって農業構造の改善を促進するための措置を講ずることにより、農業と工業との均衡ある発展を図るとともに、雇用構造の高度化に資する」ことを目的として制定された。

これは農業振興地域、過疎村等を対象として①税制上の優遇措置、②金融上の措置、③施設の整備、④職業紹介の充実、⑤農業構造の促進、⑥農地法による処分についての配慮 等の措置を講ずることによって成長性の高い工業を導入しようとするものである。

これを農業の側から見れば農基法農政の破綻を工業の手によって再建しようとするものであり、また、農業の近代化・機械化によって生ずる余剰労働力を地元で、就労を促進しようとするものである。つまり農民層の分解を政策的に推進しようとするものである。

したがって工業の導入による農工両善を増進しようとしたが、その結果はむしろ農業の破壊を意味した。

本村においても、昭和四十九年三月に「農村地域工業導入実施計画書」を策定し、積極的に工業の導入を図ろう

とした。

同計画書によると、天間館字菩提木の村有林を天間林工業地区に選定し、労働集約的で、中高年令層の適応部門をもつような木材製品製造業、金属製品製造業、機械製造業、電気機械器具製造業等を導入する計画を立てた。また導入すべき工業の規模は次の通りである。

(1) 団地面積 五〇、〇〇〇㎡

(2) 雇用期待従業員数

昭和五〇年度 二五〇名 (男一五〇名女一〇〇名)

昭和五二年度 五〇〇名 (男三〇〇名女二〇〇名)

(3) 導入企業による工業出荷額

昭和五年度 一、〇〇〇百万円

昭和五二年度 二、五〇〇百万円

昭和五二年までに工業労働力をおおむね六〇〇人確保することになるが、そのためには一層農業の近代化、機械代を推進しなければならない。そのために、次のような農村地域工業導入特別対策事業を策定した。

○ 水田作経営近代化施設整備事業

事業主体 生産組合

事業内容 田植機一〇〇台、コンバイン二〇台、

乾燥機二〇台の購入

受益面積 五〇〇ha

事業費 五二、九〇〇千円

○特用作物経営近代化施設整備事業

事業主体 耕作組合

事業内容 たばこ育苗施設一棟

受益面積 一〇ha

事業費 一、五〇〇千円

○畜産経営近代化施設整備事業

事業主体 酪農組合

事業内容 ハイフードシステム一〇基

事業費 五、五〇〇千円

○小規模ほ場整備事業

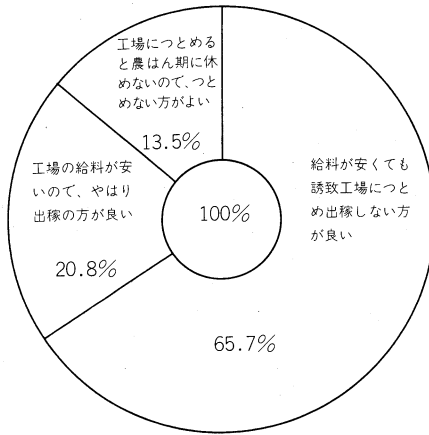
事業主体 土地改良区

事業内容 区画整理八ha

事業費 九、六〇〇千円

天間林村史

出稼ぎと工場誘致について



○緑地等利用休養施設整備事業

事業主体 天間林村

事業内容 広場整地一・〇ha 給水施設管理所一

棟・ベンチ三〇基

事業費 七、八〇〇千円

本村において、以上のような工業導入を促進せざるをえない背景は、純農村地帯でありながらその生産基盤が弱体しているところにあると言える。それは昭和四五年以降の米作の生産調整と米価をはじめ農産物価格の停滞的推移による農業所得の低下、またむつ小川原巨大開発計画等に関連して地価の高騰による規模拡大の困難などであり、ますます出稼等の農外所得依存を強めざるをえないのである。また、昭和五四年に行なわれた住民意識調査における出稼と工場誘致についての質問に対して、六五・七%の住民が企業誘致に賛成している。

本村において工業誘致に対する期待は大きいにもか

わらず、いまだ目立った企業誘致はおこなわれていない。

しかし、純農村としての本村に安易に工業を誘致することは問題があろう。何故なら工業の誘致とは、単に雇用機会を拡大するという意味にとどまらず、地域社会にさまざまな影響を与えるのである。生産とは本来社会的活動であり、一定の社会関係を前提にしてなりたつ。つまり農業を軸とした社会関係に、異質の社会関係が導入されることになるのである。そのことが純農村としての均衡と調和を破壊し、資本に隷属する人間関係が形成されてくるのである。同様に土地、水といった自然との調和的關係は解体されてくるのである。

したがって、単に所得の向上という理由から、安易に工業誘致を考えるのではなく、人間が生産し、かつ生活してゆく上でいかに均衡のとれた地域社会を形成してゆくかという視点にたつて、慎重に考えるべきであろう。

第八章 天間林村の現況と将来

第一節 農村の現況

ここでは昭和五四年三月に村当局から発表された「天間林村農村総合整備計画」を中心に、村の現況を概観してみよう。

一 地域及び集落の状況

天間林村は七〇以上の部落よりなりたっているが、本計画書では全体を、西部地域、中部地域、東部地域と三つに類型化している。

(一) 西部地域

この地域は旧白石、旧疋学区からなる地域で上原子、白石等一三の既存集落と戦後の開拓入植によってできた後平・馬込、蒼前・曙、金木・黄金、夏間木そ大沢、白金の一八集落によって形成されている。以前水田は低地に抜け台地は畑であったが天間ダムと土地改良事業によって台地が水田化された。世帯数は村全体の二四・八％、人口は二四・五％である。

農業の現状を見ると、農家戸数は四七六戸で総戸数の八八・六％、農家人口は九三・一％を占め、経営耕地面

積は一戸平均二・九ha（村平均二・三ha）で三地域のなかで最も多く、耕地の八五・一％が水田で村平均の七八・九％に比して、水田の比率が高く、いわゆる水田単作地帯となっている。集落が全村的に散在している当村においても、特に散在している地域でその規模も三〇戸と小規模で、農家一戸当り家族員数は五・三人（村平均五・〇人）と比較的多い。

(二) 中部地域

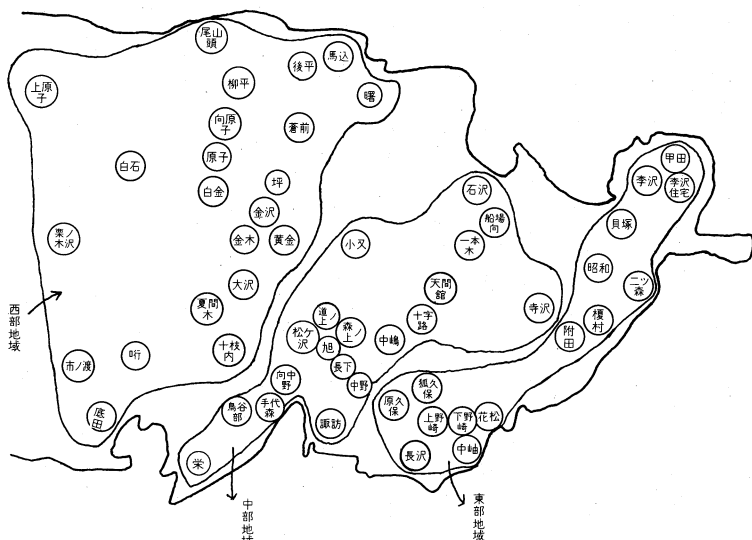
この地域は旧天間館学区を中心として旧中野学区、旧道ノ上学区からなる地域で天間館・鳥谷部等八の既存集落と戦後の開拓によつてできた道ノ上、栄、十字路、一本木、石沢、舟場向の二四集落によつて形成されている。国道四号線が中心部を通り、交通の便に恵まれた地域で郵便局、役場、公民館、小学校、中学校等公共施設はもとより、宅地化が進み村営住宅、個人住宅建設がこの地域に集中し市街化が進行している。

世帯数は村全体の四五・九％、人口は四一・六％である。農家戸数は六四三戸で総戸数の六四・六％、農家人口は七三・一％と他地域に比して総戸数に対する農家戸数、総人口に対する農家人口の割合が低い。

また就業人口を見ても第一次産業就業人口の割合が六一・三％と全体的にみると昔ながらの農業地帯であるが第二次、第三次産業就業人口がそれぞれ一二・二％、二六・五％と他の二地域に比し極めて多く、この傾向があまりつつある。

経営耕地面積についても一戸平均一・九haで三地域で最も少ない。本地域の営農形態は旧天間館、道ノ上学区が水田単作、旧中野学区が水田プラス畑作の複合経営である。畑は村全域一様に整備が遅れているが、本地域は

(第1図) 集落略図



土地改良事業による開田地区以外は、水田の基盤整備が行われていないため機械の有効利用、作業のロス防止のためにも整備が急がれている。公共施設が集中し、村の中核的機能を有しているが道ノ上・森ノ上集落内における排水施設が遅れその整備が急がれている。

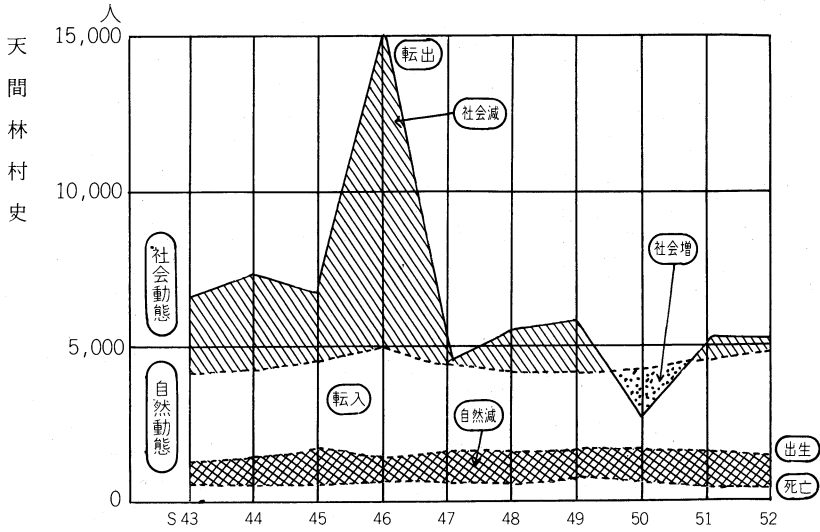
(三) 東部地域

本地域は村の東部に位置し榎林、花松、二ツ森、季沢の旧四学区を包含した地域であるが、二ツ森地域にはおよそ三、一〇〇年前の縄文前期より中期末まで生活した石器時代の遺跡が発掘された二ツ森貝塚がある。

一八集落より形成されているが、戦後入植は狐久保一集落だけで既存集落が多く下通り地区と言われる郵便局、小学校、中学校等公共施設がある。

世帯数は村全体の二九・一%、人口三〇・九%で

(第2図) 人口動態の推移



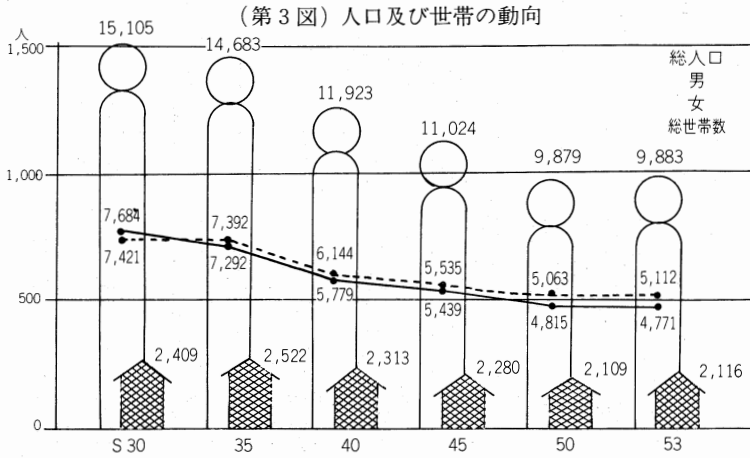
あり、農家戸数が五四二戸で総戸数の八六・〇％で一戸平均水田一・六ha、畑〇・六haと地域全体が水田プラス畑作の複合経営地帯で村内で生産される葉たばこ、長いも、野菜等の大半を生産している。

集落は比較的まとまり、その規模は五三戸となっている。この地域は水田の基盤整備が比較的進んでいるもの、畑の整備は西部、中部の二地域と同様遅れ、村内畑作の大半を占める地域として、今後の畑作振興からしても畑の基盤整備が必要であろう。

二 人口の現状

(一) 人口の動向

本村における人口動向のなかで日本鉱業株式会社上北鉱業所の休山が大きな影響を与えたといえる。上北鉱山の最盛時の昭和三五年に一四、六八三人であったが事実上閉山した昭和四八年には七人まで減少している。



この他の減少の理由は新規学卒者の村外就職、出稼者を中心に若年層の都市への流出もある。

したがって、天間林における人口の減少は上北鉾山の休山も含めて、高度成長による流出と見てよいであろう。すなわち高度成長期の資源・エネルギーの海外依存政策のかなで国内資源開発が事実上崩壊してゆき、上北鉾山も規模の縮小、休山におこまれたといえる。また工業中心の成長政策により、特に東北地方の農村に滞留していた労働力を大都市へ流出させたのである。このような背景が天間林における人口を減少させた原因といえるだろう。

しかし近年オイルショック以後の不況によるUターン現象にともない昭和五十三年における人口は九、八八三人と昭和五十年人口とほぼ同数になりつつある。

これを地域別に見ると、西部地域では現在人口二、

七二三人で二七・五%を占め、その推移は昭和四〇年三、〇三八人であったものが昭和四五年では二、九〇九人と一二九人四・二%減少、昭和四〇年から昭和五〇年までの一〇年間で三二六人一〇・七%の減少となった。この地域は人口減少率が最も少ない。これは土地改良事業の開田によって比較的安定した農家経営を営めることによるといえよう。

中部地域では、現在人口四、一〇八人で四一・六%を占め、最も多い割合を示している。人口の推移は昭和四〇年三、〇三八人であったものが昭和四五年では四、九〇九人と一・九%、昭和五〇年では四、一〇七人と一・〇%と若干増加している。これは、この地域に役場等の公共施設が集中していることによると思われる。

東部地域では、現在人口三、〇五五人で三〇・九%を占め、その推移は昭和四〇年三、六二九人であったものが、昭和四五年三、三〇〇人と三二九人九・一%減少、昭和五〇年では二四七人七・五%減少し、昭和四〇年から五〇年までの一〇年間に一五・九%減少し、他の二地域に比して最も減少率が高い。この地域は古くから開田されていたものの開田ブームにのりきれず、畑作依存が比較的強いいため、農外依存を強めていることによるものと思われる。

年令別構成でみると、いづれの地域においても〇才〜一四才までは減少しているのに対して六五才以上の人口は着実に増加し、総人口に対して八・七%と増加し、老化現象が進行していると言える。

(二) 世帯の動向

本村において世帯数は、昭和三五年に二、五二二世帯であったものが昭和五〇年には二、一〇九世帯と減少し

ているが、この主たる要因は上北鉱山の実質的閉山によるもので、この要因を除くと逆に世帯数は増加している。一世帯当りの人口を見ると昭和四〇年の五・五人から昭和五〇年の四・七人と減少しており、いわゆる核家族化があらわれていると言えるだろう。

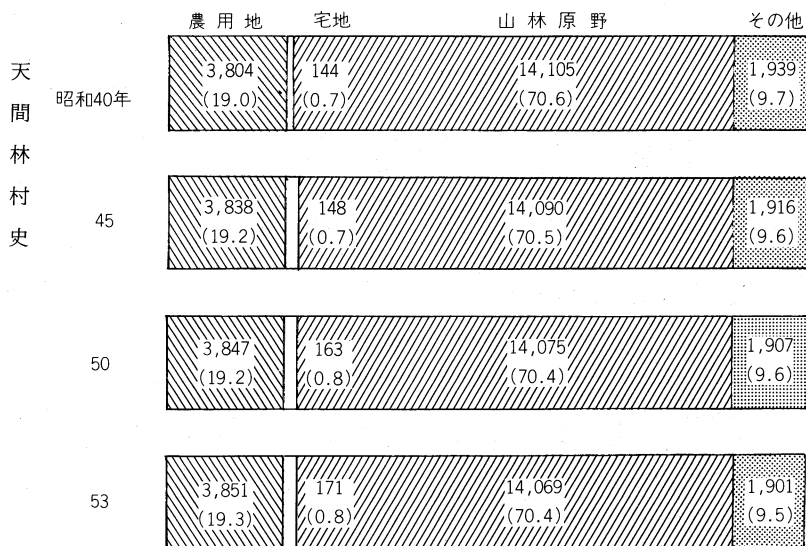
三 土地利用の現状

本村の総面積は一九、九九二haであるが、このうち五四%の一〇、七九一haが国有林である。これを除いた面積九、二〇一haは農用地三、八五一ha（四一・九%）で最も多く、つづいて山林原野三、二七八ha（三五・六%）、宅地一七一ha（一・九%）、残りは道路、河川等で一、九〇一ha（二〇・六%）となっている。また地域別にみると西部地域三、八三八ha（四一・七%）、中部地域二、八三七ha（三〇・八%）、東部地域二、五二一ha（二七・五%）となっている。

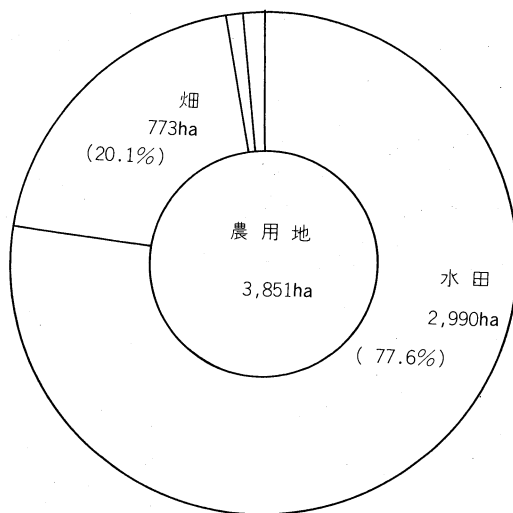
農地の地目別面積は昭和四〇年において水田一、八二四ha、畑一、七六二ha、樹園地一三三ha、草地二〇五haであったのが、かんばい事業ならびに圃場整備事業の完成によって一、一二六haが水田化され、さらに開田ブームによって昭和五〇年には水田二、九六〇ha、畑七八八ha、樹園地三九ha、草地六〇haとなっている。

これを各地域別にみると、西部地域においては土地改良事業によって畑や草地在極端に減少し、水田が大部分を占めることになった。中部地域も同様に畑が減少し、水田化が進んだ地域である。東部地域は他の地域に比べれば畑の面積が多いことがわかる。

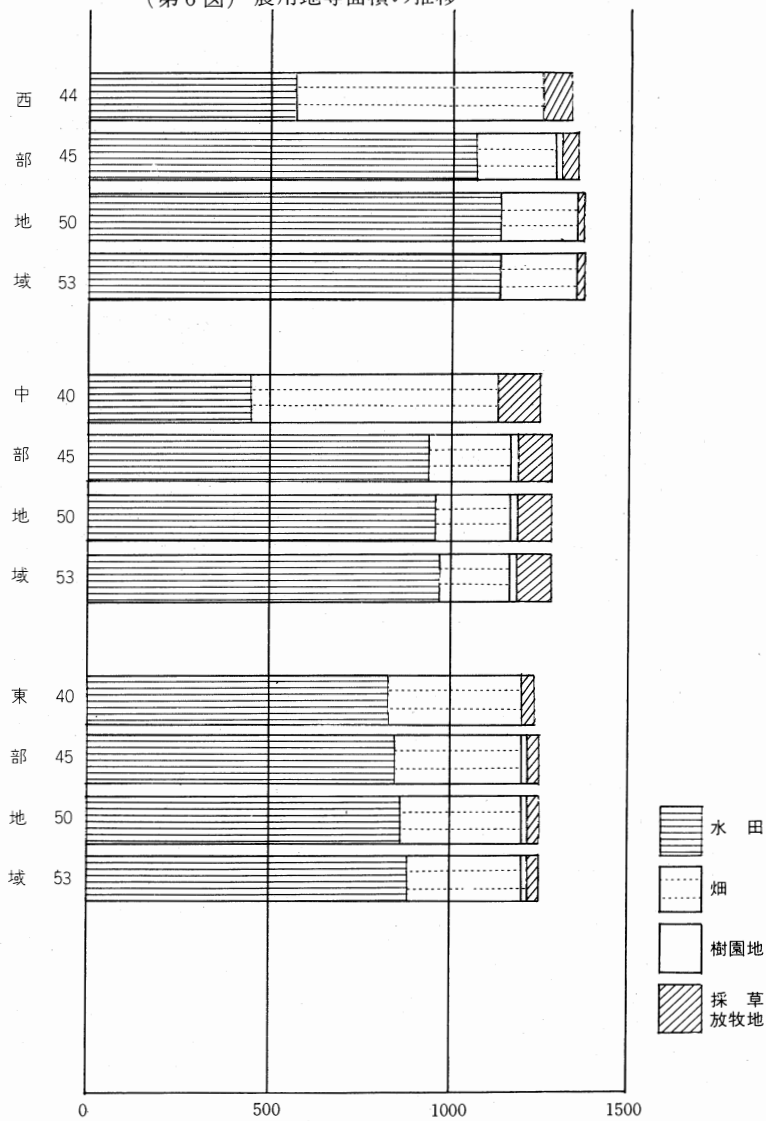
(第4図) 土地利用の推移



(第5図) 農用地の現状



(第6図) 農用地等面積の推移



(一) 地域別土地利用状況

ア 西部地域

本地域内面積三、八三八haの土地利用状況をみると、農用地一、三七七haで総面積の三五・九%、山林・原野一、七三四ha(四五・二%)、宅地四六ha(一・二%)、その他六八一ha(七・七%)である。以前坪川、市の渡川流域の低地は水田、台地は普通畑、牧草地として利用されていたが、昭和四三年天間ダム完成によって畑が開田され水田一、一六六ha(八四・七%)と農用地の大半を占めるようになった。この開田事業において最も効果があったのが本地域といえる。残りの畑地は乳牛飼養による飼料畑あるいは葉たばこ、ながいも等の作付に利用されている。しかし、米過剰時代に入って、あまりにも水田に依存するのは農家経営に多くの問題を生じしめるであらう。

イ 中部地域

本地域は、村の中央部に広がる地域で農家率の高い本村では最もその割合が低い地域である。なぜなら本地域は国道、南部縦貫鉄道が通り交通の便に恵まれているところから公共施設や世帯の増加が集中しているからである。

地域内面積二、八三七haの土地利用状況を見ると、農用地一、二五九ha(四四・四%)、山林・原野八五二ha(三〇・〇%)、宅地六三ha(二・三%)、その他六六三ha(二四・三%)となっている。

また農用地の内訳は九五七ha(七六・〇%)、畑二三六ha(一八・八%)、樹園地一九ha(一・五%)、草地四七

ha (三・七%) であり、天間ダムによる開田地域となった旧天間館、道ノ上学区が水田単作、開田区域外の旧中野学区が水田プラス畑作の複合経営となっている。平間ダムによって開田された水田は区画も整備され、道路も完備されているが、古くから河川流域と沢に拡けた未整備田、畑については農作業上不便をきたしている。したがって、今後未整備田の整備が問題となろう。

ウ 東部地域

本地域は坪川下流に位置し、水田がその流域に拡げ、台地は畑となっている。地域内面積二、五二七haの土地利用状況を見ると、農用地一、二一五ha (四八・一%)、山林・原野六九二ha (二七・四%)、宅地一七二ha (一・九%)、その他五五七ha (二二・〇%) である。

農用地の内訳は水田八六七ha (七一・四%)、畑三三八ha (二七・八%)、樹園地四ha (〇・三%)、草地六ha (〇・五%) であり、水田プラス畑作の複合経営地帯となっている。本地域は古くから河川流域に開田が進み、比較的整備されているものの畑については未整備が多く、道路整備が遅れているためその整備が必要である。

四 産業の現状

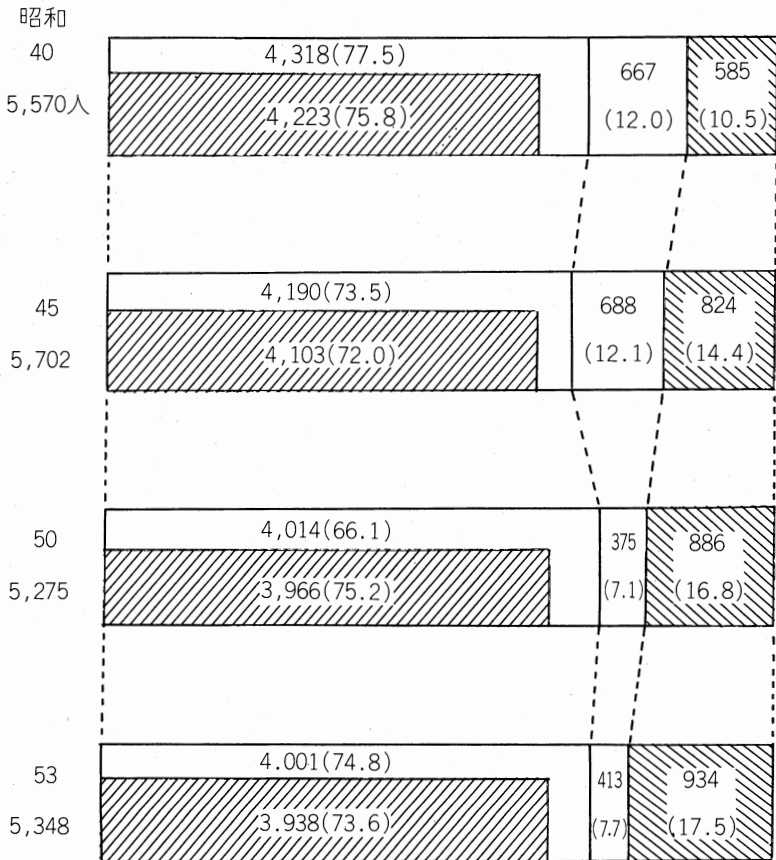
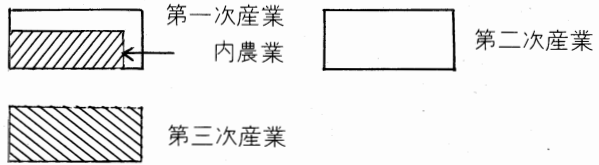
(一) 産業構造

天間林村の基幹産業は農業であり、純農村として発展してきたと言える。このことは産業別就業人口及び産業別生産額の推移から理解できる。

昭和四〇年における第一次産業就業人口四、三一八人 (七七・五%)、第二次産業六六七人 (二二・〇%)、第

(第7図) 産業別就業人口の推移

天
間
林
村
史



三次産業五八五人（一〇・五％）が昭和五〇年になると第一次産業四、〇一四人（七六・一％）、第二次産業三七五人（七・一％）、第三次産業八八六人（二六・八％）となり、第一次産業では七・〇％、第二次産業では四三・八％、それぞれ減少しているが、第三次産業は逆に五一・五％増加している。その原因の主たるものは、第一次産業の場合、新規学卒者のうち農業従事者の絶対的減少によるものであり、第二次産業では上北鉾山の休山により、第三次産業人口増加は、いわゆる農村の都市化現象によるものと言える。

次に生産額との関連から見ると、昭和四〇年における総生産額一、六九〇百万円のうち第一次産業四九・二％、第二次産業三二・八％、第三次産業一八・一％となっている。昭和五〇年では総生産額六、三六九百万円のうち第一次産業五九・二％、第二次産業一一・三％、第三次産業二九・六％である。この一〇年間で総生産額では三七六・九％の伸びとなり、第一次産業では四四九・〇％、第二次産業一二七・九％、第三次産業六一六・七％と伸びた。

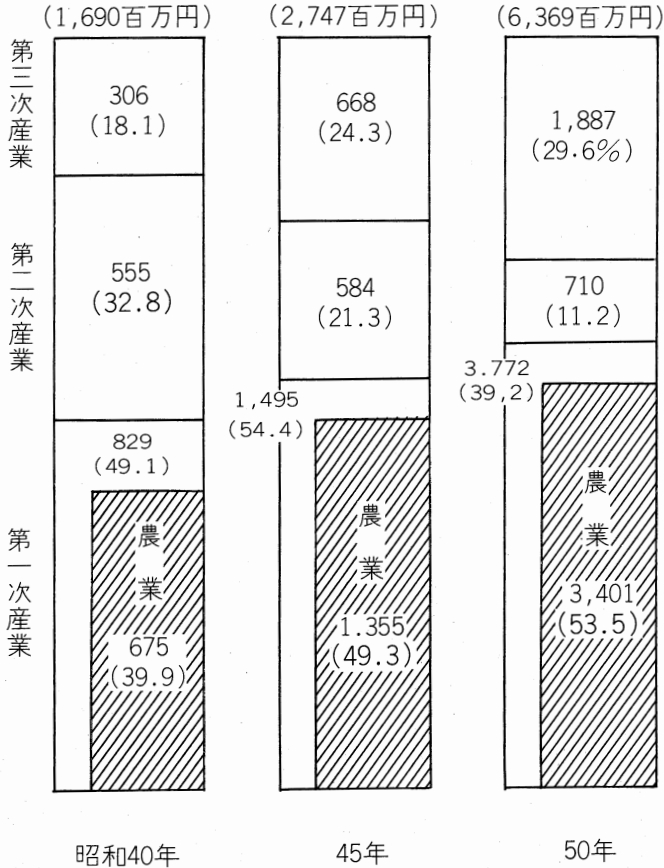
総生産額に占める割合からいっても、本村は第一次産業中心の産業構造になっていることが理解できる。なを第二次産業の伸び率が低いのは上北鉾山の休山によるものである。

(二) 農業

ア 農家及び農業就業の動向

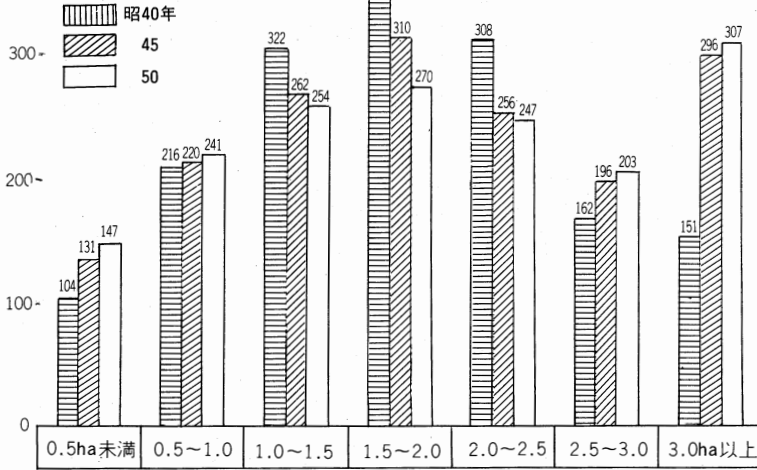
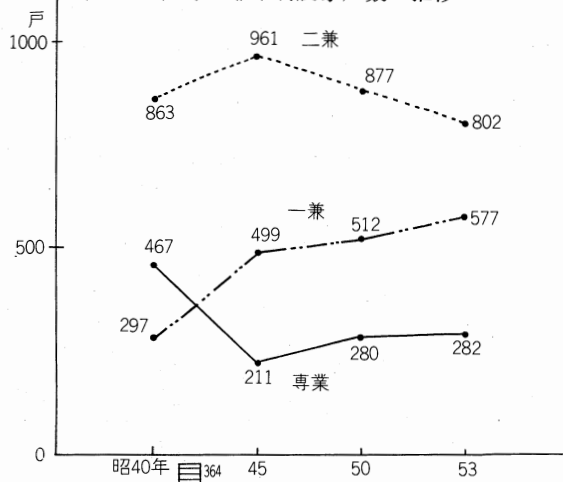
農家戸数の動向を見ると、昭和四〇年には一、六二七戸、昭和四五年一、六七一戸、昭和五〇年一、六六九戸とほぼ横ばいとなっている。

(第8図) 産業別生産額の推移



専、兼業別の推移を見ると、昭和四〇年では専業農家の割合二八・八%、第一種兼業五三・〇%、第二種兼業一八・三%であったものが昭和五〇年になると専業一六・七%、第一種兼業五二・五%、第二種兼業三〇・六%となり、一〇年間で専業農家は約一〇%の減少、第一種兼業農家はほぼ横ばい、第二種兼業農家は約一二%の増加となっている。専業農家が減少し第二種兼業農家が増している。

(第9図) 専・兼業別農家戸数の推移



(第10図) 経営耕地規模別農家戸数の推移

るのは全国的傾向であるが、本村においては依然第一種兼業農家の割合が大きいことは、農業に対する依存が強いことを現わしている。

農業就業人口は昭和四〇年四、二二三人、昭和五〇年三、九六六人と農家戸数の横ばいに比し減少しているが、農業専従者となると、昭和四〇年三、七四六人が昭和五〇年三、二三七人となり大巾に減少している。

この原因は工業中心の高度成長による人口の都市への流出と、それに対応した農業における機械化、合理化によるものと思われる。

また昭和四〇年から五〇年までの規模別農家の動向をみると一・〇ha未満の小規模農家と二・五ha以上の大規模農家が増加しているが、一・〇ha～二・五ha未満の中規模農家が減少している。この現象は高度経済成長による都市化、商品経済化の波を最も強く受けたのが一・〇ha～二・五haの中規模農家であったということの証明であろう。小規模農家が早くから農外所得への依存を強めていたこと対し、中規模農家はある程度の田や畑を所有しているため完全に農外依存度を強めることもできず、かつ商品経済の浸透による現金収入を求めざるをえないというジレンマのなかで農地を売却し離農あるいは規模縮小を余儀なくされたといえよう。

イ 農業生産額の動向

本村の農業は水田単作経営と水田十畑作の複合経営とからなりたっているが、総体的には水稻を基幹作物とした農業経営が行われている。

農業総粗生産額を見ると昭和四〇年一、一二二百万円が、昭和四五年二、〇一七百万円で昭和四〇年に比して

七九・八%増となる。昭和五〇年は四、六八六百万円で四五年に比して一三二・三%増となった。

これを主な作物別に見ると、米が最も多く、昭和四〇年七三六百万円で総粗生産額に対し六五・六%であったのが、昭和四五年一、五一〇百万円で四〇年に比して一〇五・二%増となり全体に占める割合は七四・九%と大巾に増加した。さらに昭和五〇年では三、五八二百万円で四五年に比して一三七・二%増で全体に占める割合は七六・四%となった。昭和四五年を境にして大巾に増加したのは、四〇年以降の開田と圃場整備事業による機械の導入によるものと思われる。

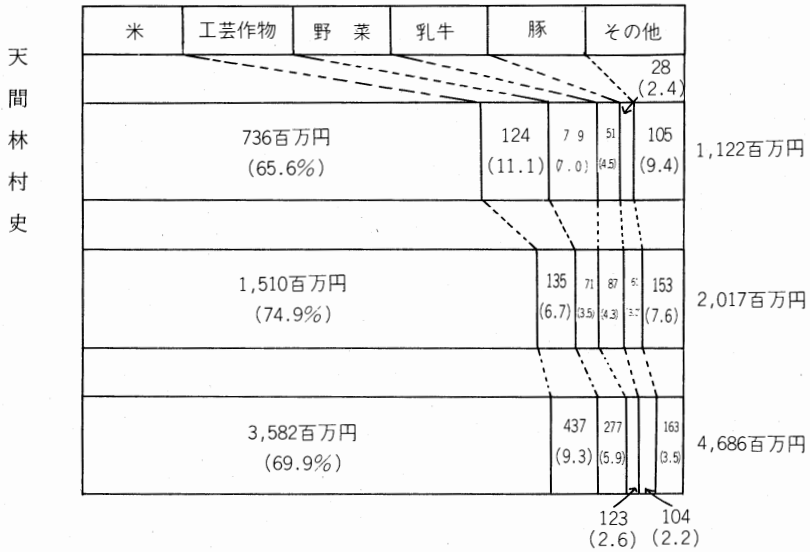
工芸作目については、昭和四〇年一二四百万円で全体に占める割合は一・一%であったが四五年では一三五百万円で全体に占める割合は減少した。昭和五〇年は四三七百万円で全体に占める割合は九・三%と増加した。

野菜は昭和四〇年が七九百万円であったものが四五年には七一百万円に減少し、全体に占める割合も七・〇%から三・五%へと大巾に減少した。これは土地改良事業によって畑が開田され畑面積の減少によるものである。しかし昭和五〇年になると二七七百万円となり大巾に増加した。

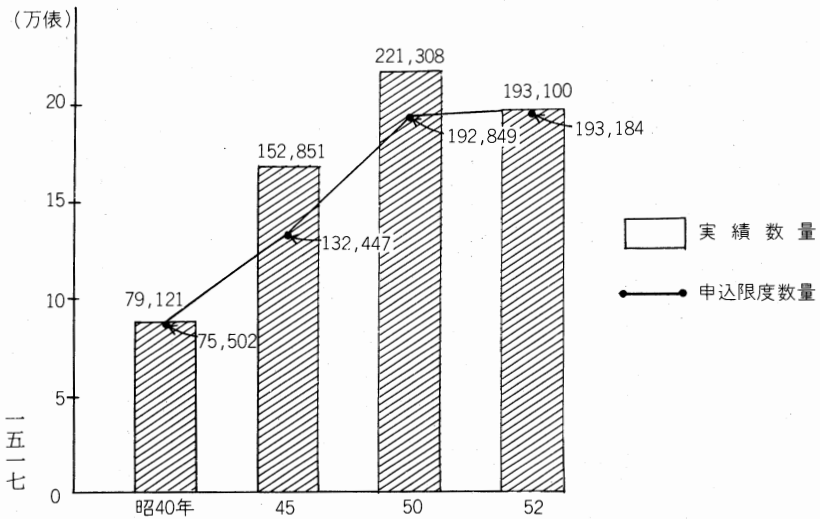
畜産については、昭和四〇年九九百万円、全体に占める割合八・八%で、昭和四五年二一二百万円（一〇・五%）となり増加したが、五〇年になると六・七%と減少している。

以上見てきたように昭和四五年を境に米が大巾に伸び、逆に工芸作物、野菜、畜産等が減少したのは土地改良事業による開田に起因するが、昭和四五年以来の米の生産調整政策のもとで、減反・転作がかなり長期にわたって行われるため、米に対する依存を強めることは農家経済の不安定性をまねく危険が多い。したがって今後畑作、

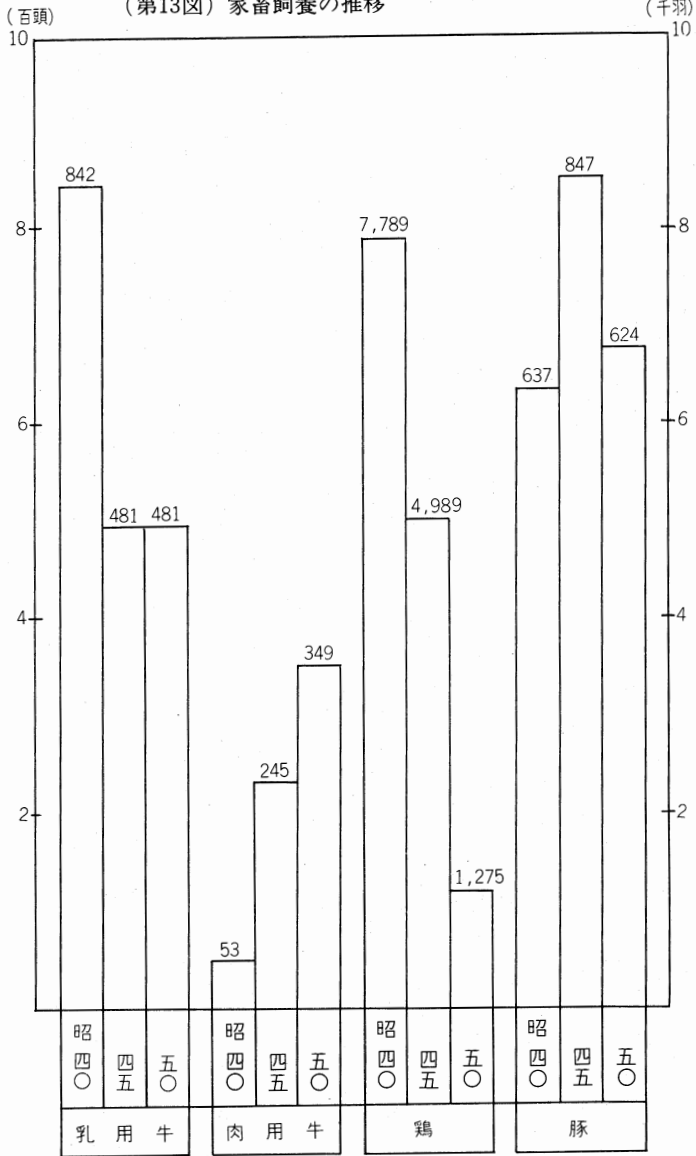
(第11図) 農業生産額の推移と内訳



(第12図) 政府売渡米の推移



(第13図) 家畜飼養の推移



畜産等をプラスした複合経営による安定化の道が模索されるべきであろう。

ウ 農業基盤整備の状況

本村の農用地面積三、八五一haであるが、その七七・六%に当たる二、九九〇haが水田であり、二〇・一%に当たる七七三haが畑、その他樹園地二八ha、草地六〇haとなっている。

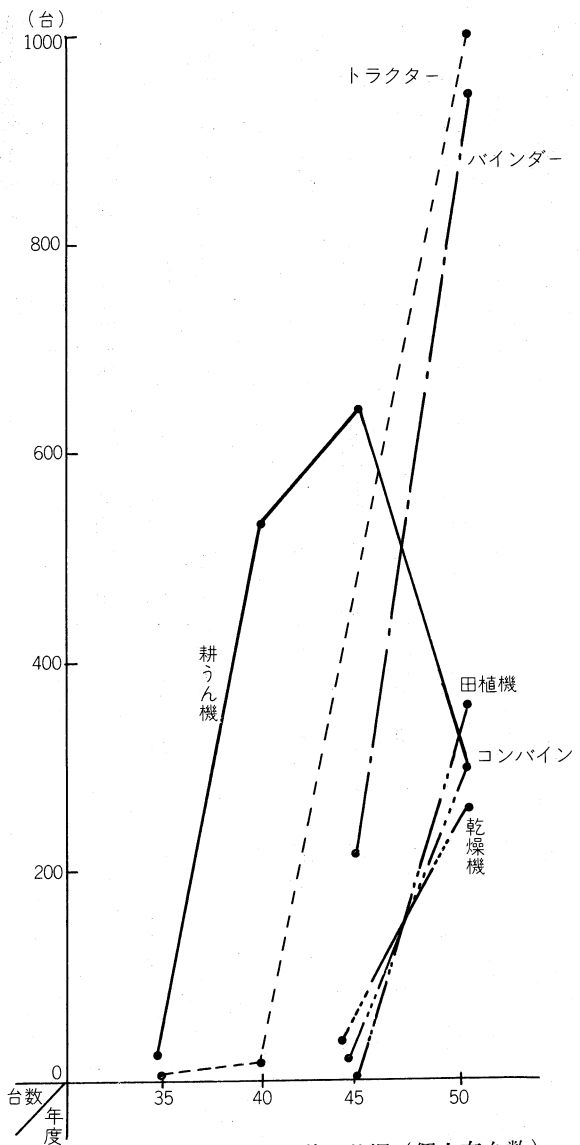
水田二、九九〇haのうち六一・六%に当たる一、八四三haが整備され、一、一四七haが未整備となっている。今後未整備地区の圃場整備が必要であるが、専業農家減少、兼業農家増大という状況下にあつて、農業依存の異なる農家の合意を得ておこなうことが非常に難しいと言える。

畑、樹園地、草地等八六一haについては四九・六%が区画及び農道網が一応整備されているが、なお、五〇・四%が未整備となつており、また米の生産調整政策下において、なお一層この整備拡充が必要とされる。

つぎに農業用かんがい排水施設についてであるが、これは比較的整備されていると言えよう。

本村の用水は主として坪川、中野川、市ノ渡川、倉岡川、土場川に頼っている。坪川は早川水路、金沢水路、榎林頭首工等六ヶ所に取水施設があり、一、一二六haの新田と六〇〇haの旧田に対するかんがい用水源となつており村内の多くがその恩恵を受けている。中野川は中部地域の一部、土場川は東部地域にかんがいでいる。

以前中野川流域はかんがい時期にたびたび枯渇していたが、開田により坪川から取水した金沢水路からの漏水及び排水が中野川に流出するため水不足が解消された。また中野川は河川改修されているため容易に水害を受けなくなつた。



(第14図) 農業機械の普及状況 (個人有台数)

以上のように農業用排水系統は比較的整備されているが、市街化が進行している道ノ上、森ノ上地域の集落排水が水田用排水に流入し、用水が汚濁し農作物に悪影響を及ぼしている。今後これへの対策が急がれる。

農道は開田地域と最近整備された水田地域の農道が比較的整備されているが、河川流域に拡げている旧田の未整備田と沢地帯に拡げた水田、畑作地帯の農道はほとんど手がつけられていない。

また過疎基幹農道（三、〇七五m）と本村と東北町を結ぶ蛇沢地区農免道路（東北町分一、四五五m）、天間林村分一、二四四m）はそれぞれ昭和五三年度に完成したが、本村と上北町を結ぶ普通農道は九八四・八m四六・九%、中部上北広域農道は五・七km三〇%が改良されただけであり残りの改良が望まれる。

農業生産設備は全村的なものとして育苗センター、穀類貯蔵庫、野菜集出荷貯蔵庫（農協施設）と野菜におけるトレンチャーの利用組合が二組合あるのみである。したがって、今後生産手段の協業化が必要となろう。

主な農業機械の推移を見ると耕うん機に始まりトラクター、バインダー、田植機、コンバイン、乾燥機の順に普及して来た。しかも個人所有が大部分であるため機械化が進んだ反面経済的に過剰投資の傾向が強く農家経済を圧迫している。また機械化が進むにつれ無家畜農家が増加し、堆肥などの有機物の投入が減り地力の低下による弊害が現われてきている。

（三）工業

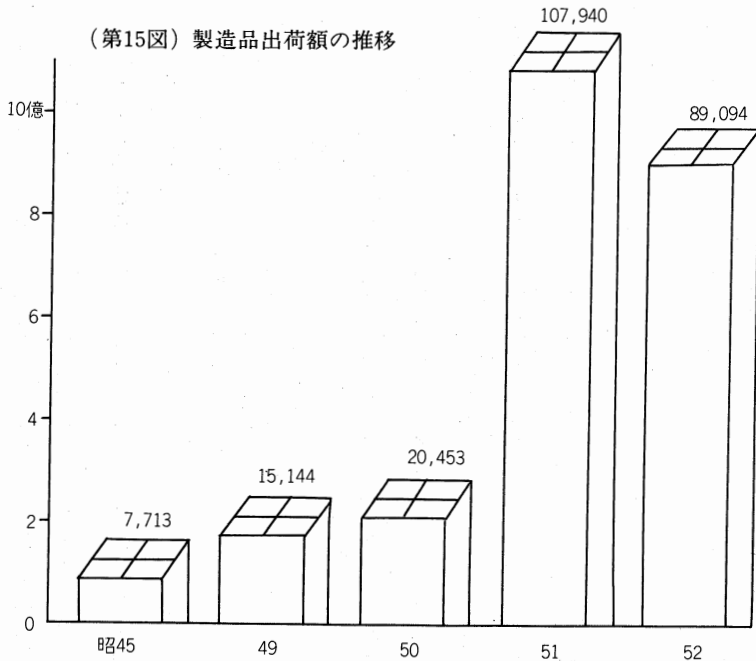
昭和五二年における本村の工業は事業所数九、総従業員数七七人、製造出荷額八九、〇九四万円となっており、小企業の形態で、事業所数は横ばいの状態である。九事業所の業種別内訳を見ると木材・木製品五、建具二、そ

第1表 工業の状況

事業所名	業種	従業員数
青森木材防腐株式会社 第二工場	木材薬品処理業	27人
加賀木材工業株式会社	木材チップ製材業	12
端本製材所	一般製造業	5
工藤製材所	〃	8
企業組合七戸建築社	〃	4
石黒畳工店	畳製造業	16
高坂建具店	建具製造業	1
工藤建具店	〃	2
町谷豆腐店	豆腐製造業	2

第六編
現代

(第15図) 製造品出荷額の推移



一五三二

の他二となつてゐる。村当局は農工併進の豊かな村づくりを目ざしているため、農村地域工業導入計画を策定したが実現に至っていない。

四 商業

本村における商業は市街化が形成されていないため部落点在の商店である。商店数は一三〇店、従業員数三三九人である。卸・小売業別に見ると、卸売業四店で残り一二六店は小売業である。

小売業を業種別に分類すると飲食料点小売店が最も多く六三・五%（八〇店）を占め、次いでその他の小売業が一六・七%（二二店）、飲食店六・三%（八店）、自転車・オートバイ小売業四・八%（六店）、その他八・七%（二二店）である。経営内容は自転車・オートバイ販売店以外は専門店がなく農業所得、給与所得のため兼業が多よつて小規模経営である。

小売店の一店当りの年間商品販売額の推移を見ると昭和四五年は一店当り三三二万円であるが昭和五一年には二、二九六万円となり昭和四五年に比し六八一・六%の伸びとなっている。しかし、近年モーターゼーション社会の進行、加えて隣接地に専門店を有する十和田市、三沢市、七戸町に囲まれているため消費者が流出し、衣料、耐久消費財等は隣接市町村からの購入が多い。

五 生活環境整備の現状

（一）生活環境の概要

経済成長により農村の姿は大きく変貌してきた。その一つが生活様式の急速な都市化であろう。また従来農業

を中心とした生産基盤投資がおこなわれ、生活環境の整備が非常に遅れて来たのは事実であろう。しかし農村にあつては生産と生活は切り離して考えることはできず、それらが有機的に結合するところに意義があると言える。したがつて、今後生産と生活をいかに有機的に結合してゆくか、その上での生活環境の整備がはかられるべきであらう。

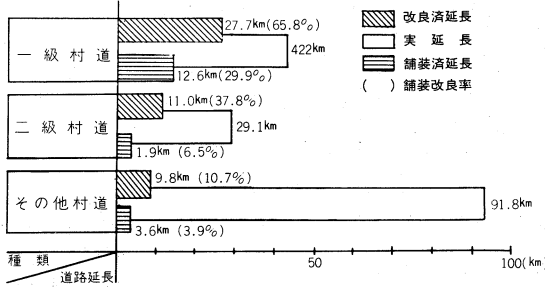
(二) 道路

本村の道路は国道一路線八・八km、県道五路線四二・五km、村道一七五路線一六三・一kmである。しかし、村道の場合改良率二九・七%、舗装率一一・一%と整備率が低く未改良・未舗装に対する住民の要望が強い。

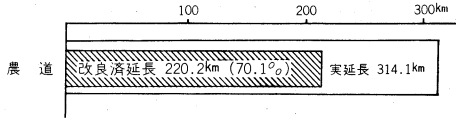
村道は一七五路線で一六三・一kmにわたつており、うち改良済が四八・五km、改良率二九・七%、舗装済が一八・一km、舗装率一一・一%とまだまだ村道整備が遅れている。また内訳を見ると一級村道一七路線四二・二kmで、うち改良済二七・七%、改良率六五・六h舗装済一二・六km、舗装率二九・九%、二級村道は一四路線二九・一kmで、改良済一一・〇km、改良率三七・八%、舗装済一・九km、舗装率六・五%その他の村道は一四四路線九一・八kmで、改良済九・八km、改良率一〇・七%、舗装済三・六km、舗装率三・九%と整備はまだ低い状態にあり、村道は集落内はもとより集落間の連絡、農業生産道路としても利用度が高く改良、舗装に対する要望が高い。

農道は開田地域、圃場整備済地域において七〇・一%の二二〇・二キロメートルが改良されているが、なお二九・二%、九三・九キロメートルが未改良となっている。舗装については一・三%、四・二キロメートルと全く

(第16図) 村道の整備状況



(第17図) 農道の整備状況



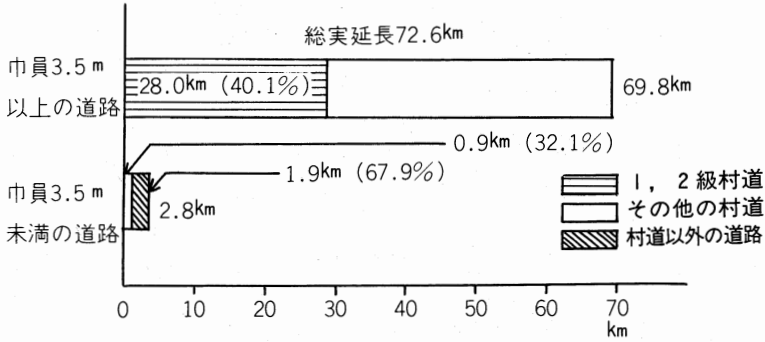
手がつけられていない状態である。近年の自動車の急増と農業機械による交通量が激増し、道路の破損も著しく農作物の出荷、生産資材の輸送の面からも整備が望まれている。

集落道は幹線道路が比較的整備されているものの、各個の住宅地までスムーズに車の乗り入れが困難なところも多い。集落道の総延長は七二・六キロで、うち幅員三・五メートル以上の改良済が七九・〇キロ三九・九%、舗装は一三・七キロ一八・九%に過ぎない。特に冬期間除雪はもちろん消防車・し尿収集車の入れない道路もあり問題となっている。また集落道は通勤・通学や買物などの生活道路となっているものの、防犯灯やカーブミラー、水路やため池などの防護柵等が少ないため危険性のあるところにはこれらの安全施設の設定がのぞまれている。

(三) 地域排水

本村には排水専用の下水路がなく各家庭からの排水は宅地内滲透が多く、また道路の側溝を通り農業配水路に流れるケース、直接排水路に流れるケースも多く、その大半が農業用水として水田に流し

(第18図) 集落居住区域道路の中員



込まれ、終局的にはその大部分が坪川、中野川に排水されている。今後は公害防止の面からも終末処理を含めた排水施設の整備が望まれている。

(四) 飲用水施設

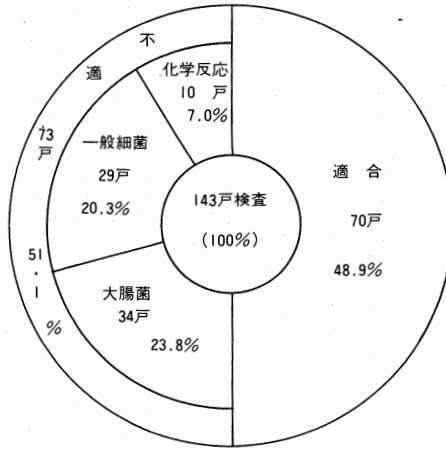
本村の水道施設は簡易水道施設九ヶ所、給水人口二、六八二人、飲料水供給施設一七ヶ所、給水人口一、一六一人あわせて普及率は三九%に過ぎず残りの六一%は浅井戸に頼っている。しかし、浅井戸は水が枯れる家庭があり、また汚染された地表水の影響を受けやすいことと地下水が化学的物質によって汚染されていることから半数以上の井戸が飲用不適となっており、水道設置を望む声が多く出ている。

このことから今後、ますます増大する生活用水の需要に対して、良質水確保を図るため昭和五五年完成を目指して昭和五三年度着工した広域簡易水道事業完成のあかつきには飲料水に悩まされなくなるであろう。

(五) 廃棄物処理

ごみ処理については昭和五二年度における実績をみると年間総排出量四、五一四トンのうち空ビン、空カン等八・一%にあたる三六五トンを村が収集しているにすぎず、その他家庭から出る可燃物は自家処理、不

(第19図) 昭和48年8月農村医学予防会による
井戸水の検査結果



燃物は各集落でごみ捨て場設置による処理をおこなっている。しかし、道路脇、山林、河川等への投捨も多く、これが対策に苦慮している。

今後、生活様式の都市化によってますます増え、さらにごみの変化によって従来の処理対策では間に合わないことが予想され、近隣四ヶ町村で清掃センター建設を計画し、中北上北清掃センターとして着工、五四年九月に完成し、一〇月から本格操業に入ったため、ごみの完全処理がおこなわれるものと思われる。

し尿については、昭和四〇年度以来二市十町村による十和田地区環境整備事務組合で処理している。昭和五二年度における本村の処理状況をみると、年間総排せつ量五、二六六klのうち収集処理されたのは一、九九七klで総排せつ量に対する割合三七・九%と衛生処理率は低く自家処理率は非常に高い。

六 学校教育

本村には、学校教育施設として小学校、中学校、高等学校が設置されている。

昭和四〇年小学校が一一校あり児童数一、九四二名であったが、年々児童数が減少し昭和四三年には一、四七七人となった。

そのため、小学校に複式学級が増加し、教育水準の向上が心配されるとともに、各学校とも木造で中には老朽化のはなはだしいものもあり、また、その大部分の校庭が狭く、これら解消のため昭和四三年学校統合を計画し、昭和四九年度四校を一校に統廃合し、昭和五二年度に六校を一校に統廃合、昭和四八年上北鉾山の休山によって一校廃校になるなど昭和五三年度における小学校数は二校で児童数九七三人となった。現在複式学級はない。

また、二校とも校舎、屋内運動場、水泳プール等は統合に伴って新築されたため整備されている。中学校は以前三校であったが、小学校と同様上北鉾山の休山によって一校廃校となり二校で昭和五三年度における生徒数は五一一人である。二校のうち一校は昭和四六年度に校舎が改築され、昭和四八年度にはプールが建設された。さらに昭和五三年度において屋内運動場が改築されたため整備されている。

残る一校については、プールが建設されているが、校舎については昭和五四年度から昭和五六年度までの三年で改築し、屋内運動場については校舎に引き続き昭和五七年度に改築する計画である。小学校と同様複式学級はない。

第2表 学校教育の現状

小 学 校

	教 員 数			学 級 数		児 童 数			1学級当 り児童数	1教員当 り児童数
	男	女	計	普通	特殊	男	女	計		
西 小 学 校	14	12	26	18	2	339	354	693	35	27
東 小 学 校	8	6	14	9	1	142	138	280	28	20

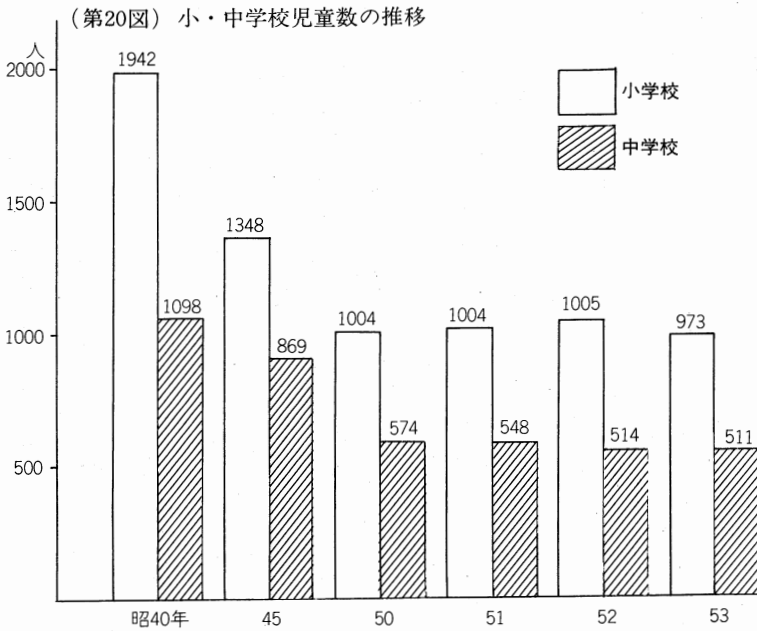
中 学 校

	教 員 数			学 級 数		児 童 数			1学級当 り児童数	1教員当 り児童数
	男	女	計	普通	特殊	男	女	計		
天間館中学校	12	8	20	9	1	159	175	334	33	17
榎林中学校	6	6	14	6	1	91	86	177	25	13

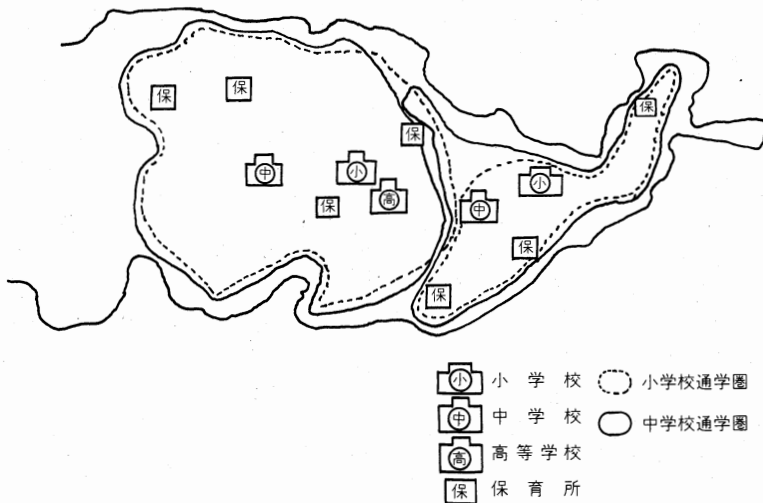
高等学校

	教 員 数			学級数	生 徒 数			卒 業 者 数			計
	男	女	計		男	女	計	進学者数	就職者数	その他	
青森県立七戸 高校天間分校	6	2	8	4	23	43	66	1	19	0	20

遠距離児童生徒に対しては、
 登下校時にスクールバス三台を
 運行しているが、それ以外の児
 童生徒の中には交通量の多い国
 道、県道に加え、整備が遅れて
 いる集落内道路を通って来る者
 も多くあり、安全通学のための
 横断歩道、信号機、歩道の一層
 の整備が望まれている。学校給
 食は近隣四ヶ町村による一部事
 務組合立の給食センターがあ
 り、完全給食をおこなっている。
 高等学校については県立の定
 時制分校から昭和五三年度に普
 通高校分校に移行した高校であ
 る。生徒数をみると昭和四五年



(第21図) 教育施設の配置及び通学圏図



一五名であったが、年度減少し昭和五〇年には六六名、そして昭和五三年においても六六名となっている。今後定時制分校から普通高校に移行されたのに伴い生徒数の増加が見込まれるが、一層の増を図るためには、最近建設された屋内運動場はまあまあとしても現在の木造校舎を近代的な鉄筋コンクリートの校舎に改築と、屋外運動場の早期整備を県に要請し、村外の高校へ通学している生徒の村内就学を推進する必要がある。

七 保健医療

本村の医療機関は開業医二、医師二人、ベッド数三八床でいずれも内科を標榜する一般開業医である。このため内科を除く診療は十和田市、七戸町、野辺地町の医療機関を利用するものが多く、遠距離医療となり不便をきたしている。

当村では、健康で丈夫な赤ちゃんを生み育てるといふ願いから妊婦学級、乳幼児健康相談を中心とした母子保健を重点事業として取り組んできた。まず妊婦学級については、異常妊婦、異常分娩防止、産後の早期回復、母乳推しよう等を目指し、四回受講をコースとして毎月一回行っているが、毎月参加者は約四〇%で一度も学級に参加しないまま分娩するものが約二〇%ある。また、乳幼児健康相談については、一人の赤ちゃんが六回相談に参加することになっているが、昭和五三年度における平均受診率は七六・九%となっている。このため、妊婦学級、乳幼児健康相談不参加者には、保健婦や助産婦が訪問するよう努め、中毒症や貧血、ひどいおむつかぶれ、発育不良等は目に見えて減ってきている。さらに本村では、母子保健の中に特に妊婦、子供のムシ歯予防を取り上げ、その活動を行っているものの現段階ではその効果が見られない。

成人保健では、出稼者検診二回、循環器系検診を二〇カ村で、胃腸病検診、子宮ガン検診等をそれぞれ年一回実施し成人病予防に努めている。しかし、ここ数年来の平均によると成人病による死亡者が死亡者全員の五八%を占めまだまだ問題が多い。ことに五〇代に至っては全死亡者の七四・四%が成人病による死亡である。

八 社会教育

本村におけるコミュニティ施設は、村の中心部である森ノ上地区に昭和五〇年度建設し整備された中央公民館（一、六六六 m^2 ）があり、これを柱として廃校跡地に地区集会場を設置（一〇カ所のうち九カ所は改築、一カ所は旧校舎を利用）、これを分館とし、加えて部落に集会場がある。これらの施設は住民相互のコミュニティの場として重要な役割を果たしている。また、これらの施設の利用状況を見ると、中央公民館は結婚式、村民一同に会して各種研修の場として、さらにレクリエーションの場として利用されている。地区集会場は各地区の子供会、婦人会、青年団、老人クラブ等の集会、研修の場として利用され、各部落の集会場は部落内における話し合いの場あるいは学習の場として利用されている。しかし、多目的使用に応じ切れないため西部、東部両地域に多目的使用に応じ切れるコミュニティ施設整備と、中央公民館は多目的使用できるが各地区の中心的な集会の場は整備されているとはいえ部落内集会場の未設置部落が相当あることから、この部落への集会場設置が望まれている。

九 社会福祉

本村の児童福祉施設として、保育所七カ所（公立六カ所、私立一カ所）あり、四四〇人が措置されており、対象幼児五六〇人に対し、措置率は七八・六%である。出稼家庭の増加、世帯の細分化傾向に対処し、年々保育所

第3表 保育所の現状

	経営主体	収容定員	職員数
道ノ上保育所	村	150人	15人
榎林保育所	〃	70	8
花松保育所	〃	40	6
白石保育所	〃	30	6
李沢保育所	〃	30	5
坪保保育所	〃	60	7
みどり保育所	法人	60	8

木村における心身障害者は、昭和五三年九月末現在で二一七人である。心身障害者施設は、隣接の七戸町に「みの木学園」、本村には「からまつ学園」があり比較的恵まれている。

一〇 保安

本村の消防組織は、昭和四二年七戸地区消防事務組合による広域常備消防（職員八〇名、消防自動車二台）、救急車二台の発足によって、当村にも天間林分署（職員一五名、消防自動車二台）が設置され、消防業務が強

の整備を図って来たが、幼稚園がないため、幼稚園入園対象者でも保育に欠ける児童を保育所に入所させているため、幼児の完全保育ができない状態にある。

本村における六五才以上の人口の推移をみると昭和四〇年六三二人、昭和四五年七二四人、昭和五〇年では八一六人となり、総人口に占める割合は八・三%となった。このように年々老令化がすすんでいるため村では老人福祉対策として、現在村独自で七五才以上、八五才未満の者には年額六、〇〇〇円を、八五才以上の者には年額八、五〇〇円の敬老年金を支給、老人家庭奉仕員設置、老人クラブへの助成等条例を設けて諸施策を講じている。また老人教養向上、レクリエーション等活動を助長するため、昭和五一年度に福祉バスを購入した。

化された。非常備消防は一消防団一本部七分団から構成され、団員一〇五名となっており、消防自動車五台、小型ガソリンポンプ一台が配置されている。しかし、近年出稼の増加、農業の兼業化や勤労者の増加等で、昼間における団員不足が問題となっている。水利施設を見ると、防火水槽（四〇㎡級）九四基で充足率三一・六％にとどまっているが、昭和五三年度着工した水道事業が昭和五五年度完成のあかつきには二四〇基の消火栓が設置されるため施設整備が強化される。

警察署は、三町村を管轄する七戸警察署が隣の七戸町にあり、その警察官駐在所が西部、中部、東部にそれぞれ設置され治安維持にあたっている。更に警察への協力団体である七戸地区防犯協会天間林支部が組織され、防犯活動が展開されている。

一一 社会組織

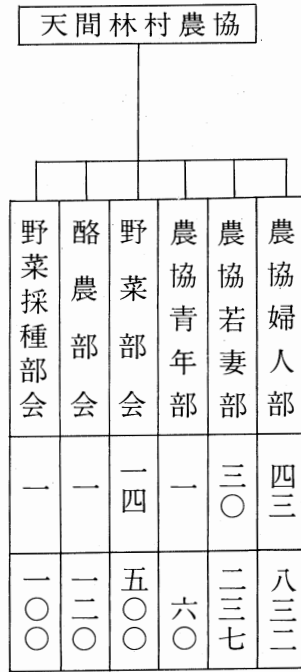
近年の社会経済の大きな変遷に伴って社会組織は多種多様化の傾向を示している。本村の社会組織としては、地域的自治組織である部落会を始め青年団、婦人会、生産組合等その数は極めて少いが、それぞれ活発に活動している。

(一) 部落会

部落会は村内に七四ある。農村社会の基礎的組織として、地域運営に極めて重要な役割を果しており、さらには、行政の末端機構の役割をも受け持ち、行政側の伝達依頼業務もあわせて行っている。部落会の主な活動は道ぶしん、用排水路の堰さらい等の共同作業、あるいは運動会等の部落行事の開催等、部落全体の意志統一の場と

(第22図) 社会組織の概要

天 間 林 村 役 場	総務課	部 落 会	74	団体	人
	産 業 課	肉牛生産組合	1		80
		米づくり生産連絡協議会	1		207
		葉たばこ耕作組	1		211
		商工会青年部	1		23
	厚 生 課	社会福祉協議会	1		26
		遺 族 会	1		215
		母 子 福 祉 会	1		230
		老人クラブ連合会	10		610
		身体障害者福祉会	1		175
		交通安全母の会	1		4,395
		交通安全協会	1		895
		防 犯 協 会	1		150
教育委員会	連 合 青 年 団	10		269	
	連 合 婦 人 会	10		711	
	子供会育成連絡協議会	10		1,218	
	郷土芸能保存会	6		120	
	体 育 協 会	1		115	
	観賞菊愛好会	1		62	
	連 合 P T A	1		1,203	



して重要かつ欠くことのできない存在となつている。また、七四部落会のなかに一七一班があり、会との連携協調等日常生活の相互扶助に大きな役割を果している。

(二) 青年団

旧学区毎に一〇の単位団があり、その上に連合青年団があり会員二六九名で組織されている。旧学区単位の青年団の主な活動運動は運動会、バレーボール、バスケットボール、ソフトボール等のスポーツ大会の開催、盆踊り、演芸等の体育、文化活動を行っている。連合青年団でも単位団とほぼ同様の活動を行っている。

(三) 婦人会

村内には一〇組織あるが、更に上部機関として連合婦人会があり七二一名が加入している。その活動状況は婦人の地位向上を図り社会文化の発展に貢献し奉仕している。また、交通安全、公明選挙の推進等地域社会の中で果す役割は大きい。

(四) 老人クラブ

村内には一〇組織あり、上部機関として天間林村老人クラブ連合会があり六一〇名が加入している。老後の生



天間林村農協

きがいを高めるため教養の向上、健康の増進、地域社会への奉仕、レクリエーション等の活動を行っており、これに対し助成策を講じている。老人クラブの集会や集団研修等の活動施設として、福祉バスを購入し、広範な研修、見聞等を実施しているものが、老人福祉センターの開設が望まれている。

(五) 子供会

児童生徒の健全育成のため子供会育成連絡協議会が組織され、単位組織として、子供会が一〇団体一、二一八名が結成されており、卓球大会、ソフトボール大会、子供会大会、花いっぱい、清掃美化活動等を実施している。

一二 農業協同組合

昭和二三年に農業協同組合法が制定され、本村においては、旧農業会の資産を引継ぎ、天間林村農協、天間林農協、天間林村榎林農協の三つの組合が設立された。その後幾度か合併の話合いがなされたものの、その機運が熟せず、よ

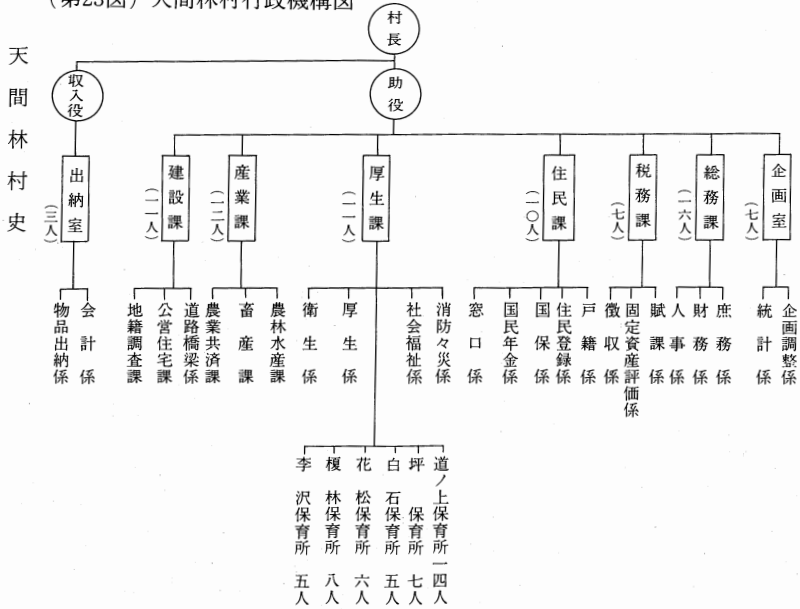
うやく昭和三八年一〇月三農協が合併し、旧天間林農協及び榎林農協がそれぞれ支所として業務を継続し、現在の農協が設立された。その後幾度かの困難な問題があつたものの、農業倉庫の建設、農機具センター、養豚センターの建設等をおこない、急速な発展をとげるにいたつた。昭和五三年現在における事業規模は組合員数一、五五五、出資金二六八、二三〇円、貯金二、二一六、八八六円、購買供給高一、七九二、二六五円、販売品販売高三、四三九、二一三円、このうち米の割合は八五・〇三%である。又共済保有高は九、〇九九、一五〇円に達している。

一三 行財政の現状

本村の行政機構は、昭和三九年六課、二室、四委員会に議会事務局となつて以来、行政機構の改革は行われていないが幾度か事務処理改善をして、行政の新規需要の増大と複雑化に対応して、行政サービスを行つてきた。

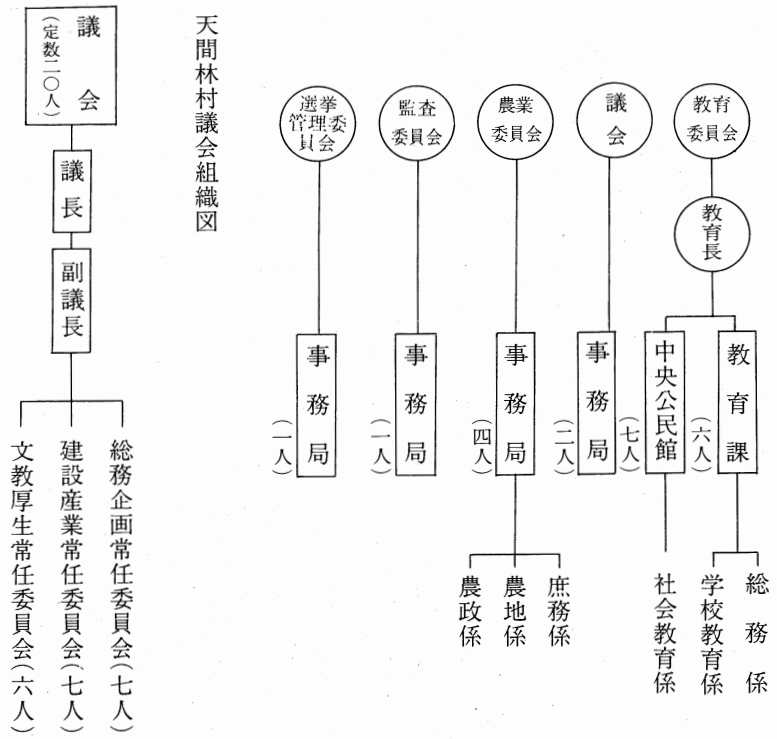
当村の財政規模は、昭和五二年度で歳入額一、九三二、二六四千元、歳出額一、八八七、三三五千元で財政力指数は〇・一七九、経常収支比率は七三・四%である。昭和四五年度から昭和五二年度までの決算を見ると、いづれも黒字決算で健全財政を堅持している。しかし内容を分析してみると、昭和四〇年度の財政力指数〇・二三六に対し昭和四五年度〇・一五〇、昭和四六年度〇・一三七、昭和四七年度〇・一二五、昭和四八年度〇・一一三、昭和四九年度〇・一三八、昭和五〇年度〇・一四七、昭和五二年度〇・一七九となつており、昭和四八年度まで低下し、その後少しづつ上昇傾向にあるものの、総体的には財政力が弱いことを示している。また歳入総額に占める自主財源は、昭和四五年度一六・八%から昭和五二年度一四・一%と低下し地方交付税、国庫支出金、

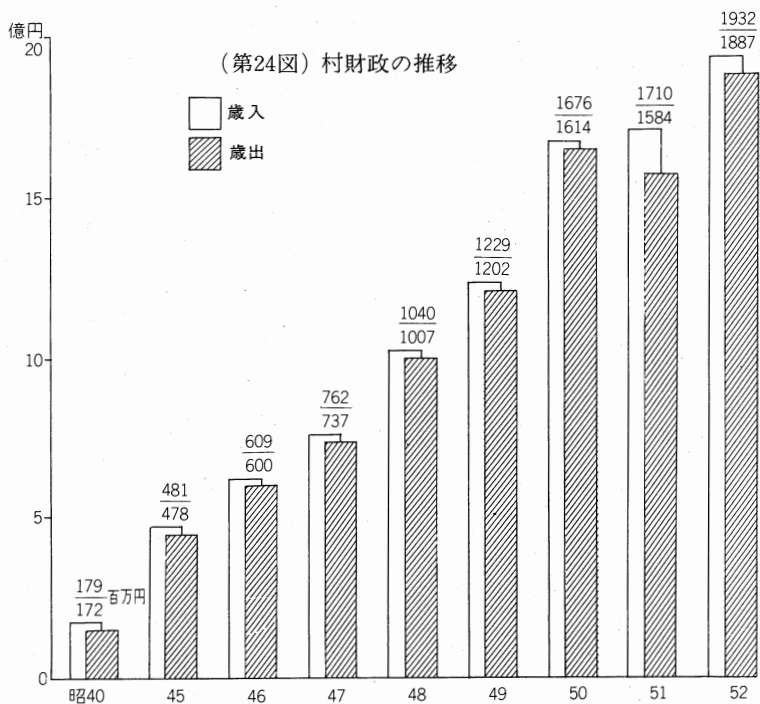
(第23図) 天間林村行政機構図



県支出金に対する依存度が高くなりつつある。本村における財政規模は、過疎対策事業を柱として昭和四五年度から昭和五二年度まで平均二四％程度の上昇をたどり、常に四〇％を上回る額を投資的経費に投入してきた。今後は住民要望は多様化し、増大するものと思われる。何故なら都市化現象や部落の社会的意味の低下にもなつて住民の要望はより直接的に村役場に出されるからである。したがって、これに対応するためには、財源の重点的配分と計画的、効率的な財政運営が望まれるであろう。

天間林村議会議会組織図





第二節 農村総合整備計画の構想

昭和五四年三月に発表された「天間林村農村総合整備計画」における整備の構想はつぎのようなものである。

○基本構想

- 一、快適な生活の場
- 一、人間の豊かさを高める生産の場
- 一、人間の安らぎを深める休息の場
- 一、健全な人づくり

これらの目標を実現するために農業の近代化と工業導入を図り、農家経済の発展向上を図るとともに、人間居住のための総合的な環境整備をおこない、すべての住民が調和のとれた生きがいのある生活ができる魅力ある農村を建設すると述べている。また、地域住民がふれあい安らぎを享受する場として、さらにコミュニティ活動の展開の場としてコミュニティ環境整備に努めると述べている。

さらにこの「計画」を具体的に見ると次のようなものである。

一、産業の振興

農業の近代化を図り、それによって生ずる余剰労力吸収のための工業導入を図り農・商・工業の均衡ある

発展を図る。

(1) 農業

生産調整政策に対応して、米以外の複合作物として畑作における葉たばこ、野菜、畜産等の振興をはかり、また、農業基盤整備を行い機械化一貫作業体系を確立し協同作業を推進する。

(a) 水稲

- 耐冷品種、土壌改良の向上
- 未整備の圃場整備の推進
- 機械化による稲作栽培の省力化

○ 生産から流通に至る一貫した産地体制の整備

(b) 畑作

- 野菜や葉たばこの振興をはかり、市場性に富んだ商品価率の高い良質な生産をおこなう
- 集出荷施設の整備をはかり、よって共販体制を強化する
- 生産基盤の整備、機械の共同購入、共同作業体制の確立

(c) 畜産

- 購入飼料依存型から土地利用型に転換
- 民有地における山林、原野の活用と既存草地の改良

○国有林の草地としての活用

○養豚については優良種豚の導入と繁殖豚の育成

(2) 林業

国有林の活用と民有林における生産基盤の整備、生産構造の改善等を推進する

(3) 内水面漁業

河川、溜池利用による養殖漁業の推進

(4) 工業

公害のない企業誘致を推進

(5) 商業

購買の村内定着を図るため今後は商工会、農協と協力して購買力を高める諸政策を展開する。

(6) 観光

みちのく有料道路の完成によって一躍脚光を浴びることが予想される天間ダム周辺に宿泊施設、レクリエーション施設、スキー場等の整備と住民のためのレクリエーションゾーンの整備をはかる

二、生活環境整備

よりよい環境を作るため安全性、利便性、保健性、快適性等一貫した施策を講ずる

(1) 安全性

- (a) 交通安全施設の整備拡充を図る
 - (b) 児童公園を整備する
 - (c) 防犯灯、各種消防機器の整備
 - (d) 水害を受け易い地区の用排水路の改修
- (2) 利便性
- (a) 道路網の整備
 - (b) コミュニティセンターの新設
 - (c) 農村公園の整備
 - (d) バス運行回数のない集落への増便
- (3) 保健性
- (a) 家庭排水、雨水等の集落排水は排水路、道路側溝を整備して処理する
 - (b) 家畜糞尿の土地還元利用を推進する
 - (c) 寝たきり老人、農村病、成人病等について医師による巡回診療を行う
 - (d) し尿処理施設増設を図る
- (4) 快適性
- (a) 農村環境改善センターを建設

(b) 総合グラウンド、総合体育館の体育施設の整備

(c) 美しい自然を保つため街路樹を植え集落を美しくする運動を展開する

三、社会組織と地域の運営

社会の変化にともない、複雑多様化している住民の要求を充足させ住民の自治意識を高めるためには施設の整備もさることながら各組織の充実強化と組織のリーダーの育成、学習集団の育成強化などが最大の課題である

(1) 自治組織

各集落の特性と創意によつて生み出しながら地域住民のコミュニティの拠点としての集落の育成強化を図る

(2) 青年団等の社会組織

組織内リーダーの育成を強化し活動の活発化を図る。また、生産関連の各種の組織においては農協、普及所、その他関係機関とタイアップして組織活動の活発化を図る

(3) 施設の管理運営

現在七四部落のうち一二部落に部落集会所があるが、今後、これらの整備と集会所未設置部落の設置促進を図る

第三節 今後の課題

いままで「天間林村農村総合整備計画」を見てきたわけであるが、ここではそれをふまえ、今後の課題を簡単に展望しておこう。

本村は、戦後も農村社会として発展してきたし、将来も農業を柱として発展してゆくべきであろう。しかし、昭和三〇年以降のいわゆる高度成長の影響を受け、大きく変貌を上げてきた。農業の機械化、装置化、農家の兼業化、出稼の増大、また都市化の進行によって生活様式、生活意識が変化し、非農家の増加による混住社会が進行し、古くから伝えられて来た風習、伝統等が薄れ、そして地域住民の連帯感が希薄化してきている。

地域社会の発展を考える上で最も重要な問題は、やはり産業政策であろう。昭和三六年以降の農業政策は農業を破壊してきたといつて過言ではないだろう。したがって純農村としての本村にあつては、根本的に農業を再建し、その復権を図つていかなければならないだろう。単に所得の向上という面から、安易に工業の導入を促進するべきではないだろう。何故なら、生産活動はその背後に、必ず異質な社会関係を形成するものである。すなわち、工業を導入することによって、純農村としての本村に労使関係という新たな人間関係が形成される。これは農業を基礎にした本村の人間関係に大きな変化を与えるものとなる。農業は、それに特有な、人間関係、労働力の配分、生産のリズム等によって成り立っている。そこに工業を導入することは、それらの諸関係ならびに諸条件が破壊される危険性がつよい。したがって、本村においては安易な工業導入を図るよりも、農村社会として調

和のとれた発展を促進すべきではなからうか。そのためには、なりよりも最初におこなうべきことは農業を支える細胞としての村落の再建であろう。しかし、それはコミュニティ施設の整備による再建ではなく生活と生産における共同体としての村落の再建である。

つぎに重要な課題は水問題である。本村においては中野川、坪川とい村の中央を流れている河川がある。これらの河川は過去において鉱山開発によって汚染されてきた。これを清流にもどし、今後ますます増大する水需要に対応して、長期的視野にたった河川の合理的管理が望まれる、本村の歴史は、これらの河川の歴史と同一であるといつて決して過言ではない。したがって本村の将来はこれらの河川をどのように利用し、どのように管理していくかにかかわってくるのである。

第九章 戦後の教育

第一節 敗戦直後の混乱

昭和二〇年八月十五日、戦争はついに終った。連合国の「ポツダム宣言」を受諾し、無条件降伏をした。耐えて耐えてきた国民は茫然自失なところを知らなかった。

このときの状況を中野小学校第十四代校長田中寿太郎氏は次のように回想している。

「あの日（八月十五日）私は、生徒と共に、学校農場でそば疇をして居り、直接陛下の御放送は聞きませんでした。が、学校前の向中野さんが、作業中の私に、『先生、日本が負けたそうです。なんでも役場の方から騒いで来ているから、ほんとだごつてす。』

農場から帰る途中、畑や道のあちこちで、二人三人と立話して居ましたが、私には、敗戦のショックなどみじんもありませんでした。

翌日であったと思いますが、東京日々新聞全面に敗戦の現実と、広島、長崎の原爆投下や、アメリカニューメキシコの砂漠での原爆実験の様子が報ぜられていました。

『陛下お許し下さいまし、私達の力が及びませんでした』私はこの特号みだしの新聞を手にしながらか、あゝ日本は敗れたのだ、と心に叫びながら、住宅の座敷の中をぐるぐる廻ったことを覚えています」

しばらくの間、放心状態が続いたが、文部省からは九月十五日、「新日本建設の教育方針」が示され、今後「軍国的思想及び施策ヲ払拭シ、平和国家ノ建設ヲ目途ニスル」という基本方針が明らかにされた。

占領軍当局からは、

○日本教育制度の管理についての指令(二〇・一〇・二二)

○教育関係者の資格についての指令(二〇・一〇・三〇)

○国家神道についての指令(二〇・一二・五)

○修身科・国史科、地理科の中止についての指令(二〇・一二・三一)

と矢つぎ早に、軍国主義及び極端な国家主義を排除、または禁止するための指令が出された。

進駐軍の上陸と共に教育改革は急テンポで進められていった。軍事教育の禁止、各学校では軍事教育の物品、資料、文書等は焼却、棄却された。進駐軍も直接学校を訪問し、その有無を確かめたりした。続いて公職の追放も行われ、県下の教職員に動揺を与えた。食糧事情は極度に悪化し、生きることに没々としなければならなかった。

教科書も多くは回収されたが、残された教科書も不適切な所は修正させられ、生徒と共に読み合わせをし、墨をぬった。いわゆる墨ぬり教科書であった。墨をぬると三分の一をこえたりして全く読めなくなったり、意味が

通じなくなったものもあった。その他、紙質の悪い仮綴じ教科書が配布されたりした。

第二節 新学制と教育課程

新憲法は昭和二十一年一月三日公布、翌年五月三日に施行された。これを受けて二十二年三月三十一日には教育基本法と学校教育法が公布となり、続いては学校教育法施行細則が発表され、今後の学校教育の進むべき基本大綱が明らかになった。

まず、六三制の新学制が布かれ、学校名も国民学校から小学校と改称された。新たに中学校も充足し、小・六ヶ年、中・三ヶ年の義務教育となった。その上に高等学校三年、大学四年という制度もしかれた。明治以来、複雑な教育体系もこれで整備され、能力に応じた教育が均等に行われるようになり、画期的な教育改革であった。そしてこの制度は現在も継承されている。

昭和二十二年三月二〇日、文部省は「学習指導要領一般編」（試案）を発表したが、この特色として、社会科と家庭科の新設と、自由研究時間の設置があげられる。二十六年七月、教育課程審議会の答申をうけて全面的に改訂した。その内容は年間の総時数を示し、教科時数は比率を示すにとどまった。また「自由研究」を「教科外活動」の時間に訂正した。

新設された社会科だが、本県でも社会科実施の通達によって、二学期から実施されたが、何をどのように指導したらよいか、皆目見当がつかず、暗中模索の状態が続いた。

社会科とやらんで国語漢字問題も大きく変容した。教育漢字別表、義務教育漢字八八一字も発表された。長い間使い慣れてきた旧字体、旧かなづかいの脱皮はなかなか容易でなかった。

第三節 新制中学校の誕生

昭和二年四月一日、国民学校は小学校と改称され新たに中学校が発足した。然し、各市町村では、教室と教員の不足と、財政困窮のため新校舍建築は容易な問題でなかった。従って、それまでの小学校を間借りしたり、分散したり、或いは古材の払下げの資材による校舎が多かった。

その間の事情を、天間館中学校の宮沢銀蔵元校長は「生徒数は、男百二十人、女九十五人、合計二一五人でした。職員は、学校長以下九人でありました。スタートしたといっても、それは名前ばかりで、校舎は軍隊の『軍馬補充部』の馬小屋でありましたから、勉強は、天間館、中野、疍、坪、白石にそれぞれ分散して行われたのです。校舎の改修は七月に完成するはずでしたが、九月、十月と延び、更に冬を迎えても年度内の完成の見込みはつきませんでした。したがって、この年の卒業式は天間館小学校の講堂を借りて行つたのです。ところで、馬小屋の改修した校舎に移つて勉強したのは、二三年の四月になつてからです。なにしろ、馬小屋校舎ですから、床がコンクリートであり、窓がなく、ムシロを家から持つてきて坐つたり、冬になるとわずかな焚火で、震えながら勉強するという実に痛ましい光景であつたのです。」と、苦しかつたようすを述べている。

また榎林中学校については、寺沢忠男現校長が「榎林中学校の沿革誌を繙きますと、敗戦という窮乏と混乱の

中から理想の教育再建が学制改革により、昭和二二年四月、榎林小学校併置校として誕生しました。机と椅子も不十分であったし、小学校体育館を仕切つて教室をつくり、隣の学習の声を聞きながら勉強したという記録もありました。」と、その苦しいようすを述べている。

上北鉦山中学校も同様で、はじめは旧上北鉦業所の事務所（当時上北鉦山小学校教室）を学校として指定している。その後の各校は、涙ぐましい努力を続け、学区民の絶大な協力のものに、着々と校舎、校庭等の整備を図つた。

第四節 教育委員会の発足

昭和三年七月一日、(1)教育行政の地方分権、(2)公正な民意な反映、(3)教育の自主性の確保の三点を根本方針として教育委員会法が公布され、十一月一日県教育委員会が発足した。

市町村教育委員会も、二七年一月一日設定と決定し、一斉に選挙が行なわれた。昭和三年九月二一日、「地方教育行政の組織および運営に関する法律」の改正により、従来の公選制から首長の任命制となり、人物本位の人選となり、現在に至り、強力に教育行政を推進している。歴代教育委員、教育長は次の諸氏である。

歴代教育委員

氏名	就任年月日	退任年月日	備考
花松新五郎	二七、一一、一一	二八、一一、二一	花松委員の残任期間
小又保城	二七、一一、一一	三一、九、三〇	
植原直敬	二七、一一、一一	三一、九、三〇	
中島信	二七、一一、一一	三一、九、三〇	
鳥谷部栄八	二七、一一、一一	三一、九、三〇	
三橋留次郎	二八、一二、七	三一、九、三〇	
鳴海克定	三一、一〇、一一	三一、九、三〇	
木村吉雄	三一、一〇、一一	三一、九、三〇	
松下末次郎	三一、一〇、一一	三一、九、三〇	
高田市助	三一、一〇、一一	三一、九、三〇	
葛原次男	三一、一〇、一一	三一、九、三〇	
鳴海克定	三一、一〇、一一	三一、九、三〇	
中嶋武男	三一、一〇、一一	三一、九、三〇	
中野良男	三四、一〇、一一	三五、一一、二一	
天間幸三郎	三五、一〇、一一	三九、一〇、九	
榎林周助	三五、一〇、一一	三九、一〇、九	
松本玄	三五、一二、二〇	三六、九、一三	
鳴海克定	三六、一〇、一一	四〇、九、三〇	
佐藤克治	三六、一〇、一五	三七、四、一	

榎林	榎地	荒木田	古内	宮沢	金沢	高田	伊賀	高松	白石	後藤田	向中野	甲田	町屋	鈴木	中岫	中野
文次郎	夏樹	幸一	吉次郎	正一	重次郎	豊彦	松次郎	亨学	宮次郎	常正	秀男	幸市	耕世	彰	武男	三男
五三、 三、 一八	四九、 一〇、 一一	四八、 八、 一一	四八、 四、 一六	四八、 四、 一六	四六、 一、 一七	四五、 一、 一八	四二、 三、 二〇	四一、 一〇、 一	四一、 九、 二一	四一、 三、 二五	四〇、 一、 二五	三九、 一〇、 一三	三九、 一〇、 一三	三八、 一、 一三	三七、 一〇、 一	三七、 四、 一七
		五一、 八、 一八			五四、 一、 一六	四八、 六、 三〇	四七、 一〇、 二二	四九、 九、 三〇	四六、 一、 二二	四二、 一、 二二	四五、 一、 一一	四二、 三、 四	四七、 一〇、 二二	四一、 二、 二二	四一、 九、 三〇	三八、 九、 三〇
		高田委員の 残任期間 四八年再任 五三年再任	五二年再任	五二年再任	五〇年再任	向中野委員の 残任期間	四三年再任	四四年再任	四二年再任	四四年再任	四四年再任	四三年再任	四三年再任	佐藤委員の 残任期間		

歴代教育長

氏名	就任年月日	退任年月日	備考
菅米地 一郎	二七、一一、一	二八、三、三一	助役兼務
葛原 次男	二八、四、一	三五、九、三〇	中野小学校長兼務
天間 幸三郎	三五、一〇、一〇	三九、一〇、九	三一年再任
町屋 耕世	三九、一一、四	四七、一〇、一二	四三年再任
宮沢 正一	四八、四、一		五二年再任

第五節 道ノ上小学校の誕生

昭和二五年四月天間館小学校分校として開校した道ノ上小学校の誕生をみると、その生まれるまでの苦しきも大変なものであった。開校時の小野校長の『開校にあたって』の手記によると

「道ノ上小学校誕生の原動力となつた昭和二五年一月二十日付の分校設置のための陳情書の中に『児童教育には非常に不便でありまして、大部分は三キロから四キロはなれた学校に通学しており、通学は何れも狭隘な道で低湿であり、川は雨毎に氾濫の危険にあり、又冬期間は積雪量も多く、学校教育にはすくなくならず支障を来して居るところであります。之がため朝夕の送り迎えも必要であり、稼働力の少ない入植者は営農上にも支障を来す状況であります……』とかがかれてある様に、当時の地域住民の子弟に対する思いやりと、強い教育熱の高ま



道ノ上小学校

りにより、昭和二五年四月天間館小学校分校として発足以来、ここに二六年間戦後の激しい世相の中本校は着実に教育の営みの年輪を刻み、輝やかしい歴史と伝統を築いて参りました……」。

と述べ、地域住民の思いやりと教育熱によって誕生したとしている。特に、初代PTA会長後沢猛氏の努力と協力によるところが大きかったようである。

第六節 二ツ森教師の会の活躍

昭和四〇年、二ツ森教師の会が誕生した。十四人のメンバーである。百戸前後の戸数の部落から、これだけの人数が教師になったのはすばらしいことであり、驚くべきことである。二ツ森部落というのは、農業を主体にした部落であるが、耕地面積も少なく、二、三男が多く、その対策に色々苦慮してきたが、教育によって身を立てさせることが最良策と考え、中等、高等教育に熱心であった。またその

子弟も、期待にこたえたものである。今では郡下のみならず県下一円で活躍している方が多い。

凡そ年代順に会員を紹介してみたい。(敬称略)

宮沢菊松(元李沢小学校長) 附田得夫(元県立青森商業高等学校長) 二ツ森利雄(元古間木小学校長) 宮沢正一(元三沢一中校長・現天間林村教育長) 二ツ森十郎(元榎林中学校長) 藤島松三郎(元白石小学校長) 二ツ森重志(青森県教育長) 宮沢銀蔵(十和田市立十和田中学校長) 宮沢正次(青森市浪打小学校教諭) 宮沢伸大(十和田市ちとせ小学校教頭) 森田林治(小川原小学校教諭) 附田満(中志中学校教頭) 小坂稔(天間館中学校教諭) 附田得雄(六ヶ所泊中学校教諭) 宮沢明裕(蛭沢小学校教諭) 亡くなられた方では元榎林小学校長宮沢剛克(宮沢正一氏父上)があり、社会的に活躍中の方には次のような方々がいる。

二ツ森伊之松(二ツ森重志氏父上、元古間木駅長) 宮沢芳孝(宮沢医院) 宮沢敬(野辺地町宮沢歯科) 宮沢宮治(長野県飯田市日華センイKK前社長) 宮沢敬(野辺地町宮沢歯科) 宮沢敬(野辺地町宮沢歯科) 宮沢敬(野辺地町宮沢歯科) その他亡くなられたが、貝塚清八県警防犯部長もいる。

第七節 教育の成果

(一) 堀川小学校に学ぶ(天間館小学校)

天間館小学校の校内研修は年々充実し、近くの町村からは「天小の国語」「国語の天小」といわれるようになって

た。校内研究は、国語学習にねばりを持たせるのみならず、子ども達を活発にし、自主的な学習発表会や朝会そして対外試合での好成绩としてあらわれた。

当時の教育長町屋耕世氏の提案もあって、村教育振興会では富山県の堀川小学校の教育に学ぼうという動きがあった。

天小も、その学校の考え方を参考にしながら、校内研究を国語にしぼって発足、毎年その成果なり、考え方を公開発表した。発表会には多い時には二五〇人も先生方を集めた。村の後援があるとはいえ、単独の自主発表としては盛大な研究会だったわけである。

物語文を読んで自分の考えを書く「読み取りノート」の活用、一読総合的な読み方、教材文を一資料扱いにした考え方、設題法のとり入れと次々にエスカレートした研究は閉校年度まで九ヶ年続けられた。同研究の紀要「考え方」の追求」も隔年毎に刊行した。

天小に十年在職して研究の中心的推進役を果した浅利康衛先生は、天小時代の研究のこと、堀川に学ぶことを次のようにふり返るのである。

「昭和四二年の六月と十月の二回、天小は総合学習指導法の研究会の発表会の一校として、授業を公開した。これは、郡下各市町村の持ち回りで、天間林村が最後の発表となったものである。

終ってみての反省で、何か空しい思いが残った。として、要するに、子どもの尻を叩いて遮二無二教え込むことはしたが、その結果、教えられた子どもたちは、少しも明るく生き生きとはならなかった——。もつと子ども

自身がのびのび主体的に学習する姿が見たい。ということである。それには、基礎教科である国語を窓口として、はじめからやり直してみよう、ということになった。これが天小の国語研究の出発点となった」。

四二年冬、教育長視察旅行の旅程の中に富山市堀川小学校があつて、町屋教育長を感嘆させたという。当時、天間林は「教育の陥没地帯」と言われ、そのことを教育長はしきりに気にかけていたようだ。同じ子どもでありながら、堀川の子と天間林の子となぜこうも違うのか。せめて人並みにモノを言える子にできないものかと思つたそうである。

教育長は帰省後、早速堀川小視察の希望者を募り第一回の視察団を出発させた。帰校した先生の話によると、例えば「傘の柄」とは、どこか、どこをにぎっていたのか、ということで一時間が過ぎた。そんな授業で、「本件の目標」が何なのかをおしえたいのか、さっぱりわからないという。しかし、子どもたちの発表力、ねばりつこさには瞠目した、という。

明けて、四三年五月、農繁期を利用して、村内の殆んどの先生方が貸切バスを仕立てて堀川小を視察した。以来今日まで、堀川小研修旅行は毎年続けられて来たのである。

あれから昭和五一年度まで、連続九回の発表会を持ち、十年の歳月が流れた。その間堀川小学校からは竹田先生、吉江先生、成瀬先生、飯田先生の四人の先生を毎年講師としてお招きした。

本校を訪れた堀川小の先生方は、すでに一家を成した方々であるにも拘らず、非常に謙虚で礼儀正しいということである。発表会が終つたあと、酒宴の座を設けてその労をねぎらうのが我々の一般的なやり方であるが、吉

江先生も成瀬先生も「そんなことより、たった今からこの教室に毛布を敷いてゴロ寝でもしながらいつまでも語り明かしたい」と言われるのだ。

天小の先生方もすばらしい先生ばかりであった。例えばある先生は、夜半過ぎまで子どものノートを読み、明日の授業を考え、ノートに顔を埋めたまま眠り込んでしまったり、学校行事など係でもないのに手落ちのないよう黙ってひとりで用を片付け、そ知らぬふりでニコニコ談笑している。などは日常のことであった。

また、授業の最中に、廊下を通り合わせた私を呼んで授業の相談をしても、すこしも変らぬ態度で一心にひとり読みを続ける三年生の子どもの姿、或いは「先生、これみてくれ。」と徹夜で書いたという子どもの読みとりノート「天のふえ」をわざわざ拙宅まで見せに来てくれた先生など、みなかけがえない仲間たちであった。

追いつき、追い越し、支える、このすばらしい天小のエネルギ―は、百年の歴史を閉じた後も、きつと地域の人々によって受け継がれ、新しい西小学校の校風として再び芽をふくであろうことを信じている。……(略)

……この浅利先生の考えはそのまゝ、西小に受け継がれ、生きて動いている。

(二) 健康優良学校県一位を受賞(坪小学校)

昭和四九年十一月二八日、坪小学校が県教育長より健康優良学校青森県一位の表彰を受けた。それは、日常の学習実践、業間体育の創意工夫、環境の整備、PTA活動の日常化の実践力、意識向上等が認められて晴れの受賞となった。何しろ年度内に県下から一校だけしか受賞できなかったから大きな荣誉であった。それも、県下の

それぞれの部門の専門のエキスパートによる審査員の嚴重なる審査の結果によるものだけに尙更であつた。従つてこれまでの道のりは容易なものではなかつた。四六年にはじめて応募したが、この年は特選校、四七年・四八年と続いて準県一、四九年によく県一に認められたのである。特にPTAの活動が目立って評価されている。学校周辺を花で飾つたばかりでなく、国道四号線の道路ぞいにも拡大していった。そしてこのことは統合された西小の父母にも受けつがれている。

この栄ある受賞も、継続して応募したからこそ可能なのであつて、「継続は力なり」である。

また、坪小学校の応募はいきなりの応募ではなく、それなりの努力を過去においてしてきた。二四代工藤正次郎校長の時代から受けつがれている。工藤元校長の回想によれば、昭和三六年、実態の把握、三七年実験的研究、三八年、生活指導、三九年、学習指導、四〇年、学習の生活化、の実践計画を通してながら、三八年には「児童の体力を向上させるにはどうしたらよいか」のテーマで体育研究発表会も実施している。

このように十年以上も前からの積み重ねが、県一の受賞に輝いたものといえよう。

第八節 現在の教育

(一) 道德教育の徹底と学力向上

昭和三三年、学習指導要領の全面改訂が行なわれた。以前は、指導助言という性質のものであつたが、今回は文部省告示とされ、拘束力を持つようになつてきた。基本方針は九つあげているが、第一に掲げられたのはまず、

道徳教育を徹底することであった。こうして、いわゆる「道徳」の時間が特設されることになり、戦前の修身に代るものと批判される道徳教育が発足した。第二は学力の向上であるが、文部省によって学力テストを実施し、現場に相当混乱をもたらしたりしたが、県も学力向上をその主要施策に取り上げて指導に力を入れてきた。上北地方でも、上北地方学校教育振興協議会が開催した総合学習指導法研究会が中心となり指導法の軌道にのり出した。

(二) 中部上北教育委員会とセンターの誕生

児童・生徒の学力向上や、教員の資質向上に役立てる研修、教育資料の整備活用等のため、組織的計画的にこれを推進する必要があると認識されはじめていたが、教育事務所だけの指導では不十分ということで、中部上北広域事務組合の事業の一環として、七戸町、上北町、東北町、天間林村の四ヶ町村を対象に中部上北教育事務組合教育委員会が昭和四三年四月、七戸町中央公民館内に設置された。当初指導主事一名で発足した。然し、その後、教育長、室長、関係町村の理事者等の努力と協力により年々、指導室、設備等が改善、充実してきた。四四年には指導主事二名、主事補一名、四六年には指導主事三名、四七年、中部上北広域事務組合教育委員、四八年には中部上北心身障害児合同判別委員ができ、四九年には研究委託校による研修制度がはじまり、五二年には中部上北教育研修センターが設置され、指導主事三名、主事一名、主事補一名に増員、庁舎も研修センターへ移転される。五三年には指導主事四名、主事一名、主事補一名となり、五四年には指導主事四名、主事二名、主事補一名となり、センターの増築工事が完成し、新庁舎に移転する。更に五五年度は更に指導主事の一名増員される見込みで

益々指導体制が充実してきている。

指導主事の充実によつて、各校の研修体制も充実したものになり、今や中部上北は一大飛躍を遂げようとしてつある。

(三) 学校給食の実施

七戸町、上北町、東北町、天間林村の四ヶ町村は古くから産業、経済、文化等のあらゆる分野で密接な関係をもち永く共存共栄の道を歩んできた。昭和四〇年代に増大する行政需要に応じるため事務組合を設立し、病院、消防等の組合行政がスタートした。四三年四月、中部上北教育事務組合の設立によつて教育指導室、青年の家が開設され教育行政の大きな柱となった。

学校給食の実施についても地域住民の等しく要望するところであつたので、給食センターの建設が急務となつた。ここで、広域行政の効率的運用を考慮し、共同で建設する運びになつたのである。この結果、四町村の小・中学校児童・生徒が一〇〇%給食実施が可能となつた。このことは、四町村の児童・生徒が長期にわたり、共通の給食をとり、将来地域住民の連帯感を助長し、心身の健全な発達のため大いに意義があるものである。

その沿革をみると次のようになる。

昭四三・四 中部上北教育事務組合設立

(七戸町、上北町、天間林村)

昭四四・八 東北町加入



食事中の生徒

昭四四・一〇 中部上北学校給食センター第一期工事着工
昭四五・四 〃 第二期工事着工

昭四五・八 完成

昭四五・九 給食開始、小学校三一校 六三〇四名

中学校一五校 八、七九〇名 計一〇、〇九四名

昭四七・四 中部上北広域事業組合へ統括

昭四七・一〇 栄養指導センター建設

昭五一・四 調理業務―南部縦貫鉄道KKへ委託（調理員二六名）

● 学校数 四五年当時は幼稚園も含めて四十九校だったが、五三年は四十校である。

● 人員 当初一〇、二六四人だったが、五三年は七、八七〇人である。

学校数は統合等で減ったもので、人員は年々少しずつ減少してきたものである。

●給食費 当初一食小は五二円中は六〇円だったが、物価の値上り等で五四年は小一六〇円、中一七〇円である。

(四) 学校の統廃合

(一) 上北鉾山小・中学校の廃校

上北鉾山小学校は、昭和一四年四月白石尋常小学校上北鉾山分教場として発足以来、国策による鉾山の発展と共に大きくなってきたが、昭和三〇年前半を境に、鉾山の先細りと共に学級も減り、閉鉾と共に廃校の止むなきに至った。

上北鉾山中学校も、昭和二二年四月開校したが、昭和三七年八月を最高に年々学級数が減少し、小学校と共に、昭和四六年十月十五日廃校となった。

(二) 統合による東小学校・西小学校の誕生

天間林村の人口の減少にともない（昭四〇 一三、〇五〇人、昭四五 一一、六五三人）過疎化が進み、山村地区での小学校の複式化が進む見通しとなったため、工藤敬一村長は、学区の再編成を考えながら、学校統合することによって適正な学級規模を保持し、教育環境を整えようとし、上通り（現西小学区）と下通り（現東小学区）に各一校ずつの建設にふみ切ることにした。

そのため、昭和四三年九月三日、学校整備統合促進協議会を設置し、組織会を終って、直ちに整備促進を計るよう依頼した。

依頼をうけた協議会は精力的に各学区民の総意を得るよう努力し、会議を重ね、ときには稲垣村西小を視察し、村長出席のもと、部落毎の統合懇談会等で説得につとめた。こうして、曲折を経ながらも、四四年三月には、統合校舎建設用地買収交渉委員を委嘱するに至った。

以上のような経過をたどり、昭和四八年四月、榎林小学校と二ツ森小学校が先ず統合し、東小学校が誕生した。続いて、翌四九年四月、花松小学校と李沢小学校が閉校し、東小学校に統合された。これで、下通りは統合を完了した。

昭和五二年二月から三月にかけて、上通りの小学校六校(天間館小、中野小、道ノ上小、疇小、坪小、白石小)が一斉に閉校式を挙行し、長いそれぞれの伝統と歴史に別れを告げた。そして、五二年四月一日に西小学校として誕生したのである。

昭和四三・五現在で西小学区の累計は九九〇で、東小学区の累計は四八一だが、昭和四九年では西小学区で七一八となり二七二の減、東小学区で三三七となり一四六の減となっている。これを更に昭和五五年三月現在で見ると、西小六九〇、東小二六九となっていて四十三年当時と比べると西小で三〇〇、東小で二二二の減となっている。若しも統合が進んでいなかったら複式の学校が相当ふえていることであろう。

さて、ここで統合促進協議会のメンバーと内容について少しふれてみることにする。

まず委員であるが、委員は十の学区から三人ずつの選出で合計三〇人で、次のようになっている(第三表参照)。

第一表 児童の在籍数

李沢	二ツ森	花松	榎林	天間館	中野	听	道ノ上	白石	坪	学校名 / 学年	
										学校名	学年
12	13	18	23	45	27	12	18	15	29		1
15	17	18	27	35	25	5	23	17	25		2
11	10	23	29	41	17	14	22	32	40		3
10	17	26	24	50	24	21	24	22	38		4
13	15	21	39	45	25	17	24	37	31		5
14	16	35	35	51	21	16	28	25	49		6
75	88	141	177	267	139	85	139	148	212		計

備考 昭和四三、五、一現在（一年～六年）

第二表 年別の児童在籍数

李沢	二ツ森	花松	榎林	天間館	中野	听	道ノ上	白石	坪	学校名 / 年度	
										学校名	年度
9	10	14	25	34	14	11	23	21	27		44
7	11	15	27	35	21	6	8	12	30		45
13	9	12	18	40	23	6	29	12	26		46
12	11	15	22	30	18	6	16	11	28		47
7	4	18	19	38	17	4	14	20	23		48
12	9	14	24	33	20	9	21	11	21		49
60	54	88	135	210	113	42	111	87	155		計

備考 四四年度以降入学児童

第三表 統合促進協議会委員

学区	氏名
道ノ上	小又耕一・金沢兼志・町屋重志
榎林	附田泰次郎・附田豊喜・高田藤夫
李沢	木村竜雄・甲田甚蔵・古屋敷松男
二ツ森	二ツ森成治・森田政吉・長久保房男
花松	田島政次郎・富田真情・花松直吉
白石	白石栄次郎・鳴海茂男・楠幹男
听	免内定雄・田中市郎・市ノ渡惣右工門
中野	鳥谷部義一・向中野勇次郎・町屋博
坪	坪藤八・坪直太郎・坪茂登木
天間館	天間武治・天間友一・中村長喜

本的条件とは

- 一、適正規模の保持
- 二、複式学級の解消
- 三、施設、設備の充実

天間 林 村 史

次にこの協議会の内容についてふれてみたい。

この協議会は第一協議会（天間館小、中野小、道ノ上小、坪小、白石小、听小の六学区をもって組織）と第二協議会（花松小、榎林小、二ツ森小、李沢の四学区をもって組織）の総体であつて、会議は合同或いは第一第二毎にもたれた。

この協議会は過疎現象等による入学児童の減少に対処し、教育の効率化を計るため、本的条件を設定し、学校整備統合の円滑なる促進を協議するものであつた。その基

である。委員は、各小学校学区から三名を選出し、合計三〇名を村長が任命した。

そして、各協議会は、委員の定数の過半数の出席を要し、決定も出席委員の過半数を必要とした。更に重要事項は、委員の三分の二以上の賛同を必要とした。

更に、住民説得の付帯条件として

①通学路の整備

②通学距離がうわまわる地区に対するスクールバスなど適切な配慮を行う。(通学距離の基準四K)
などを示している。

各校の閉校にさいして、工藤敬一村長ならびに宮沢正一教育長は、その労を謝し、かつ長い歴史のなかで築き上げてきた伝統を、整備された教育施設や環境のもとで生かされるよう激励したのである。

(三) 東小学校の概要

先ず、東小学校であるが、四校(榎林小、花松小、二ツ森小、李沢小)統合の時点でみると、

一、所在地 天間林村大字榎林字鉢森平一八一の二六

二、位置 北緯四〇度四四分四三秒、東経一四一度一三分四三秒

海拔四八・八m 榎林と貝塚の中間点で小高く、

八幡岳、八甲田のよく見える場所

三、児童数 三二一名で学級数は一三(複式を含む)

四、職員数 校長以下用務員一名を含め一八名

五、施設等 普通教室一二、複式教室、家庭科室、保健

室、校長室、更衣室、図書室、音楽室、理

科室、視聴覚室、準備室五、配膳室（リフ

ト付き）のデラックスなものだ。

六、その他 スクールバスは一台で運行し、李沢、花松

線を折返し運転している。利用者は児童の

約 $\frac{1}{3}$ 弱である。

次に沿革の概要についてみてみたい。

昭四八・四 防音改築第一期工事落成、榎林小学校と

二ツ森小学校を統合し、榎林小学校となる。

昭四九・四 第二期工事落成、花松小学校・李沢小学

校をさらに統合し、東小学校となる。

昭四九・七 プール完工

昭五〇・二 帽章講堂落成

昭五〇・三 校舎・講堂・水泳プール落成記念式典挙行



舎々学校小東

〃 式典に於て校歌、校章を制定する

昭五〇・一〇 中部上北委託研究発表会開催 講師高谷室長

昭五一・九 同第二回研究発表会開催 (国語科)

講師 堀川小学校 成瀬さみ子先生

昭五二・一〇 同第三回研究発表会開催

講師 堀川小学校 飯田敏雄先生

昭五二・一〇 むつみの森完工

昭五三・七 校内公衆電話 (ピンク) 設置

昭五三・一〇 アスレチック二基完成 (PTA)

昭五三・一〇 中部上北委託第四回研究発表会

講師 堀川小学校 飯田敏雄先生

昭五四・九 校内研究発表会 (国語・体育科)

講師 帝塚山学園授業研究所長 重松鷹泰先生

最後に校内研について一言ふれておきたい。

五三年度までは国語科だけについて研究・研修を続けてきたが、五四年度からはもう一教科体育科までひろげて研究・研修

をはじめた。その概要をみると、

1 研究主題 「読む心を育てる」

↳ ことばに意味を見つけ、関係づけた読みの指導↳ (国語科)

↳ 生き生きと運動にとりくむ態度を育てる指導↳ (体育科)

2 研究主題設定の理由

〈国語科〉

● 教育目標の「本気になって学ぶ子ども」から、課題発見、解決への態度は立体的に追究するようになってきているが、部分と全体を関係づけての見方、感じ方、考え方や読みの視点などの思考に深まりが欠ける。

● ひとり読みの視点の多見と、その見直しに关系的な思考が欠ける。このことから発表の内容に根拠性がうすく説得力が弱い。

〈体育科〉

● 「読む心を育てる」ということで、「生き生きと運動にとりくむ態度を育てる指導」をとりあげたのは、教師がさせる体育では、技能を教え、高めていくことはできるが、子どもたちが物事に心をはたらかせて問題を見つけたら、子ども同志の協力、はげまし合いということから、心と体で、仲間づくりをし、心から楽しみ、喜びをもって、意欲的、主体的に学習に参加するということが少ない。

3 研究目標

〈国語科〉

- ことばに意味を見つけ、関係づけた読みの指導のためには行間への書き込み（想像）、登場人物になりきる、はつきりした根拠づけ、つながりのある根拠づけをすることが有効な方法であるかどうか実践的に明らかにする。
- 読みの視点を豊かにし、発表力（説得力）のある子ども（主体的に追究する子ども）にする。

〈体育科〉

- 個々のカルテ（各自の体力・能力・その他）をもとに、個と集団の学習の中で問題をもち、それを深く追究しながらも助けあえる、認めあえる子に育てる。

4 研究仮設

〈国語科〉

- ⑤ 叙述に即し、前後のつながりを手がかりに、行間に想像を書きこむことによって、表現化、具体化ができる。
- ④ ことからの関係を見つけ、各自の考えの背景を確めながら、多くのわけをさがすことによって、根拠づけのはつきりした読みができる。
- ③ 各自が読みの目あてをもち、それをもとに、つながりのある根拠づけをしながら読むことによって関係づけた読みができる。

〈体育科〉

- 児童個々がそへ能力に応じた目あてをもち、はげまし合いながら追究することによって、児童が生き生きと



西小学校々舎

した学習にとりくむようになる。

以下略

(四) 西小学校の概要

一、所在地 天間林村大字天間館字森ノ上一八〇の一
二、位置 北緯四〇度四五分、東経一四一度一〇分
海拔二九・五m

三、児童数 七〇四名で学級数は二〇学級(複式二)

四、職員数 校長以下二八名(用務員一)後で用務員一
増員となる

五、施設等 普通教室一八、複式教室二、児童会室、保健
室、家庭科室、校長室、職員室、放送室、
更衣室、相談室、教材室、図工室、理科室、
図書室、視聴覚室、音楽室二、配膳室三、
用務員室、講堂(九三四 m^2) ママさんバ
レの可能なデラックスなもの、プール(二
六×一六m) 屋外運動場(二八、九八〇 m^2)
築山(三〇〇坪)

校舍（南棟、北棟に別れ、一、二階で廊下を結ぶ、各三階建ての二級防音校舎）
六通学のようにす

通学は、徒歩、レールバス、スクールバスの三種類で通学している

徒歩は、森ノ上、天間館、道ノ上、中野地区で、レールバスは、南部縦貫鉄道を利用し、坪地区、スクールバスは、二台で、尾山頭、白石地区、疍、石沢地区を折返し運行している。

利用している児童数はレールバス八六人スクールバス一六一人で、 $\frac{1}{3}$ 以上である。

沿革の概要について

- 昭四三・ 九 天間林村学校整備統合促進協議会発足
- 昭四四・ 一 連日一週間にわたって各部落常会毎に学校統合懇談会を開く
- 昭四九・ 八 二級防音校舎新築工事に着工
- 昭五〇・ 三 同第一期工事完成、南棟、教室棟
- 昭五〇・ 六 同第二期工事に着工
- 昭五一・ 三 同完成、管理、教室棟
- 昭五一・ 六 同第三期工事に着工
- 昭五二・ 三 同完成、北棟、教室棟・防音校舎完成
- 昭五二・ 四 天間館・道ノ上・中野・坪・白石・疍の六小学校統合、村立西小学校とよぶ

昭五二・六 二級防音講堂新築工事に着工

昭五二・七 P・Cパネル工法による水泳プール完成(二五×一六m)

昭五三・二 防音講堂完成

昭五三・三 西小学校落成式(校舎、講堂、水泳プール)、校歌、校旗、校章完成披露

昭五四・一一 青森県小教研家庭科中間発表

講師 堀川小学校 辻 静枝先生

●校内研修

五二年開校と同時に四教科(国・社・算・理)にわかれ研修をつんできたが、五四年度に入って県小教研の家庭科部会の五五年度発表を依頼されたので、今までの四教科研究のほかに家庭科の研究も行なうことになった。

一、研究主題「追究構想を深める」

二、研究主題設定理由

子ども達が、自らの学習の目あてを見出し、学習の手だてを考え出し、より深い考察へと動き出すことを目ざしての研究を、長期的に研究していこうと出発したのが五二年度である。三年目の今年度は、それらの

考えを具体的な授業の流れの中で評価の観点を見いだしたいと思う。

三、研究目標

子どもと教材、資料等の出会いを工夫し、子どもの考えを助成し、整理してやるためにノート指導をし、聞く態度の育成を目指す。それらを、国語、社会科、算数、理科、家庭科及び学級指導の教材研究、授業研究を通して見極めていく。

四、研究仮設

子どもが見通しの立てることのできるような課題提示、教材提示をし、考察の方法としてノートに書き込ませることにより、自立的な学習へと踏み出す。

〈家庭科部会〉

一、研究主題

ひとりひとりの子どもが主体的に学習するにはどうしたらよいか。

——のぞましい住まい方への関心を高めるための家庭科と学級指導との関連指導——

二、研究目標

児童があらひのまゝの姿を知り、「このまゝではいけない、何とかしなければ……」という改善への意欲を起させるための学習の組み立てはどうあればよいかを明らかにしていく。

三、研究仮設

1 実態把握へ自己認識―(他との比較)―(課題)
2 学級指導との関連(生活のほりおこし)―(意識化)―(実践化)
3 学習の組み立て(これではいけない)―(なんとかしなければ)―(こうしよう)―(実践的態度)以上
のような考察の流れの中で、個々が確かな課題意識をもって追究していくとき、それは、個々の実践態度となる。

(五) 天間館中学校

昭和二三年に開校した天間館中学校の沿革は次の通りである。

昭二二・四 天間館中学校設立認可

昭二二・四・二一 授業開始(天小・坪小・青年学校使用)

昭二七・八 テニス女子県大会優勝

昭二八・七 中体連郡大会テニス優勝

八 テニス県女子大会優勝

昭二九・八 中体連県大会テニス個人優勝

九 洞爺丸沈没、道小五人の先生死亡のため

天中の先生で道小の授業を行う。



天間館中学校々舎

- 昭三〇・六 北奥羽陸上競技大会 女子二百m優勝
中体連大会卓球女子優勝
- 昭三一・八 県大会テニス個人優勝 放送陸上競技
大会
- 昭三二・七 砲丸投県一位 上原子元見
中体連郡大会テニス女子優勝
- 八 〃 陸上競技女子総合優勝
- 九 〃 県大会テニス女子優勝
- 〃 B級野球優勝
- 九 〃 選抜テニス大会女子優勝
- 一〇 中体連駅伝大会優勝
- 昭三三・七 〃 郡大会女子テニス優勝
- 昭三八 〃 〃 ソフトテニス個人優勝
県下選抜ソフトボール大会優勝
- 昭三九・六 中体連郡大会ソフト優勝

一一 新校舎竣工（南側）

昭四〇・七 中体連郡大会ソフト・テニス優勝

県大会ソフト優勝

昭四一・七 中体連郡大会ソフト優勝

八 県大会ソフト優勝

昭四二・五 総合学習指導法研究会

七 中体連郡大会ソフト・テニス優勝

九 総合学習指導法研究会

昭四三・七 中体連県大会ソフト優勝、庭球二位、野球、卓球女三位

昭四四・六 中体連郡大会ソフト優勝

昭四四・七 中体連県大会ソフト優勝

九 県吹奏楽コンクール準優勝

昭四五・九 〃 〃 〃

一一 安全教育優良校として県表彰をうける

昭四六・六 中体連郡大会ソフト優勝

七 〃 県 〃 〃 〃

九 吹奏楽コンクール県大会準優勝

昭四七・七 中体連県大会ソフト優勝

昭四八・二 生徒指導研究推進校中間発表

六 中体連郡大会 テニス女子、相撲個人優勝

七 // 県 // 相撲個人優勝 松山正幸

一〇 文部省指定生徒指導研究推進校発表会

昭四九・七 人命救助で女子生徒二名表彰される

昭五〇・六 中体連郡大会野球部優勝

昭五二・四 三十周年記念事業として合宿用具(畳七〇丁、寝具四五組) P T A 寄贈

一一 中北上北研究委託校発表会

創立三十周年記念式典

昭五三・六 中体連野球優勝

九 // 新人戦テニス、剣道女子優勝

一〇 県下選抜剣道大会女子団体優勝

昭五四・一 シェル科学コンテスト三位(原子牧子、坪明美)

五 春季県下剣道大会女子団体優勝

〃 陸上競技大会百m一位(梅内光英)

第十回県青少年剣道三沢大会女子優勝

七 北奥羽少年剣道大会女子二位

八 県吹奏楽コンクールCクラス銀賞

九 中体連新人戦バレー(女子)卓球(男子)優勝

第三二回県理科研究発表大会で松村、中島会長賞をうける

一一 進路指導研究協議会発表会

●生徒数 一年一二八名 二年一〇六名 三年一二二名 計三四六名

●学級数 各学年三クラス 特殊一 計一〇学級

●職員数 二二名

●校内研修

1 研究主題 生徒ひとりひとりが勤労を重んじ、望ましい職業観を育てるための進路指導はどうあればよいか、

——学級指導の中の進路指導と清掃活動を通して——

2 主題設定の理由 (抜粋) 本校では年毎に高校へ進学する生徒が多くなっている。生徒のひとりひとりが高校

卒業後どうするか、そのための高校を選択し、何科を選べばよいか生徒にとって切実な問題となっている。高校へ入学しても中途で退学する者が増えている。何のために高校へ進学したが、はつきりした目的をもたずに進学し、そのため挫折するものと考えられる。

生徒には職業を通して自己実現する意欲に欠ける。職業を通して自己の個性を伸ばして社会へ貢献するという気風に欠けている。その結果、安易な離職や転職が行なわれる。このことから職業に対する望ましい考えを育てるために、中学生在学中から進路の指導を確実に積み重ねていかなければならない。生徒に調和のある職業観を身につけさせるよう指導していく必要がある。

3 研究目標

ひとりひとりの生徒に働くことを尊び、どうすれば正しい職業観を身につけさせるかを、学級指導の中の進路指導と毎日の清掃活動を中核にして実践を通じて明らかにする。

4 研究の仮説

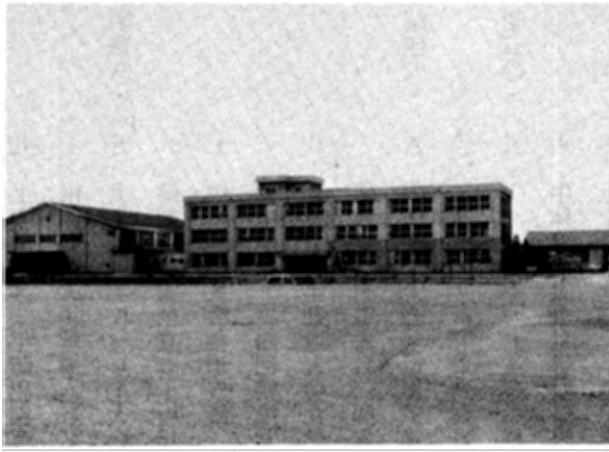
(1) 単なる知識として情報を与えるだけでなく、生徒ひとりひとりが中学3ヶ年のうちに自己の人生設計をたて、その達成のための進路設計をたて、その実現のために全力で生徒に努力させることよって望ましい職業観が身につくであろう。

(2) 職業に対する価値観は窮極的には生徒個人のものであるから、思考力を高める指導法をくふうすることよって望ましい職業観が身につくであろう。

(3) 清掃活動という具体的な場を通して継続的に指導することによって勤労の尊さをわからせることができるであろう。

以下 略

(六) 榎林中学校



榎 林 中 学 校 々 舎

昭二・四 榎林中学校創立、榎林小校併置

体操場一教室、旧公民館使用(学級数四)

昭三・四 五学級編成 二四年六学級

昭二五・九 郡下中学校相撲大会個人戦一位

昭二九・九 郡下中学校B級(六学級以下)野球大会
二位

昭三〇・二 新校舎へ移転

昭三一・一二 体育館落成式

昭三二・七 中体連郡大会ソフト優勝、庭球一三位

昭四一・七 中体連郡大会バレー優勝

昭四七・三 防音校舎落成式挙行

七 中体連郡大会剣道男女優勝

〃 県大会剣道女子優勝

- 昭四八・
- 九 上十三地区少年防犯剣道大会男女優勝
 - 一一 南部地区少年剣道大会女子団体、個人優勝
 - 五 上十三中学校バレー大会女子優勝

県剣道連盟創立二十周年記念選手権女子優勝

- 七 中体連郡大会剣道優勝 バレー二位

青中体連 二四回県中学校体育大会 剣道女子三位 個人一位ニッ森礼子 三位

- 八 北奥羽少年剣道大会女子優勝

- 一一 南部少年剣道大会 個人優勝ニッ森礼子

- 昭四九・
- 六 中体連郡大会剣道男子優勝 バレー二位

- 一〇 〃 〃 新人大会剣道女子優勝

- 昭五〇・
- 五 上十三春季バレー選手権大会優勝

- 六 中体連郡大会剣道女子優勝 男子三位 バレー二位

- 一一 上十三中秋バレー選手権大会女子優勝

- 昭五一・
- 五 上十三中学校春季バレー大会優勝

- 六 中体連郡大会剣道男女、バレー、陸上三千米優勝（中村豊彦）

- 七 青中体連二七回青中体大会剣道女子バレー女子優勝

八 第二一回北奥羽少年剣道大会女子優勝

一一 東奥美術展表彰 版画推奨 石橋勝彦

一一 上十三中秋季バレー大会優勝

一二 村教振中学校部会発表会 講師元鳥善次先生

昭五二・四 第二二回下川杯少年剣道大会（岩手 青森）優勝

五 上十三中春季バレー大会優勝

七 青中体連 第二八回県中学校体育大会庭球団体優勝 個人優勝（長沢・中村組）

昭五三・五 上十三中春季バレー大会女子優勝

六 中体連郡大会バレー優勝 陸上三種B一位

昭五三・七 第二九回青森県中学校体育大会バレー優勝

一〇 中体連郡大会新人戦庭球優勝

上十三秋季陸上大会八百m R一位

一一 上十三秋季バレー大会女子優勝

昭五四・四 下川杯剣道大会（女子団体、男子個人優勝）

九 中体連郡新人大会剣道女子優勝

一〇 中部上北研究委託校発表会 講師古川小学校長 沢田良男先生

●生徒数 一年五二名 二年 六四名 三年 五三名 計一六九名

●学級数 各学年二クラス 特殊一 計七学級

●職員数 一六名

●校内研修

1 研究主題 「自主的で、実践力に富む生徒を育てるための学業指導」

2 研究主題設定の理由（抜粋）

教師の日常観察から本校生徒の問題点として

- ①素直に従順であるが、連帯感や規律を守る態度に欠け、自分から進んで実践することが少ない。
- ②明るく、協力的だが、自分たちの学級や学校をよりよくしようとする意識が十分でない。
- ③自分なりの目あて考えをもって、家庭での学習を計画的にすることが少ない。
- ④日常の学習活動に対するとり組み方も不十分でものごとを深く考えようとしなない。

したがって、与えられた課題は一応やってくれずが深く憂求し自分から問題を解決して成就の喜びを味わうことが少ない。課題がなければ自分から解決しようとする気構えが乏しい。

本校の学習課題は「自主的で、実践力に富む生徒を育てることであり、生徒一人一人が常に自分を厳しくみつめ問題を把握し、努力して到達する大きな喜びや感動を通して自分をより高めようとする態度を育てることをねらいとして、学業指導で目標到達を図ることが最良であると思う。

そのために学習課題の意識を確かめ、自分の考えをもって毎日の学習にのぞむ生徒を育て高めていくことが今後の課題である。

特に各教科とも課題の与え方と授業での取りあげ方の実践検証を推進することが「自主的で実践力のある生徒」を育てることが期待されると考えて取りくんできた。

3 研究目標

授業を通して一人ひとりの生徒が「わかった」「解けた」「できた」と喜びをわかちあえる授業を展開するための一つの方法として課題のあたえ方を配慮することが効果的であると考えられるので、これを実践を通して明らかにする。

4 研究仮設

課題のあたえ方

- ① 課題は必ず自分の力で解けるように具体的に方法分析をして与える。
 - ② 練習時や作業時の個別指導を重視する。
 - ③ 友だちの考えと、自分の考えの違いに気づかせ、その問題を解決するための学習をする。
 - ④ ノート指導の重視
- 課題の取りあげ方
- ① 生徒の実態を学習課題との関連を十分おさえる。

②能力に応じた学習活動の場を設ける。

③つまづきの傾向を知り、その原因に気づかせる。

(七) 七戸高等学校天間林分校

分校の沿革史によると、その誕生は次のようだ。

終戦後の昭和二三年度より日本に初めて高等学校の定時制教育が実施されることになり、同年春、県当局より天間林村にも定時制高等学校設置方の懇懇あり、時の村長沢田喜代太氏、勤労青少年教育の重要なことを痛感し、直ちに村議会に諮り、設置の協賛を得。

沢田村長、天間館の葛原禪祐氏を定時制高等学校設立準備委員長として委嘱し、設置に関する一切の任に当らしむ。

葛原禪祐氏、七戸高等学校を訪ね、校長高村忠三郎氏の絶大なる御指導と御協力を賜り、一方県教育委員会に接渉を重ねること再三、遂いに一切の態勢を整備し、昭和二十四年一月十六日、青森県教育委員会教育長神馬勝太郎殿宛設置申請書を提出し、その認可指令に接す。

茲に初めて青森県立七戸高等学校天間林分校の設置が認められ、設置準備委員長たりし葛原禪祐氏当校初代分校主任として昭和二十四年四月一五日付きで発令され就任す。

即ち、天間館小学校裏の元女子更生会館（女子作業所）として使用した延六十坪余の二階建半腐朽家屋に応急修理を施し、教室一、職員室一、宿直室一を区切り、校舎とし、昭和二四年六月一七日右校舎に於て、盛大なる

指令第六〇号

上北郡天間林村

昭和二十四年一月十六日附で申請があつた新制高等学校天間林分校（定時制課程）の件は之を認可する。

昭和二十四年四月十二日

青森県教育委員会

る開校式を挙行す。

昭二四・四・一二 天間林分校開校式を挙行す。

〃・四・一五 葛原禪祐氏初代分校主任に就任

〃・六・一七 天間林分校開校式典挙行

二七・九・一三 〃 独立校舎落成

二八 〃 県高等学校定通制総合体育大会庭球（女子）優勝

二九 〃

三〇 〃 国体東北六県庭球予選に県代表として小又ルイ子、藤沢光子出場

三一 〃

天間林村史

- 三三
三三
三三
三三・一一・三〇 天間林分校創立十周年記念式典挙行
三五 県高等学校定時制総合体育大会庭球（女子）優勝
〃 四・一 天間林分校県立移管さる
四八・一・一〇 〃 体育館新築落成
四八 全国高等学校定通制庭球大会出場
小又豊子、工藤百合子
四九 〃
四九・四・一 藤田昌英氏二代分校主事に就任
五〇 全国高等学校定通制卓球大会出場市ノ渡まち子
五三・三・一〇 定時制課程募集中止
五三・四・一 第一・二学年全日制課程へ移行
五四 全国高等学校定通制庭球大会出場
向中野美枝子 天間記美子
五四・四・一 藤田昌英氏初代教頭に就任

天
間
林
村
史

計	3	2	1	学年
30	7	11	12	男
61	24	16	21	女
91	31	27	33	計

○生徒数

■あとがき

われわれが本書の編纂を依頼されたのは昭和五十一年四月のことであった。爾来五年の歳月を費し、この度ようやく発刊にこぎつけることができたのであるが、このように遅れたのは、もっぱら執筆者が雑務におわれたこと、さらに史料、資料等が思うように蒐集できなかったことに起因する。特に戦前の資料は皆無に近い状態で、特定の資料に大きく依存せざるをえなかったため、その穴埋めとして、聞き取り作業に多くの時間と労苦をささざるをえなかったのである。

このことは本書の内容にも大きな影響を与えているが、それが本書の欠点であると同時に長所にもなっていると言える。従来由市町村史は項目別に編成され、すべてを網羅するという総花的なかたちが多く見られるが、本書の場合は、各執筆者が興味を持ったものは深く論及されており、かなりレベルの高いものになっている。また聞き取りに大きく依存したことは村民の側から歴史を見るという視点をとることができたと言えよう。もちろん執筆に際して注意したことは、村民の歴史を項目別に切断するのではなく、まさに動態的に把握、通史的に展開することに力点をおいた。

執筆を終って、簡単な感想を述べておくと、本村は七〇あまりの集落からなる純農村で、この集落を中心に村民の生活が蓄積されてきたのである。しかし、いわゆる高度経済成長期になると、集落のもつ共同体的性格は薄れ、その存立基盤が崩壊してきたと言えよう。このことは現在の村当局の行政ならびに村民生活に大きな影響を与えているのである。したがって、将来の天間林村を展望するうえで重要なことは、生産、生活の場としての集

落の共同性をどのように復権させてゆくか、また村のほぼ中央を流れる坪川、中野川を村民のためにどのように開発してゆくかにかかってくると思われる。

最後に本書の刊行にあたって、多くの資料を、心よく御提供くださった方々、ならびに変らぬ御好意と御努力で推進してくださった天間林村教育長宮沢正一氏ならびに松山義郎氏にあらためて感謝のことはをささげたい。

(五六・三・二七 佐々木崇暉記)

■天間林村史刊行委員

天間林村議長	工藤敬一
天間林村議会議長	附田豊喜
天間林村議会議文教育厚生常任委員長	中村吉兵衛
天間林村助役	中岫健之助
天間林村収入役	附田愛一
天間林村教育委員会教育長	宮沢正一
天間林村総務課長	榎山金蔵
天間林村教育委員会教育課長	听尚文

■天間林村史編纂委員

青森大学々々長	盛田稔
青森大学助教授	末永洋一

■天間林村史刊行資料提供者(順不同)

青森大学講師	佐々木崇暉
青森県教育庁文化課主任主査	天間勝也
天間林村立西小学校長	秋山正信
天間林村教育委員会社教係長(事務局)	松山義郎
木村龍雄	鳥谷部喜代松
森田金蔵	二ツ森成治
中野要吉	金沢重次郎
中村吉兵衛	中村専右エ門
田中貞雄	田嶋重穂
山崎栄作	町屋利夫
龍島三郎	听耕一
工藤政太郎	听尚文
	天間義勝
	手代森徳松
	中野寛司
	市ノ渡吉松
	永峰文男
	石沢明夫
	坪倉助
	中嶋信

天間林村史(下卷)

昭和五十六年三月十五日 印刷
昭和五十六年三月三十一日 発行

発行 天間林村

(青森県上北郡天間林村大字
天間館字森ノ上二三二の四)

編集 「天間林村史」編纂委員会
印刷 杜陵印刷
本 刷 (盛岡市厨川四丁目二ノ六)